

地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細 (変更)

市町村名： 山形市

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

- 山形県地域公共交通計画<施策・事業3-2-1>地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
 - ・山形市公共交通活性化協議会における、市内交通ネットワークの課題に関する年2回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善(山形市)
 - ・山形市外に影響する公共交通の検討・協議、及び地域別部会への提案・協議(山形市)
- 山形県地域公共交通計画<施策・事業1-1-1><1-2-1>によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。(山形市、事業者)
 - ・GTFS-JPの作成・提供(山形市)
 - ・本市作成のGTFS-JPを活用した市内公共交通の運行情報を市ホームページ内「山形市地図情報」へ掲載(山形市)
- 山形県地域公共交通計画の<施策・事業3-1-1>に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。(山形市)
 - ・地域公共交通計画の<施策・事業2-1-1>によって導入される交通系ICカードについて、市民や来訪者への普及啓発(事業者、山形市)
 - ・本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入(山形市、事業者)
- その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。
 - ・路線バスやコミュニティバスも含めた公共交通のネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成・配布(山形市)
 - ・バスの乗り方教室等による公共交通利用のきっかけづくりや啓発活動を通じたモビリティマネジメントを行う(山形市、事業者)

2. 運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付

3. 運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

- 山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標2の山形市相当分の達成
 - ・県全体目標値(目標年度R7年度末)
RESASの移動実態数値(本県への来訪者数等): 県外60,000人、県内70,000人
 - ・山形市目標値(目標年度R7年度末)
県外12,245人、県内3,016人
- 山形県地域公共交通計画 中目標(3) 数値目標3の山形市相当分の達成
 - ・県全体目標値(目標年度R7年度末)
市町村総合交付金対象路線・サービス(本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体)の人口あたりの乗車人員: 2.50回/人
 - ・山形市の目標値(目標年度R7年度末)
5.03回/人(直近年度の実績1,117,478人)

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標4の山形市相当分の達成

・県全体目標値（目標年度R7年度末）

市町村の移動サービスに対する負担額

地域鉄道 : 7,203万6千円（直近年度の実績5,602万8千円）

路線バス : 4億6,000万円（直近年度の実績4億7,553万4千円）

コミュニティバス : 4億4,000万円（直近年度の実績5億3,331万4千円）

デマンド交通 : 1億5,000万円（直近年度の実績2億4,033万9千円）

タクシー : 1億円（直近年度の実績3,000円）

・山形市目標値（目標年度R7年度末）

（当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況地を記載）

路線バス : 3,477万9千円（直近年度の実績8,334万2千円）

コミュニティバス : 4,063万5千円（直近年度の実績4,836万4千円）

デマンド交通 : 263万8千円（直近年度の実績301万円）

○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

コミュニティバス高瀬線の年間利用者数 : 3,794人以上（直近年度の実績3,340人）

コミュニティバス高瀬線の収支率 : 6.9%以上（直近年度の実績6.5%）

コミュニティバス高瀬線への山形市負担額 432万8千円（直近年度の実績432万8千円）

スマイルグリーン号の年間利用者数 : 1,717人以上（直近年度の実績1,565人）

スマイルグリーン号の収支率 : 6.9%以上（直近年度の実績6.5%）

スマイルグリーン号への山形市負担額 : 291万7千円（直近年度の実績301万円）

山交ビル～関沢線の年間利用者数 : 48,645人以上（直近年度の実績48,645人）

山交ビル～関沢線の収支率 : 69.2%以上（直近年度の実績75.4%）

山交ビル～関沢線の山形市負担額 385万5千円（直近年度の実績282万5千円）

山交ビル～山寺線の年間利用者数 : 47,645人以上（直近年度の実績47,645人）

山交ビル～山寺線の収支率 : 41.1%以上（直近年度の実績44.7%）

山交ビル～山寺線の山形市負担額 869万8千円（直近年度の実績748万2千円）

山交ビル～新山線の年間利用者数 : 11,822人以上（直近年度の実績11,822人）

山交ビル～新山線の収支率 : 82.1%以上（直近年度の実績89.4%）

山交ビル～新山線の山形市負担額 17万3千円（直近年度の実績9万3千円）

山交ビル（県庁）関沢線の年間利用者数 : 4,636人以上（直近年度の実績4,636人）

山交ビル（県庁）関沢線の収支率 : 75.4%以上（直近年度の実績82.2%）

山交ビル（県庁）関沢線の山形市負担額 30万6千円（直近年度の実績20万4千円）

山交ビル～唐松観音線の年間利用者数 : 46,066人以上（直近年度の実績46,066人）

山交ビル～唐松観音線の収支率 : 84.6%以上（直近年度の実績92.2%）

山交ビル～唐松観音線の山形市負担額 175万9千円（直近年度の実績81万7千円）

山交ビル（県庁）唐松観音線の年間利用者数 : 3,383人以上（直近年度の実績3,383人）

山交ビル（県庁）唐松観音線の収支率 : 90.2%以上（直近年度の実績98.3%）

山交ビル（県庁）唐松観音線の山形市負担額 7万6千円（直近年度の実績1万2千円）

山交ビル～宝沢線の年間利用者数：68,252人以上（直近年度の実績68,252人）

山交ビル～宝沢線の収支率：90.2%以上（直近年度の実績98.3%）

山交ビル～宝沢線の山形市負担額116万7千円（直近年度の実績28万1千円）

○事業の効果

- ・上記路線を維持することにより、山形市内高瀬地区、山寺地区、東沢地区、大郷地区、明治地区、及び当該地区と隣接する中山町及び天童市の地区の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

- ・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のRESASの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、山形市公共交通活性化協議会や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るコミュニティバス高瀬線、スマイルグリーン号、路線バス7路線について、その運行に係る費用総額6,787万4千円のうち、山形市から運行事業者等への補助金及び委託料については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を支払うこととしている。

また、コミュニティバス高瀬線、スマイルグリーン号、路線バス7路線への上記山形市の補助金及び委託料も含めた「別紙（山形縣市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する山形市の負担については、山形縣市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第21条第1号～第4号関係）

5. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（1）事業の目標

該当なし

（2）事業の効果

該当なし

7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論

○ 山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会）

<令和3年度>

- ・ 令和3年6月28日（第1回）：国庫補助要綱改正を踏まえた地域公共交通計画の修正についての議論
- ・ 令和3年8月25日（第2回）：地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画認定申請の提出等についての議論
- ・ 令和4年1月31日（第3回）：令和3年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論
- ・ 令和4年3月24日（第4回）：令和4年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の手続き等について

<令和4年度>

- ・ 令和4年6月27日（第1回）：地域公共交通計画の修正等についての議論案の議論
- ・ 令和4年9月21日（第2回）：地域間幹線系統の協議運賃についての議論（書面協議）（日付けは書面協議成立時）
- ・ 令和5年1月27日（第3回）：令和4年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論
- ・ 令和5年3月 日（第4回）：山形県地域公共交通計画の変更について（書面協議）（日付けは書面協議成立時）

○ 山形県地域公共交通活性化協議会（地域別部会）

<令和3年度>

山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（村山・最上・置賜・庄内）

- ・ 令和3年11月（書面協議）：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更
- ・ 令和4年1月（書面協議）：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更
- ・ 令和4年2月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更
- ・ 令和4年3月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更

○ 山形市公共交通活性化協議会

<令和3年度>

- ・ 令和3年5月7日（第1回）：規約の改正
- ・ 令和3年5月26日（第2回）：R2事業・収支決算、R3事業計画・収支予算、地域内フィーダー系統補助に関して
- ・ 令和4年1月19日（第3回）：地域公共交通確保維持改善事業の事業評価等

<令和4年度>

- ・令和4年6月10日（書面協議）：地域内フィーダー系統補助について
- ・令和4年7月14日（第2回）：R3事業・収支決算、R4事業計画・収支予算、R3及びR4の山形市地域公共交通計画に基づく取組内容、生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）について

○ 山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会

- ・令和3年4月20日：補助要綱の改正とそれに伴う県計画の修正の説明・質疑応答

10. 利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により山形市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

本市では、山形市公共交通活性化協議会の構成員となっている利用者代表等から意見を聴取するほか、必要に応じて地区等との意見交換会を開催することで利用者等の意見を聴取し、施策の反映につなげている。

11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付

12. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要

【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

該当なし

(2) 交通手段の検討状況

該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 山形県山形市旅籠町二丁目3-25

(所 属) 山形市企画調整部企画調整課

(氏 名) 大場 千華

(電 話) 023-641-1212 (内線 221)

(e-mail) kikaku@city.yamagata-yamagata.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
山形市	山寺観光タクシー株式会社 (期間:令和4年10月1日~令和5年3月31日) 未定 (期間:令和5年4月1日~令和5年9月30日)	(1) コミュニティバス高瀬線 (通学便)	高沢	高瀬駅前	高楯中学校前	往 7.3km	217日	108.5回			路線定期運行	②(1)	高瀬駅前停留所で地域間交通ネットワーク(JR仙山線)と接続	③
		(2) コミュニティバス高瀬線 (1便)(左回り)	高沢	山形駅前	高沢	往 37.9km 循環	244日	258回			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか5カ所で地域間交通ネットワーク(JR奥羽本線、仙山線、山形~長井線ほか11路線)と接続	③
		(3) コミュニティバス高瀬線 (2便)	高沢	東北中央病院	山形駅前	往 23.3km	244日	129回			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか5カ所で地域間交通ネットワーク(JR奥羽本線、仙山線、山形~長井線ほか11路線)と接続	③
		(4) コミュニティバス高瀬線 (3便、4便)(右回り)	山形駅前	高沢	山形駅前	循環 復 37.8km	244日	500回			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか5カ所で地域間交通ネットワーク(JR奥羽本線、仙山線、山形~長井線ほか11路線)と接続	③
	山交バス株式会社	(5) 山交ビル~関沢	山交ビルバスターミナル	新山	関沢	往 13.8km 復 14.0km	290日	1,207.5回			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間交通ネットワーク(JR奥羽本線、山形~長井線ほか11路線)と接続	③
山形市 天童市	山交バス株式会社	(6) 山交ビル~山寺	山交ビルバスターミナル	高原荒谷橋	芭蕉記念館前	往 17.8m 復 17.6km	302日	1,327回			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか7カ所で地域間交通ネットワーク(JR奥羽本線、山形~長井線ほか11路線)と接続	③
山形市	山交バス株式会社	(7) 山交ビル~新山	山交ビルバスターミナル	水源地	新山釣堀前	往 - 復 11.4km	241日	120.5回			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間交通ネットワーク(JR奥羽本線、山形~長井線ほか11路線)と接続	③
	山交バス株式会社	(8) 山交ビル(県庁)関沢	山交ビルバスターミナル	県庁	関沢	往 - 復 14.7km	241日	120.5回			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間交通ネットワーク(JR奥羽本線、山形~長井線ほか11路線)と接続	③
	山交バス株式会社	(9) 山交ビル~唐松観音	山交ビルバスターミナル	水源地	唐松観音	往 8.3km 復 8.5km	364日	2,068回			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間交通ネットワーク(JR奥羽本線、山形~長井線ほか11路線)と接続	③
	山交バス株式会社	(10) 山交ビル(県庁)唐松観音	山交ビルバスターミナル	県庁	唐松観音	往 - 復 9.2km	241日	120.5回			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間交通ネットワーク(JR奥羽本線、山形~長井線ほか11路線)と接続	③
	山交バス株式会社	(11) 山交ビル~宝沢	山交ビルバスターミナル	水源地	宝沢	往 10.8km 復 11.0km	290日	1,340.5回			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間交通ネットワーク(JR奥羽本線、山形~長井線ほか11路線)と接続	③
山形市 中山町	山交ハイヤー株式会社 (期間:令和4年10月1日~令和5年9月30日)	(12) スマイルグリーン号 (1, 3, 5, 7便)		中山町・明治・大郷地区			144日	720回			区域運行	①	山形駅前停留所ほか4カ所で補助対象地域間幹線系統山形~長井線ほか8路線と接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記す。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
山形市	未定 (期間: 令和6年10月1日～令 和7年9月30日)	(1) コミュニティバス高瀬線 (通学便)	高沢	高瀬 駅前	高楯 中学 校前	往 7.3km	217日	108.5回			路線定期運 行	②(1)	高瀬駅前停留所で地域間 交通ネットワーク(JR仙山 線)と接続	③
		(2) コミュニティバス高瀬線 (1便)(左回り)	高沢	山形 駅前	高沢	往 37.9km 循環	243日	264回			路線定期運 行	②(1)	山形駅前停留所ほか5カ所で地域 間交通ネットワーク(JR奥羽本線、 仙山線、山形～長井線ほか11路 線)と接続	③
		(3) コミュニティバス高瀬線 (2便)	高沢	東北中 央病院	山形 駅前	往 23.3km	243日	132回			路線定期運 行	②(1)	山形駅前停留所ほか5カ所で地域 間交通ネットワーク(JR奥羽本線、 仙山線、山形～長井線ほか11路 線)と接続	③
		(4) コミュニティバス高瀬線 (3便、4便)(右回り)	山形 駅前	高沢	山形 駅前	循環 復 37.8km	243日	504回			路線定期運 行	②(1)	山形駅前停留所ほか5カ所で地域 間交通ネットワーク(JR奥羽本線、 仙山線、山形～長井線ほか11路 線)と接続	③
	山交バス株式会社	(5) 山交ビル～関沢	山交ビ ルバス ターミナ ル	新山	関沢	往 13.8km 復 14.0km	289日	1,131回			路線定期運 行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域 間交通ネットワーク(JR奥羽本線、 山形～長井線ほか11路線)と接続	③
山形市 天童市	山交バス株式会社	(6) 山交ビル～山寺	山交ビ ルバス ターミナ ル	高原 荒谷 橋	芭蕉 記念 館前	往 18.2km 復 18.0km	239日	1,195回			路線定期運 行	②(1)	山形駅前停留所ほか7カ所で地域 間交通ネットワーク(JR奥羽本線、 山形～長井線ほか11路線)と接続	③
山形市	山交バス株式会社	(7) 山交ビル～新山	山交ビ ルバス ターミナ ル	水源地	新山 釣堀 前	往 - 復 11.4km	239日	119.5回			路線定期運 行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域 間交通ネットワーク(JR奥羽本線、 山形～長井線ほか11路線)と接続	③
	山交バス株式会社	(8) 山交ビル(県庁)関沢	山交ビ ルバス ターミナ ル	県庁	関沢	往 - 復 14.7km	239日	119.5回			路線定期運 行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域 間交通ネットワーク(JR奥羽本線、 山形～長井線ほか11路線)と接続	③
	山交バス株式会社	(9) 山交ビル～唐松観音	山交ビ ルバス ターミナ ル	水源地	唐松 観音	往 8.3km 復 8.5km	365日	2,211.5回			路線定期運 行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域 間交通ネットワーク(JR奥羽本線、 山形～長井線ほか11路線)と接続	③
	山交バス株式会社	(10) 山交ビル(県庁)唐松観音	山交ビ ルバス ターミナ ル	県庁	唐松 観音	往 - 復 9.2km	239日	119.5回			路線定期運 行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域 間交通ネットワーク(JR奥羽本線、 山形～長井線ほか11路線)と接続	③
	山交バス株式会社	(11) 山交ビル～宝沢	山交ビ ルバス ターミナ ル	水源地	宝沢	往 10.8km 復 11.0km	289日	1,275.5回			路線定期運 行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域 間交通ネットワーク(JR奥羽本線、 山形～長井線ほか11路線)と接続	③
山形市 中山町	山交ハイヤー株式会社 (期間: 令和5年10月1日～令 和6年9月30日)	(12) スマイルグリーン号 (1, 3, 5, 7便)		中山町・明 治・大郷地区			140日	700回			区域運行	①	山形駅前停留所ほか4カ所 で補助対象地域間幹線系 統山形～長井線ほか8路 線と接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記す。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R7年度

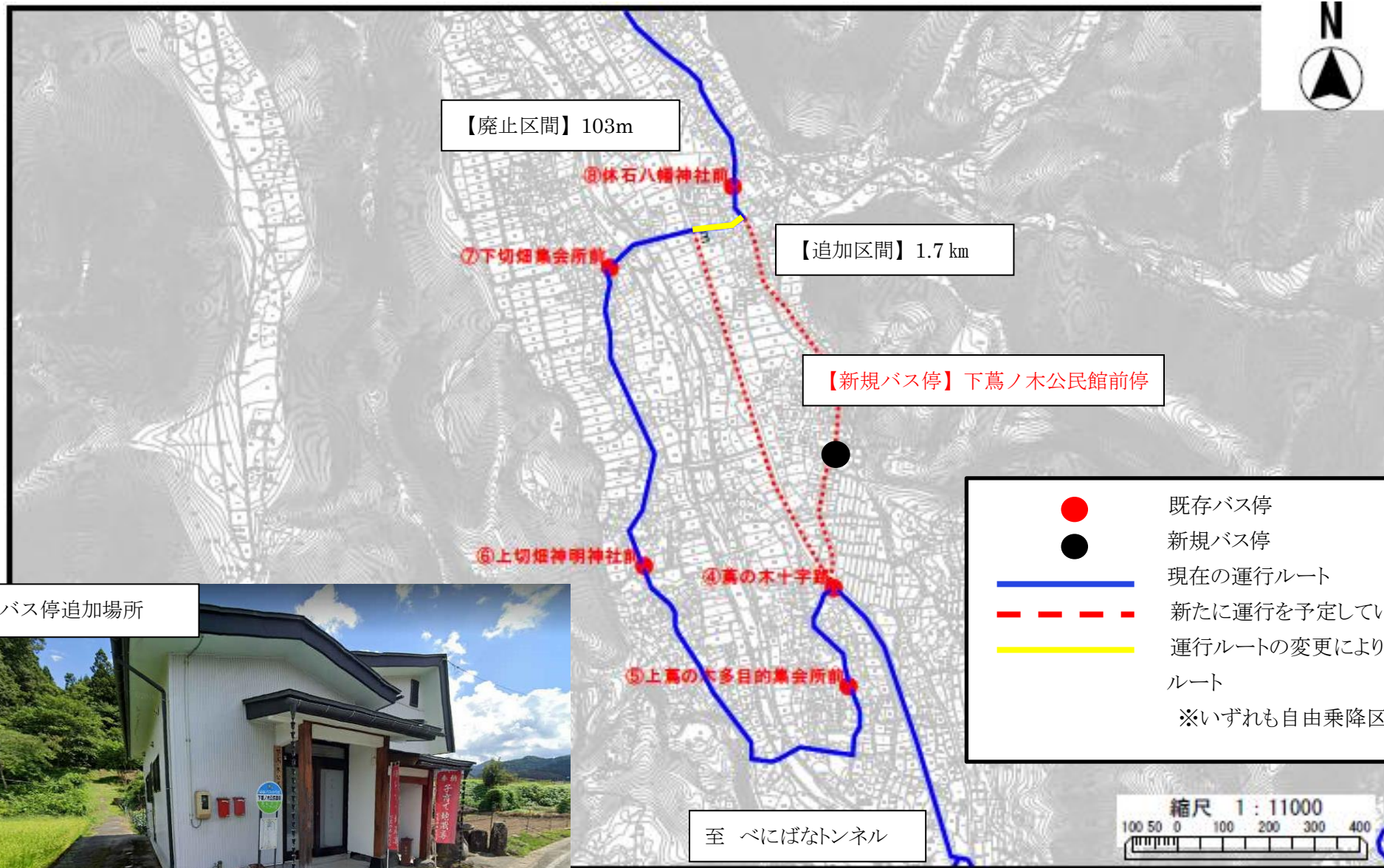
市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特別 措置	運送 継続 特別 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
山形市	未定 (期間: 令和6年10月1日～令 和7年9月30日)	(1) コミュニティバス高瀬線 (通学便)	高沢	高瀬 駅前	高楯 中学校前	往 7.3km	218日	109回			路線定期運 行	②(1)	高瀬駅前停留所ので地域間 交通ネットワーク(JR仙山 線)と接続	③
		(2) コミュニティバス高瀬線 (1便)(左回り)	高沢	山形 駅前	高沢	往 37.9km 循環	244日	272回			路線定期運 行	②(1)	山形駅前停留所ほか5カ所ので地域間 交通ネットワーク(JR奥羽本線、仙山 線、山形～長井線ほか11路線)と接 続	③
		(3) コミュニティバス高瀬線 (2便)	高沢	東北中 央病院	山形 駅前	往 23.3km	244日	136回			路線定期運 行	②(1)	山形駅前停留所ほか5カ所ので地域間 交通ネットワーク(JR奥羽本線、仙山 線、山形～長井線ほか11路線)と接 続	③
		(4) コミュニティバス高瀬線 (3便、4便)(右回り)	山形 駅前	高沢	山形 駅前	循環 復 37.8km	244日	512回			路線定期運 行	②(1)	山形駅前停留所ほか5カ所ので地域間 交通ネットワーク(JR奥羽本線、仙山 線、山形～長井線ほか11路線)と接 続	③
山形市	山交バス株式会社	(5) 山交ビル～関沢	山交ビ ルバス ターミナ ル	新山	関沢	往 13.8km 復 14.0km	289日	1,131.5回			路線定期運 行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所ので地域間 交通ネットワーク(JR奥羽本線、山形 ～長井線ほか11路線)と接続	③
山形市 天童市	山交バス株式会社	(6) 山交ビル～山寺	山交ビ ルバス ターミナ ル	高原 荒谷 橋	芭蕉 記念 館前	往 18.2km 復 18.0km	240日	1,200回			路線定期運 行	②(1)	山形駅前停留所ほか7カ所ので地域間 交通ネットワーク(JR奥羽本線、山形 ～長井線ほか11路線)と接続	③
山形市	山交バス株式会社	(7) 山交ビル～新山	山交ビ ルバス ターミナ ル	水源地	新山 釣堀 前	往 - 復 11.4km	240日	120回			路線定期運 行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所ので地域間 交通ネットワーク(JR奥羽本線、山形 ～長井線ほか11路線)と接続	③
	山交バス株式会社	(8) 山交ビル(県庁)関沢	山交ビ ルバス ターミナ ル	県庁	関沢	往 - 復 14.7km	240日	120回			路線定期運 行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所ので地域間 交通ネットワーク(JR奥羽本線、山形 ～長井線ほか11路線)と接続	③
	山交バス株式会社	(9) 山交ビル～唐松観音	山交ビ ルバス ターミナ ル	水源地	唐松 観音	往 8.3km 復 8.5km	364日	2,204回			路線定期運 行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所ので地域間 交通ネットワーク(JR奥羽本線、山形 ～長井線ほか11路線)と接続	③
	山交バス株式会社	(10) 山交ビル(県庁)唐松観音	山交ビ ルバス ターミナ ル	県庁	唐松 観音	往 - 復 9.2km	240日	120回			路線定期運 行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所ので地域間 交通ネットワーク(JR奥羽本線、山形 ～長井線ほか11路線)と接続	③
	山交バス株式会社	(11) 山交ビル～宝沢	山交ビ ルバス ターミナ ル	水源地	宝沢	往 10.8km 復 11.0km	289日	1,276回			路線定期運 行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所ので地域間 交通ネットワーク(JR奥羽本線、山形 ～長井線ほか11路線)と接続	③
山形市 中山町	山交ハイヤー株式会社 (期間: 令和6年10月1日～令 和7年3月31日) 未定 (期間: 令和7年4月1日～令和 7年9月30日)	(12) スマイルグリーン号 (1, 3, 5, 7便)		中山町・明 治・大郷地区			142日	710回			区域運行	①	山形駅前停留所ほか4カ所 ので補助対象地域間幹線系 統山形～長井線ほか8路 線と接続	③

コミュニティバス高瀬線（紅花バス）の運行内容変更について

変更後のコミュニティバス高瀬線（紅花バス）の概要

※下線部は変更点

ルート	別紙のとおり <u>（一部経路追加及び廃止）</u>
停留所数	<u>29箇所（1か所増）</u>
自由乗降	「高沢」停留所～「法伝寺前」停留所付近（別紙のとおり） <u>【追加】新たに追加した経路 【廃止】経路変更に伴い廃止する経路</u> ※交通量の多い一部の道路を除く ※交通量の多い交差点の5メートル以内の区間については自由乗降できない区間とする。
運行日	月～金曜日（12/29～1/3、祝日を除く）
運行車両	通常便：特定大型車（乗車定員10名） 増発便（定員を超える乗車があった場合）：小型車（乗車定員5名以下） 車両の定期点検及び事故・故障時：特定大型車（乗車定員10名）または小型車（乗車定員5名以下）
運行本数	5便 午前7時40分～午後5時40分
所要時間	<u>通学便20分 1便111分（5分増） 2便64分（4分増）</u> 3便108分 4便108分
運賃	1乗車 大人(中学生以上) 200円、小学生100円、未就学児 無料 障がい者等100円
備考	・道路運送法第4条に基づく一般乗合旅客自動車運送事業。 ・自由乗降区間の追加に関して、交通上の問題がないか公安委員会と協議を行ったところ、支障はないとの意見を得ている。



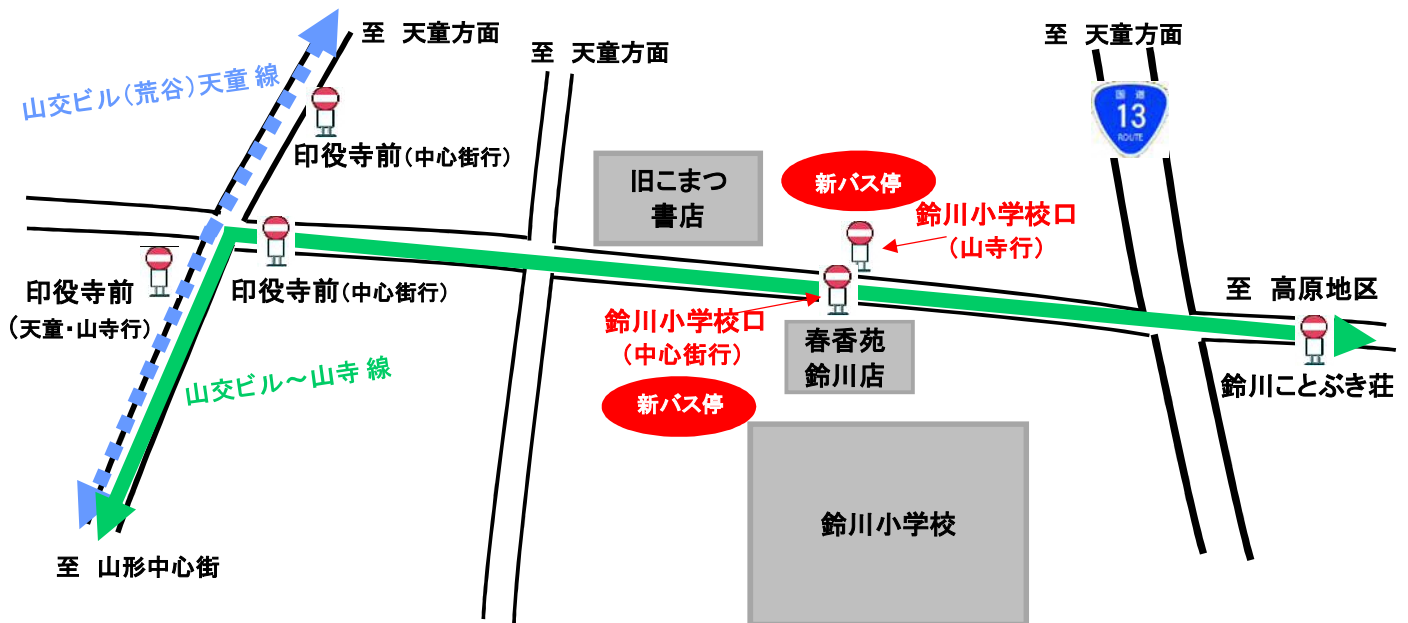
新規バス停追加場所



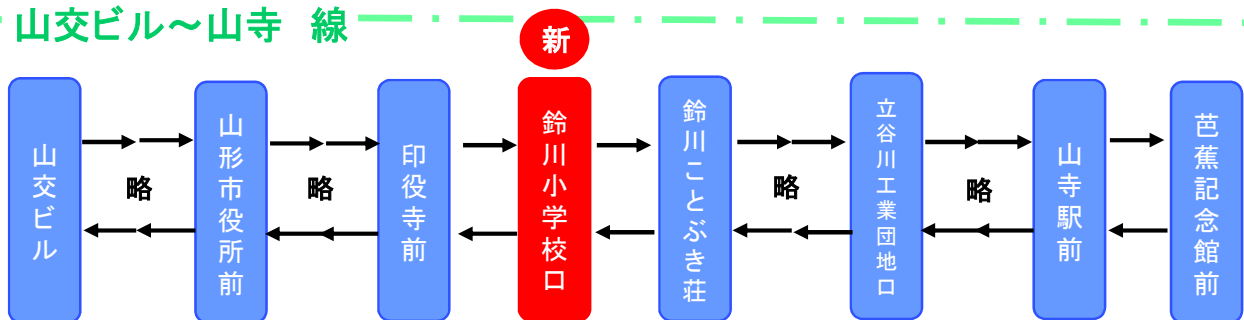
※R1.9月までバス停が設置されていた場所に設置

2023年4月1日（土）より 鈴川地区内に「鈴川小学校口」 停留所を新設します！

2023年4月1日（土）より「山交ビル～山寺線」において鈴川地区内に「鈴川小学校口」停留所を新設します。



山交ビル～山寺 線



お問い合わせ
山交バス営業部乗合課
TEL 023-647-5172



地図データ：Google, ©2023

山交ビル→(高原)→山寺(平日)※土日祝日は運休

行先番号	D56				
山交ビル	9:35	11:35	13:35	15:30	17:25
山形駅前	9:37	11:37	13:37	15:32	17:27
NHK前	9:39	11:39	13:39	15:34	17:29
霞城公園前	9:40	11:40	13:40	15:35	17:30
美術館前	9:41	11:41	13:41	15:36	17:31
旅籠町四辻	9:42	11:42	13:42	15:37	17:32
山形市役所前	9:45	11:45	13:45	15:40	17:35
新築西通り	9:47	11:47	13:47	15:42	17:37
薬師堂	9:48	11:48	13:48	15:43	17:38
印役一丁目	9:49	11:49	13:49	15:44	17:39
神明神社前	9:50	11:50	13:50	15:45	17:40
印役寺前	9:51	11:51	13:51	15:46	17:41
鈴川小学校口	9:52	11:52	13:52	15:47	17:42
鈴川ことぶき荘	9:53	11:53	13:53	15:48	17:43
高原上	9:55	11:55	13:55	15:50	17:45
高原公民館前	9:56	11:56	13:56	15:51	17:46
高原団地前	9:57	11:57	13:57	15:52	17:47
高原口	9:58	11:58	13:58	15:53	17:48
押出	9:59	11:59	13:59	15:54	17:49
青野	10:00	12:00	14:00	15:55	17:50
鷺の森	10:01	12:01	14:01	15:56	17:51
風間入口	10:03	12:03	14:03	15:58	17:53
風間新橋	10:04	12:04	14:04	15:59	17:54
風間ガード下	10:05	12:05	14:05	16:00	17:55
高砂	10:06	12:06	14:06	16:01	17:56
大森	10:07	12:07	14:07	16:02	17:57
立谷川工業団地口	10:08	12:08	14:08	16:03	17:58
荒谷橋	10:09	12:09	14:09	16:04	17:59
八千代台団地	10:10	12:10	14:10	16:05	18:00
上荒谷	10:11	12:11	14:11	16:06	18:01
福田園	10:12	12:12	14:12	16:07	18:02
中地藏	10:13	12:13	14:13	16:08	18:03
追分	10:14	12:14	14:14	16:09	18:04
山寺宮崎	10:15	12:15	14:15	16:10	18:05
芦沢口	10:16	12:16	14:16	16:11	18:06
芭蕉橋	10:16	12:16	14:16	16:11	18:06
山寺駅前	10:17	12:17	14:17	16:12	18:07
芭蕉記念館前	10:19	12:19	14:19	16:14	18:09

山寺→(高原)→山交ビル(平日)※土日祝日は運休

行先番号	C4				
芭蕉記念館前	7:00	10:40	12:40	14:40	16:35
山寺駅前	7:01	10:41	12:41	14:41	16:36
芭蕉橋	7:02	10:42	12:42	14:42	16:37
芦沢口	7:02	10:42	12:42	14:42	16:37
山寺宮崎	7:03	10:43	12:43	14:43	16:38
追分	7:03	10:43	12:43	14:43	16:38
中地藏	7:04	10:44	12:44	14:44	16:39
福田園	7:04	10:44	12:44	14:44	16:39
上荒谷	7:05	10:45	12:45	14:45	16:40
八千代台団地	7:05	10:45	12:45	14:45	16:40
荒谷橋	7:05	10:45	12:45	14:45	16:40
立谷川工業団地口	7:07	10:47	12:47	14:47	16:42
大森	7:08	10:48	12:48	14:48	16:43
高砂	7:09	10:49	12:49	14:49	16:44
風間ガード下	7:11	10:51	12:51	14:51	16:46
風間新橋	7:12	10:52	12:52	14:52	16:47
風間入口	7:13	10:53	12:53	14:53	16:48
鷺の森	7:15	10:55	12:55	14:55	16:50
青野	7:16	10:56	12:56	14:56	16:51
押出	7:17	10:57	12:57	14:57	16:52
高原口	7:18	10:58	12:58	14:58	16:53
高原団地前	7:19	10:59	12:59	14:59	16:54
高原公民館前	7:20	11:00	13:00	15:00	16:55
高原上	7:21	11:01	13:01	15:01	16:56
鈴川ことぶき荘	7:23	11:03	13:03	15:03	16:58
鈴川小学校口	7:24	11:04	13:04	15:04	16:59
印役寺前	7:25	11:05	13:05	15:05	17:00
神明神社前	7:26	11:06	13:06	15:06	17:01
印役一丁目	7:27	11:07	13:07	15:07	17:02
薬師堂	7:28	11:08	13:08	15:08	17:03
新築西通り	7:30	11:10	13:10	15:10	17:05
山形市役所前	7:33	11:13	13:13	15:13	17:08
旅籠町四辻	7:35	11:15	13:15	15:15	17:10
霞城公園前	7:36	11:16	13:16	15:16	17:11
NHK前	7:37	11:17	13:17	15:17	17:12
鈴らん街	7:38	11:18	13:18	15:18	17:13
山交ビル	7:41	11:21	13:21	15:21	17:16

山交ビル-泉庁北口-唐松観音・宝沢・関沢(平日)

行先番号	E31	E32	E12	E31	E12	E32	E30	E12	E31	E12	E32	E12	E32	E30	E31	E30	E30	E30	E30		
山交ビル	7:40	8:15	9:10	10:10	11:10	11:40	12:10	13:10	13:40	14:10	14:40	15:10	15:40	16:10	16:40	17:10	17:45	18:15	18:45	19:25	20:05
山形駅前	7:42	8:17	9:12	10:12	11:12	11:42	12:12	13:12	13:42	14:12	14:42	15:12	15:42	16:12	16:42	17:12	17:47	18:17	18:47	19:27	20:07
NHK前	7:44	8:19	9:14	10:14	11:14	11:44	12:14	13:14	13:44	14:14	14:44	15:14	15:44	16:14	16:44	17:14	17:49	18:19	18:49	19:29	20:09
露城公園前	7:45	8:20	9:15	10:15	11:15	11:45	12:15	13:15	13:45	14:15	14:45	15:15	15:45	16:15	16:45	17:15	17:50	18:20	18:50	19:30	20:10
美術館前	7:46	8:21	9:16	10:16	11:16	11:46	12:16	13:16	13:46	14:16	14:46	15:16	15:46	16:16	16:46	17:16	17:51	18:21	18:51	19:31	20:10
熊鷹町四辻	7:47	8:22	9:17	10:17	11:17	11:47	12:17	13:17	13:47	14:17	14:47	15:17	15:47	16:17	16:47	17:17	17:52	18:22	18:52	19:32	20:11
旭東屋	7:49	8:24	9:19	10:19	11:19	11:49	12:19	13:19	13:49	14:19	14:49	15:19	15:49	16:19	16:49	17:19	17:54	18:24	18:54	19:34	20:12
七日町四丁目	7:51	8:26	9:21	10:21	11:21	11:51	12:21	13:21	13:51	14:21	14:51	15:21	15:51	16:21	16:51	17:21	17:56	18:26	18:56	19:36	20:14
小白川至誠堂病院前	7:52	8:27	9:22	10:22	11:22	11:52	12:22	13:22	13:52	14:22	14:52	15:22	15:52	16:22	16:52	17:22	17:57	18:27	18:57	19:37	20:15
小白川一丁目	7:53	8:28	9:23	10:23	11:23	11:53	12:23	13:23	13:53	14:23	14:53	15:23	15:53	16:23	16:53	17:23	17:58	18:28	18:58	19:38	20:16
八小南	7:54	8:29	9:24	10:24	11:24	11:54	12:24	13:24	13:54	14:24	14:54	15:24	15:54	16:24	16:54	17:24	17:59	18:29	18:59	19:39	20:17
小白川四丁目	7:55	8:30	9:25	10:25	11:25	11:55	12:25	13:25	13:55	14:25	14:55	15:25	15:55	16:25	16:55	17:25	18:00	18:30	19:00	19:40	20:18
ジャハ入口	7:55	8:30	9:25	10:25	11:25	11:55	12:25	13:25	13:55	14:25	14:55	15:25	15:55	16:25	16:55	17:25	18:00	18:30	19:00	19:40	20:18
鎌加野地蔵尊前	7:56	8:31	9:26	10:26	11:26	11:56	12:26	13:26	13:56	14:26	14:56	15:26	15:56	16:26	16:56	17:26	18:01	18:31	19:01	19:41	20:19
松原口	7:56	8:31	9:26	10:26	11:26	11:56	12:26	13:26	13:56	14:26	14:56	15:26	15:56	16:26	16:56	17:26	18:01	18:31	19:01	19:41	20:19
小白川五丁目	7:57	8:32	9:27	10:27	11:27	11:57	12:27	13:27	13:57	14:27	14:57	15:27	15:57	16:27	16:57	17:27	18:02	18:32	19:02	19:42	20:20
水源池	7:58	8:33	9:28	10:28	11:28	11:58	12:28	13:28	13:58	14:28	14:58	15:28	15:58	16:28	16:58	17:28	18:03	18:33	19:03	19:43	20:20
あさひ町東	-	-	9:28	-	-	11:58	-	-	13:58	-	-	-	-	15:58	-	-	-	-	-	-	-
泉庁北口	-	-	9:29	-	-	11:59	-	-	13:59	-	-	-	-	15:59	-	-	-	-	-	-	-
生長の家前	7:59	8:34	-	10:29	11:29	-	12:29	13:29	-	14:29	-	15:29	-	16:29	16:59	17:29	18:04	18:34	19:04	19:44	20:21
妙見寺	8:00	8:35	-	10:30	11:30	-	12:30	13:30	-	14:30	-	15:30	-	16:30	17:00	17:30	18:05	18:35	19:05	19:45	20:22
東京コネクティブセンター前	8:01	8:36	-	10:31	11:31	-	12:31	13:31	-	14:31	-	15:31	-	16:31	17:01	17:31	18:06	18:36	19:06	19:46	20:22
東沢郵便局前	8:02	8:37	-	10:32	11:32	-	12:32	13:32	-	14:32	-	15:32	-	16:32	17:02	17:32	18:07	18:37	19:07	19:47	20:24
新道堂	8:02	8:37	-	10:32	11:32	-	12:32	13:32	-	14:32	-	15:32	-	16:32	17:02	17:32	18:07	18:37	19:07	19:47	20:24
法来寺前	8:03	8:38	-	10:33	11:33	-	12:33	13:33	-	14:33	-	15:33	-	16:33	17:03	17:33	18:08	18:38	19:08	19:48	20:25
新山	8:03	8:38	-	10:33	11:33	-	12:33	13:33	-	14:33	-	15:33	-	16:33	17:03	17:33	18:08	18:38	19:08	19:48	20:25
唐松の杜入口	-	-	-	-	-	-	-	13:35	-	-	-	-	-	-	17:05	-	18:10	18:40	19:10	19:50	20:27
唐松観音	-	-	-	-	-	-	-	13:35	-	-	-	-	-	-	17:05	-	18:10	18:40	19:10	19:50	20:27
蔵王口	8:04	-	-	-	11:34	-	-	-	-	14:34	-	-	-	-	-	-	17:34	-	-	-	-
雷神社前	8:05	-	-	-	11:35	-	-	-	-	14:35	-	-	-	-	-	-	17:35	-	-	-	-
座摩堂	8:06	-	-	-	11:36	-	-	-	-	14:36	-	-	-	-	-	-	17:36	-	-	-	-
下宝沢	8:07	-	-	-	11:37	-	-	-	-	14:37	-	-	-	-	-	-	17:37	-	-	-	-
上宝沢	8:08	-	-	-	11:38	-	-	-	-	14:38	-	-	-	-	-	-	17:38	-	-	-	-
住吉神社前	8:09	-	-	-	11:39	-	-	-	-	14:39	-	-	-	-	-	-	17:39	-	-	-	-
宝沢	8:09	-	-	-	11:39	-	-	-	-	14:39	-	-	-	-	-	-	17:39	-	-	-	-
滑川住宅前	-	8:39	-	10:34	-	-	12:34	-	-	-	-	15:34	-	16:34	-	-	-	-	-	-	-
滑川集会所前	-	8:40	-	10:35	-	-	12:35	-	-	-	-	15:35	-	16:35	-	-	-	-	-	-	-
上滑川	-	8:41	-	10:36	-	-	12:36	-	-	-	-	15:36	-	16:36	-	-	-	-	-	-	-
歩きざわ橋	-	8:42	-	10:37	-	-	12:37	-	-	-	-	15:37	-	16:37	-	-	-	-	-	-	-
新山	-	8:43	-	10:38	-	-	12:38	-	-	-	-	15:38	-	16:38	-	-	-	-	-	-	-
新山公民館前	-	8:43	-	10:38	-	-	12:38	-	-	-	-	15:38	-	16:38	-	-	-	-	-	-	-
第一養神庵前	-	8:43	-	10:38	-	-	12:38	-	-	-	-	15:38	-	16:38	-	-	-	-	-	-	-
新山公民館前	-	8:44	-	10:39	-	-	12:39	-	-	-	-	15:39	-	16:39	-	-	-	-	-	-	-
若の沢	-	8:45	-	10:40	-	-	12:40	-	-	-	-	15:40	-	16:40	-	-	-	-	-	-	-
関沢口	-	8:46	-	10:41	-	-	12:41	-	-	-	-	15:41	-	16:41	-	-	-	-	-	-	-
関沢	-	8:47	-	10:42	-	-	12:42	-	-	-	-	15:42	-	16:42	-	-	-	-	-	-	-

関沢・宝沢・唐松観音・泉庁北口-山交ビル(平日)

行先番号	C4																				
関沢	-	-	-	-	-	9:05	-	-	-	11:00	-	-	-	13:00	-	-	-	-	-	17:05	-
関沢口	-	-	-	-	-	9:06	-	-	-	11:01	-	-	-	13:01	-	-	-	-	-	17:06	-
若の沢	-	-	-	-	-	9:07	-	-	-	11:02	-	-	-	13:02	-	-	-	-	-	17:07	-
新山公民館前	-	7:18	-	-	-	9:08	-	-	-	11:03	-	-	-	13:03	-	-	-	-	-	17:08	-
第一養神庵前	-	7:18	-	-	-	9:08	-	-	-	11:03	-	-	-	13:03	-	-	-	-	-	17:08	-
新山公民館前	-	7:19	-	-	-	9:09	-	-	-	11:04	-	-	-	13:04	-	-	-	-	-	17:09	-
新山	-	7:19	-	-	-	9:09	-	-	-	11:04	-	-	-	13:04	-	-	-	-	-	17:09	-
歩きざわ橋	-	7:20	-	-	-	9:10	-	-	-	11:05	-	-	-	13:05	-	-	-	-	-	17:10	-
上滑川	-	7:21	-	-	-	9:11	-	-	-	11:06	-	-	-	13:06	-	-	-	-	-	17:11	-
滑川集会所前	-	7:22	-	-	-	9:12	-	-	-	11:07	-	-	-	13:07	-	-	-	-	-	17:12	-
滑川住宅前	-	7:23	-	-	-	9:13	-	-	-	11:08	-	-	-	13:08	-	-	-	-	-	17:13	-
宝沢	-	-	7:29	-	-	8:29	-	-	9:39	-	-	-	12:04	-	-	15:04	-	-	-	-	-
住吉神社前	-	-	7:29	-	-	8:29	-	-	9:39	-	-	-	12:04	-	-	15:04	-	-	-	-	-
上宝沢	-	-	7:30	-	-	8:30	-	-	9:40	-	-	-	12:05	-	-	15:05	-	-	-	-	-
下宝沢	-	-	7:31	-	-	8:31	-	-	9:41	-	-	-	12:06	-	-	15:06	-	-	-	-	-
座摩堂	-	-	7:31	-	-	8:31	-	-	9:41	-	-	-	12:06	-	-	15:06	-	-	-	-	-
雷神社前	-	-	7:32	-	-	8:32	-	-	9:42	-	-	-	12:07	-	-	15:07	-	-	-	-	-
蔵王口	-	-	7:33	-	-	8:33	-	-	9:43	-	-	-	12:08	-	-	15:08	-	-	-	-	-
唐松観音	6:58	-	-	8:13	-	-	-	-	10:08	-	-	-	-	14:08	-	-	-	-	-	-	17:43
唐松の杜入口	6:58	-	-	8:13	-	-	-	-	10:08	-	-	-	-	14:08	-	-	-	-	-	-	17:43
防衛	7:00	7:25	7:35	8:15	8:35	9:15	9:45	10:10	11:10	12:10	13:10	14:10	15:10	-	-	17:15	17:45	-	-	-	-
法来寺前	7:00	7:25	7:35	8:15	8:35	9:15	9:45	10:10	11:10	12:10	13:10	14:10	15:10	-	-	17:15	17:45	-	-	-	-
新道堂	7:01	7:26	7:36	8:16	8:36	9:16	9:46	10:11	11:11	12:11	13:11	14:11	15:11	-	-	17:16	17:46	-	-	-	-
東沢郵便局前	7:01	7:26	7:36	8:16	8:36	9:16	9:46	10:11	11:11	12:11	13:11	14:11	15:11	-	-	17:16	17:46	-	-	-	-
東京コネクティブセンター前	7:02	7:27	7:37	8:17	8:37	9:17	9:47	10:12	11:12	12:12	13:12	14:12	15:12	-	-	17:17	17:47	-</			

山交ビル→県庁北口・唐松観音・宝沢・関沢(土曜)

行先番号	E12	E32	E31	E32	E30	E31	E32	E32	E30	E31	E30	E30	E30
山交ビル	9:10	10:10	11:10	12:10	13:10	14:10	15:10	16:10	16:40	17:10	17:45	18:15	19:25
山形駅前	9:12	10:12	11:12	12:12	13:12	14:12	15:12	16:12	16:42	17:12	17:47	18:17	19:27
NHK前	9:14	10:14	11:14	12:14	13:14	14:14	15:14	16:14	16:44	17:14	17:49	18:19	19:29
霞城公園前	9:15	10:15	11:15	12:15	13:15	14:15	15:15	16:15	16:45	17:15	17:50	18:20	19:30
美術館前	9:16	10:16	11:16	12:16	13:16	14:16	15:16	16:16	16:46	17:16	17:51	18:21	19:31
旅館町四辻	9:17	10:17	11:17	12:17	13:17	14:17	15:17	16:17	16:47	17:17	17:52	18:22	19:32
旭銀座	9:19	10:19	11:19	12:19	13:19	14:19	15:19	16:19	16:49	17:19	17:54	18:24	19:34
七日町四丁目	9:21	10:21	11:21	12:21	13:21	14:21	15:21	16:21	16:51	17:21	17:56	18:26	19:36
小白川至誠堂病院前	9:22	10:22	11:22	12:22	13:22	14:22	15:22	16:22	16:52	17:22	17:57	18:27	19:37
小白川一丁目	9:23	10:23	11:23	12:23	13:23	14:23	15:23	16:23	16:53	17:23	17:58	18:28	19:38
八小南	9:24	10:24	11:24	12:24	13:24	14:24	15:24	16:24	16:54	17:24	17:59	18:29	19:39
小白川四丁目	9:25	10:25	11:25	12:25	13:25	14:25	15:25	16:25	16:55	17:25	18:00	18:30	19:40
ジャバ入口	9:25	10:25	11:25	12:25	13:25	14:25	15:25	16:25	16:55	17:25	18:00	18:30	19:40
頭加智地藏尊前	9:26	10:26	11:26	12:26	13:26	14:26	15:26	16:26	16:56	17:26	18:01	18:31	19:41
松原口	9:26	10:26	11:26	12:26	13:26	14:26	15:26	16:26	16:56	17:26	18:01	18:31	19:41
小白川五丁目	9:27	10:27	11:27	12:27	13:27	14:27	15:27	16:27	16:57	17:27	18:02	18:32	19:42
水源池	9:28	10:28	11:28	12:28	13:28	14:28	15:28	16:28	16:58	17:28	18:03	18:33	19:43
あさひ町東	9:28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
県庁北口	9:29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生長の家前	...	10:29	11:29	12:29	13:29	14:29	15:29	16:29	16:59	17:29	18:04	18:34	19:44
妙見寺	...	10:30	11:30	12:30	13:30	14:30	15:30	16:30	17:00	17:30	18:05	18:35	19:45
東沢コミュニティセンター前	...	10:31	11:31	12:31	13:31	14:31	15:31	16:31	17:01	17:31	18:06	18:36	19:46
東沢郵便局前	...	10:32	11:32	12:32	13:32	14:32	15:32	16:32	17:02	17:32	18:07	18:37	19:47
新道堂	...	10:32	11:32	12:32	13:32	14:32	15:32	16:32	17:02	17:32	18:07	18:37	19:47
法来寺前	...	10:33	11:33	12:33	13:33	14:33	15:33	16:33	17:03	17:33	18:08	18:38	19:48
防原	...	10:33	11:33	12:33	13:33	14:33	15:33	16:33	17:03	17:33	18:08	18:38	19:48
唐松の杜入口	...	-	-	-	13:35	-	-	-	17:05	-	18:10	18:40	19:50
唐松観音	...	-	-	-	13:35	-	-	-	17:05	-	18:10	18:40	19:50
蔵王口	...	-	11:34	-	-	14:34	-	-	-	17:34
雷神社前	...	-	11:35	-	-	14:35	-	-	-	17:35
座禪堂	...	-	11:36	-	-	14:36	-	-	-	17:36
下宝沢	...	-	11:37	-	-	14:37	-	-	-	17:37
上宝沢	...	-	11:38	-	-	14:38	-	-	-	17:38
住吉神社前	...	-	11:39	-	-	14:39	-	-	-	17:39
宝沢	...	-	11:39	-	-	14:39	-	-	-	17:39
滑川住宅前	...	10:34	...	12:34	15:34	16:34
滑川集会所前	...	10:35	...	12:35	15:35	16:35
上滑川	...	10:36	...	12:36	15:36	16:36
ゆきざわ橋	...	10:37	...	12:37	15:37	16:37
新山	...	10:38	...	12:38	15:38	16:38
新山公民館前	...	10:38	...	12:38	15:38	16:38
第一養輪場前	...	10:38	...	12:38	15:38	16:38
新山釣堀前	...	10:39	...	12:39	15:39	16:39
岩の沢	...	10:40	...	12:40	15:40	16:40
関沢口	...	10:41	...	12:41	15:41	16:41
関沢	...	10:42	...	12:42	15:42	16:42

関沢・宝沢・唐松観音・県庁北口→山交ビル(土曜)

行先番号	C4												
関沢	11:00	...	13:00	17:05
関沢口	11:01	...	13:01	17:06
岩の沢	11:02	...	13:02	17:07
新山釣堀前	11:03	...	13:03	17:08
第一養輪場前	11:03	...	13:03	17:08
新山公民館前	11:04	...	13:04	17:09
新山	11:04	...	13:04	17:09
ゆきざわ橋	11:05	...	13:05	17:10
上滑川	11:06	...	13:06	17:11
滑川集会所前	11:07	...	13:07	17:12
滑川住宅前	11:08	...	13:08	17:13
宝沢	7:29	8:29	9:29	...	-	12:04	-	...	15:04	-	-
住吉神社前	7:29	8:29	9:29	...	-	12:04	-	...	15:04	-	-
上宝沢	7:30	8:30	9:40	...	-	12:05	-	...	15:05	-	-
下宝沢	7:31	8:31	9:41	...	-	12:06	-	...	15:06	-	-
座禪堂	7:31	8:31	9:41	...	-	12:06	-	...	15:06	-	-
雷神社前	7:32	8:32	9:42	...	-	12:07	-	...	15:07	-	-
蔵王口	7:33	8:33	9:43	...	-	12:08	-	...	15:08	-	-
唐松観音	-	-	-	10:08	-	-	-	14:08	-	-	-
唐松の杜入口	-	-	-	10:08	-	-	-	14:08	-	-	-
防原	7:35	8:35	9:45	10:10	11:10	12:10	13:10	14:10	15:10	17:15	...
法来寺前	7:35	8:35	9:45	10:10	11:10	12:10	13:10	14:10	15:10	17:15	...
新道堂	7:36	8:36	9:46	10:11	11:11	12:11	13:11	14:11	15:11	17:16	...
東沢郵便局前	7:36	8:36	9:46	10:11	11:11	12:11	13:11	14:11	15:11	17:16	...
東沢コミュニティセンター前	7:37	8:37	9:47	10:12	11:12	12:12	13:12	14:12	15:12	17:17	...
妙見寺	7:38	8:38	9:48	10:13	11:13	12:13	13:13	14:13	15:13	17:18	...
生長の家前	7:40	8:40	9:50	10:15	11:15	12:15	13:15	14:15	15:15	17:20	...
県庁北口	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16:15	-	-	-
あさひ町東	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16:15	-	-	-
県庁北口	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
水源池	7:41	8:41	9:51	10:16	11:16	12:16	13:16	14:16	15:16	16:16	17:21
小白川五丁目	7:41	8:42	9:52	10:17	11:17	12:17	13:17	14:17	15:17	16:17	17:22
松原口	7:42	8:43	9:53	10:18	11:18	12:18	13:18	14:18	15:18	16:18	17:23
頭加智地藏尊前	7:42	8:43	9:53	10:18	11:18	12:18	13:18	14:18	15:18	16:18	17:23
ジャバ入口	7:43	8:44	9:54	10:19	11:19	12:19	13:19	14:19	15:19	16:19	17:24
小白川四丁目	7:43	8:44	9:54	10:19	11:19	12:19	13:19	14:19	15:19	16:19	17:24
八小南	7:44	8:45	9:55	10:20	11:20	12:20	13:20	14:20	15:20	16:20	17:25
小白川一丁目	7:45	8:46	9:56	10:21	11:21	12:21	13:21	14:21	15:21	16:21	17:26
小白川至誠堂病院前	7:46	8:47	9:57	10:22	11:22	12:22	13:22	14:22	15:22	16:22	17:27
七日町四丁目	7:47	8:48	9:58	10:23	11:23	12:23	13:23	14:23	15:23	16:23	17:28
七日町三丁目	7:48	8:50	10:00	10:25	11:25	12:25	13:25	14:25	15:25	16:25	17:30
山形市役所前	7:50	8:52	10:02	10:27	11:27	12:27	13:27	14:27	15:27	16:27	17:32
旅館町四辻	7:51	8:54	10:04	10:29	11:29	12:29	13:29	14:29	15:29	16:29	17:34
霞城公園前	7:52	8:55	10:05	10:30	11:30	12:30	13:30	14:30	15:30	16:30	17:35
NHK前	7:53	8:56	10:06	10:31	11:31	12:31	13:31	14:31	15:31	16:31	17:36
鈴らん街	7:54	8:57	10:07	1									

山交ビル→県庁北口・唐松観音・宝沢・関沢(日祝日)

行先番号	E12	E30	E30	E30	E30	E30	E30	E30	E30	E30	E30
	県	唐	唐	唐	唐	唐	唐	唐	唐	唐	唐
山交ビル	9:10	10:10	11:10	12:10	13:10	14:10	15:10	16:10	17:10	18:15	
山形駅前	9:12	10:12	11:12	12:12	13:12	14:12	15:12	16:12	17:12	18:17	
NHK前	9:14	10:14	11:14	12:14	13:14	14:14	15:14	16:14	17:14	18:19	
霧城公園前	9:15	10:15	11:15	12:15	13:15	14:15	15:15	16:15	17:15	18:20	
美術館前	9:16	10:16	11:16	12:16	13:16	14:16	15:16	16:16	17:16	18:21	
旅館町四辻	9:17	10:17	11:17	12:17	13:17	14:17	15:17	16:17	17:17	18:22	
旭銀座	9:19	10:19	11:19	12:19	13:19	14:19	15:19	16:19	17:19	18:24	
七日町四丁目	9:21	10:21	11:21	12:21	13:21	14:21	15:21	16:21	17:21	18:26	
小白川至誠堂病院前	9:22	10:22	11:22	12:22	13:22	14:22	15:22	16:22	17:22	18:27	
小白川一丁目	9:23	10:23	11:23	12:23	13:23	14:23	15:23	16:23	17:23	18:28	
八小南	9:24	10:24	11:24	12:24	13:24	14:24	15:24	16:24	17:24	18:29	
小白川四丁目	9:25	10:25	11:25	12:25	13:25	14:25	15:25	16:25	17:25	18:30	
ジャバ入口	9:25	10:25	11:25	12:25	13:25	14:25	15:25	16:25	17:25	18:30	
頭加智地藏尊前	9:26	10:26	11:26	12:26	13:26	14:26	15:26	16:26	17:26	18:31	
松原口	9:26	10:26	11:26	12:26	13:26	14:26	15:26	16:26	17:26	18:31	
小白川五丁目	9:27	10:27	11:27	12:27	13:27	14:27	15:27	16:27	17:27	18:32	
水源池	9:28	10:28	11:28	12:28	13:28	14:28	15:28	16:28	17:28	18:33	
あさひ町東	9:28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
県庁北口	9:29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生長の家前	...	10:29	11:29	12:29	13:29	14:29	15:29	16:29	17:29	18:34	
妙見寺	...	10:30	11:30	12:30	13:30	14:30	15:30	16:30	17:30	18:35	
東沢コミュニティセンター前	...	10:31	11:31	12:31	13:31	14:31	15:31	16:31	17:31	18:36	
東沢郵便局前	...	10:32	11:32	12:32	13:32	14:32	15:32	16:32	17:32	18:37	
新遊堂	...	10:32	11:32	12:32	13:32	14:32	15:32	16:32	17:32	18:37	
法来寺前	...	10:33	11:33	12:33	13:33	14:33	15:33	16:33	17:33	18:38	
防原	...	10:33	11:33	12:33	13:33	14:33	15:33	16:33	17:33	18:38	
唐松の杜入口	...	10:35	11:35	12:35	13:35	14:35	15:35	16:35	17:35	18:40	
唐松観音	...	10:35	11:35	12:35	13:35	14:35	15:35	16:35	17:35	18:40	
蔵王口
雷神社前
座禪堂
下宝沢
上宝沢
住吉神社前
宝沢
滑川住宅前
滑川集会所前
上滑川
ゆきざわ橋
新山
新山公民館前
第一養輪場前
新山釣堀前
岩の沢
関沢
関沢

関沢・宝沢・唐松観音・県庁北口→山交ビル(日祝日)

行先番号	C4											
関沢
関沢
岩の沢
新山釣堀前
第一養輪場前
新山公民館前
新山
ゆきざわ橋
上滑川
滑川集会所前
滑川住宅前
宝沢
住吉神社前
上宝沢
下宝沢
座禪堂
雷神社前
蔵王口
唐松観音	7:33	8:33	9:43	10:08	11:08	12:08	13:08	14:08	15:08	...	17:13	...
唐松の杜入口	7:33	8:33	9:43	10:08	11:08	12:08	13:08	14:08	15:08	...	17:13	...
防原	7:35	8:35	9:45	10:10	11:10	12:10	13:10	14:10	15:10	...	17:15	...
法来寺前	7:35	8:35	9:45	10:10	11:10	12:10	13:10	14:10	15:10	...	17:15	...
新遊堂	7:36	8:36	9:46	10:11	11:11	12:11	13:11	14:11	15:11	...	17:16	...
東沢郵便局前	7:36	8:36	9:46	10:11	11:11	12:11	13:11	14:11	15:11	...	17:16	...
東沢コミュニティセンター前	7:37	8:37	9:47	10:12	11:12	12:12	13:12	14:12	15:12	...	17:17	...
妙見寺	7:38	8:38	9:48	10:13	11:13	12:13	13:13	14:13	15:13	...	17:18	...
生長の家前	7:40	8:40	9:50	10:15	11:15	12:15	13:15	14:15	15:15	...	17:20	...
県庁北口	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16:15	-	-
あさひ町東	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16:15	-	-
県庁北口	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
水源池	7:41	8:41	9:51	10:16	11:16	12:16	13:16	14:16	15:16	16:16	17:21	...
小白川五丁目	7:41	8:42	9:52	10:17	11:17	12:17	13:17	14:17	15:17	16:17	17:22	...
松原口	7:42	8:43	9:53	10:18	11:18	12:18	13:18	14:18	15:18	16:18	17:23	...
頭加智地藏尊前	7:42	8:43	9:53	10:18	11:18	12:18	13:18	14:18	15:18	16:18	17:23	...
ジャバ入口	7:43	8:44	9:54	10:19	11:19	12:19	13:19	14:19	15:19	16:19	17:24	...
小白川四丁目	7:43	8:44	9:54	10:19	11:19	12:19	13:19	14:19	15:19	16:19	17:24	...
八小南	7:44	8:45	9:55	10:20	11:20	12:20	13:20	14:20	15:20	16:20	17:25	...
小白川一丁目	7:45	8:46	9:56	10:21	11:21	12:21	13:21	14:21	15:21	16:21	17:26	...
小白川至誠堂病院前	7:46	8:47	9:57	10:22	11:22	12:22	13:22	14:22	15:22	16:22	17:27	...
七日町四丁目	7:47	8:48	9:58	10:23	11:23	12:23	13:23	14:23	15:23	16:23	17:28	...
七日町三丁目	7:48	8:50	10:00	10:25	11:25	12:25	13:25	14:25	15:25	16:25	17:30	...
山形市役所前	7:50	8:52	10:02	10:27	11:27	12:27	13:27	14:27	15:27	16:27	17:32	...
旅館町四辻	7:51	8:54	10:04	10:29	11:29	12:29	13:29	14:29	15:29	16:29	17:34	...
霧城公園前	7:52	8:55	10:05	10:30	11:30	12:30	13:30	14:30	15:30	16:30	17:35	...
NHK前	7:53	8:56	10:06	10:31	11:31	12:31	13:31	14:31	15:31	16:31	17:36	...
鈴らん街	7:54	8:57	10:07	10:32	11:32	12:32	13:32	14:32	15:32	16:32	17:37	...
山交ビル	7:57	9:00	10:10	10:35	11:35	12:35	13:35	14:35	15:35	16:35	17:40	...

地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細 (変更)

市町村名： 米沢市

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細
<p>○山形県地域公共交通計画<施策・事業3-2-1>地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米沢市地域公共交通活性化協議会や米沢市地域公共交通会議等における、市内交通ネットワークの課題に関する年5回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（米沢市） <p>○山形県地域公共交通計画<施策・事業1-1-1><1-2-1>によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GTFS-JPの作成・提供（米沢市、事業者） ・本市作成のGTFS-JPを反映した乗換検索サイトの市ホームページ等での紹介（米沢市、事業者） <p>○山形県地域公共交通計画の<施策・事業3-1-1>に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通系ICカードについて、市民や来訪者への普及啓発（米沢市、事業者） <p>○その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道や路線バスも含めた公共交通のネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成・市内全戸配布（米沢市） ・定期的に地域住民との意見交換や協議を行い実績に応じて利用促進策を検討する（米沢市） ・バスの乗り方教室（交通系ICカードの使い方）の実施（米沢市、事業者） ・バスの待合環境の整備（米沢市）
2. 運行システムの概要及び運行予定者
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付
3. 運行システムの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

○山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標2の米沢市相当分の達成

- ・県全体目標値（目標年度：R7）
RESASの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外60,000人、県内70,000人
- ・米沢市の目標値（目標年度：R7）
RESASの移動実態数値（本市への来訪者数等）：県外5,333人、県内6,559人

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標3の米沢市相当分の達成

- ・県全体目標値（目標年度：R7）
市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50回／人
- ・米沢市の目標値（目標年度：R7）
市町村総合交付金対象路線の人口あたりの乗車人員3.0回／人（直近年度の実績210,588人）

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標4の米沢市相当分の達成

- ・県全体目標値（目標年度：R7）
市町村の移動サービスに対する負担額
地域鉄道：7,203万6千円（直近年度の実績5,602万8千円）
路線バス：4億6,000万円（直近年度の実績4億7,553万4千円）
コミュニティバス：4億4,000万円（直近年度の実績5億3,331万4千円）
デマンド交通：1億5,000万円（直近年度の実績2億4,033万9千円）
タクシー：1億円（直近年度の実績3,000千円）
- ・米沢市の目標値（目標年度：R7）（当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況地を記載）
路線バス：3,262万円（直近年度の実績4,299万3千円）
コミュニティバス：3,814万円（直近年度の実績5,587万7千円）
デマンド交通：726万円（直近年度の実績1,594万7千円）

○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

- ・路線バス
 - ①米沢（南原）白布温泉線（山交バス(株)国庫補助対象路線）
年間利用者数：53,000人以上（直近年度の実績31,415人）
収支率：55%以上（直近年度の実績36.2%）
米沢市補助額1,211万5千円（直近年度の実績1,918万3千円）
 - ②米沢（備越）小野川線（山交バス(株)国庫補助対象路線）
年間利用者数：31,820人以上（直近年度の実績22,001人）
収支率：72.7%以上（直近年度の実績51.1%）
米沢市補助額394万8千円（直近年度の実績789万8千円）
 - ③米沢（市立病院・六郷）小松線（山交バス(株)国庫補助対象路線）
年間利用者数：5,000人以上（直近年度の実績1,492人）
収支率：24.3%以上（直近年度の実績10.7%）
米沢市補助額358万3千円（直近年度の実績532万2千円）
 - ④米沢～上郷線（山交バス(株)国庫補助対象路線）
年間利用者数：2,580人以上（直近年度の実績2,327人）
収支率：12%以上（直近年度の実績12.0%）
米沢市補助額500万円（直近年度の実績553万5千円）
 - ⑤米沢（市立病院）窪田線（山交バス(株)国庫補助対象路線）
年間利用者数：16,000人以上（直近年度の実績10,322人）
収支率：40.0%以上（直近年度の実績29.1%）

令和5年4月1日から小松線廃止

米沢市補助額 371 万 5 千円（直近年度の実績 480 万 8 千円）

⑥米沢（市立病院）糠野目線（山交バス(株)国庫補助対象路線）

年間利用者数：10,000 人以上（直近年度の実績 7,948 人）

収支率：95%以上（直近年度の実績 80.1%）

米沢市補助額 5 万円（直近年度の実績 24 万 7 千円）

・コミュニティバス

⑦市民バス万世線（米沢市国庫補助対象路線）

年間利用者数：25,000 人以上（直近年度の実績 19,141 人）

収支率：21.5%以上（直近年度の実績 14.7%）

米沢市委託料等 1,722 万 7 千円（直近年度の実績 2,234 万円）

⑧市民バス市街地循環路線右回り（米沢市国庫補助対象路線）

年間利用者数：54,000 人以上（直近年度の実績 35,702 人）

収支率：62%以上（直近年度の実績 33.6%）

米沢市委託料等 508 万 8 千円（直近年度の実績 1,109 万 4 千円）

⑨市民バス市街地循環路線左回り（米沢市国庫補助対象路線）

年間利用者数：47,000 人以上（直近年度の実績 33,173 人）

収支率：58%以上（直近年度の実績 31.0%）

米沢市委託料等 596 万 3 千円（直近年度の実績 1,246 万 3 千円）

⑩米沢市街地循環バス南回り路線（米沢市国庫補助対象路線）

年間利用者数：28,000 人以上（直近年度の実績 23,389 人）

収支率：26.5%以上（直近年度の実績 24.6%）

米沢市負担額等 1,440 万円（直近年度の実績 1,389 万円）

・デマンド交通

⑪山上地区乗合タクシー（米沢市国庫補助対象路線）

年間利用者数：5,000 人以上（直近年度の実績 15,282 人）

収支率：25%以上（直近年度の実績 23.3%）

米沢市負担額 600 万円（直近年度の実績 1,212 万 9 千円）

⑫田沢地区乗合タクシー（米沢市国庫補助対象路線）

年間利用者数：1,600 人以上（直近年度の実績 1,976 人）

収支率：30%以上（直近年度の実績 28.2%）

米沢市負担額 250 万円（直近年度の実績 325 万 8 千円）

⑬広幡地区乗合タクシー（米沢市国庫補助対象路線）

年間利用者数：800 人以上（直近年度の実績 810 人）

収支率：14%以上（直近年度の実績 15.8%）

米沢市委託料等 150 万円（直近年度の実績 176 万 4 千円）

⑭六郷地区乗合タクシー（米沢市国庫補助対象路線）

年間利用者数：800 人以上

収支率：14%以上

米沢市委託料等 150 万円

令和 5 年 4 月 1 日より運行のため
直近年度の実績なし

○事業の効果

- ・上記路線を維持することにより、移動弱者の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。特に高齢者にとって外出促進につながり、健康増進を図ることができる。

○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

- ・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のRESASの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、米沢市地域公共交通活性化協議会や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る前述の各路線の米沢市の負担は次のとおりとする。

①～⑥の路線バスの運行に係る費用総額 7,013 万 3 千円のうち、米沢市から運行事業者への補助金等については、運行収入及び国庫補助を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

⑦～⑨のコミュニティバスの運行に係る費用 6,093 万 8 千円については、米沢市が運行事業者のため全額負担することとしている。運行収入及び国庫補助は米沢市の収入となる。

⑩～⑬のコミュニティバス及びデマンド交通の運行に係る費用総額 4,088 万 2 千円のうち、米沢市から運行事業者への負担金については、運行収入を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。国庫補助は米沢市の収入となる。

また、①～⑬の各路線への上記米沢市の補助金額も含めた「別紙（山形縣市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する米沢市の負担については、山形縣市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

5. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

万世線を運行するバス車両については、令和 4 年度には耐用年数を大幅に年数を経過し、早急な買い換えが必要となっていることから、安全な輸送を確保するために中型車両（現行と同サイズの 9m 級）を 1 台購入する必要がある。

6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

○山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標2の米沢市相当分の達成

- ・県全体目標値（目標年度：R7）
RESASの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外60,000人、県内70,000人
- ・米沢市の目標値（目標年度：R7）
RESASの移動実態数値（本市への来訪者数等）：県外5,333人、県内6,559人

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標3の米沢市相当分の達成

- ・県全体目標値（目標年度：R7）
市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50回／人
- ・米沢市の目標値（目標年度：R7）
市町村総合交付金対象路線の人口あたりの乗車人員3.0回／人（直近年度の実績210,588人）

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標4の米沢市相当分の達成

- ・県全体目標値（目標年度：R7）
市町村の移動サービスに対する負担額
地域鉄道：7,203万6千円（直近年度の実績5,602万8千円）
路線バス：4億6,000万円（直近年度の実績4億7,553万4千円）
コミュニティバス：4億4,000万円（直近年度の実績5億3,331万4千円）
デマンド交通：1億5,000万円（直近年度の実績2億4,033万9千円）
タクシー：1億円（直近年度の実績3,000千円）
- ・米沢市の目標値（目標年度：R7）（当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況地を記載）
路線バス：3,262万円（直近年度の実績4,299万3千円）
コミュニティバス：3,814万円（直近年度の実績5,587万7千円）
デマンド交通：726万円（直近年度の実績1,594万7千円）

○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

- ・路線バス
 - ①米沢（南原）白布温泉線（山交バス(株)国庫補助対象路線）
年間利用者数：53,000人以上（直近年度の実績31,415人）
収支率：55%以上（直近年度の実績36.2%）
米沢市補助額1,211万5千円（直近年度の実績1,918万3千円）
 - ②米沢（備越）小野川線（山交バス(株)国庫補助対象路線）
年間利用者数：31,820人以上（直近年度の実績22,001人）
収支率：72.7%以上（直近年度の実績51.1%）
米沢市補助額394万8千円（直近年度の実績789万8千円）
 - ③米沢（市立病院・六郷）小松線（山交バス(株)国庫補助対象路線）
年間利用者数：5,000人以上（直近年度の実績4,000人）
収支率：24.3%以上（直近年度の実績10.7%）
米沢市補助額358万3千円（直近年度の実績532万2千円）
 - ④米沢～上郷線（山交バス(株)国庫補助対象路線）
年間利用者数：2,580人以上（直近年度の実績2,327人）
収支率：12%以上（直近年度の実績12.0%）
米沢市補助額500万円（直近年度の実績553万5千円）
 - ⑤米沢（市立病院）窪田線（山交バス(株)国庫補助対象路線）
年間利用者数：16,000人以上（直近年度の実績10,322人）
収支率：40.0%以上（直近年度の実績29.1%）

令和5年4月1日から小松線廃止

米沢市補助額 371 万 5 千円（直近年度の実績 480 万 8 千円）

⑥米沢（市立病院）糠野目線（山交バス(株)国庫補助対象路線）

年間利用者数：10,000 人以上（直近年度の実績 7,948 人）

収支率：95%以上（直近年度の実績 80.1%）

米沢市補助額 5 万円（直近年度の実績 24 万 7 千円）

・コミュニティバス

⑦市民バス万世線（米沢市国庫補助対象路線）

年間利用者数：25,000 人以上（直近年度の実績 19,141 人）

収支率：21.5%以上（直近年度の実績 14.7%）

米沢市委託料等 1,722 万 7 千円（直近年度の実績 2,234 万円）

⑧市民バス市街地循環路線右回り（米沢市国庫補助対象路線）

年間利用者数：54,000 人以上（直近年度の実績 35,702 人）

収支率：62%以上（直近年度の実績 33.6%）

米沢市委託料等 508 万 8 千円（直近年度の実績 1,109 万 4 千円）

⑨市民バス市街地循環路線左回り（米沢市国庫補助対象路線）

年間利用者数：47,000 人以上（直近年度の実績 33,173 人）

収支率：58%以上（直近年度の実績 31.0%）

米沢市委託料等 596 万 3 千円（直近年度の実績 1,246 万 3 千円）

⑩米沢市街地循環バス南回り路線（米沢市国庫補助対象路線）

年間利用者数：28,000 人以上（直近年度の実績 23,389 人）

収支率：26.5%以上（直近年度の実績 24.6%）

米沢市負担額等 1,440 万円（直近年度の実績 1,389 万円）

・デマンド交通

⑪山上地区乗合タクシー（米沢市国庫補助対象路線）

年間利用者数：5,000 人以上（直近年度の実績 15,282 人）

収支率：25%以上（直近年度の実績 23.3%）

米沢市負担額 600 万円（直近年度の実績 1,212 万 9 千円）

⑫田沢地区乗合タクシー（米沢市国庫補助対象路線）

年間利用者数：1,600 人以上（直近年度の実績 1,976 人）

収支率：30%以上（直近年度の実績 28.2%）

米沢市負担額 250 万円（直近年度の実績 325 万 8 千円）

⑬広幡地区乗合タクシー（米沢市国庫補助対象路線）

年間利用者数：800 人以上（直近年度の実績 810 人）

収支率：14%以上（直近年度の実績 15.8%）

米沢市委託料等 150 万円（直近年度の実績 176 万 4 千円）

⑭六郷地区乗合タクシー（米沢市国庫補助対象路線）

年間利用者数：800 人以上

収支率：14%以上

米沢市委託料等 150 万円

令和 5 年 4 月 1 日より運行のため
直近年度の実績なし

(2) 事業の効果

万世線を維持することにより、移動弱者の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。特に高齢者にとって外出促進につながり、健康増進を図ることができる。

市民バスは、万世線も含めて計6台（予備車2台）の車両で運行しているが、その中には購入から相当の年数を経過している車両があることや、修繕費の負担が年々大きくなっている現状から、購入することによるコストの削減と安定的な輸送の実現が可能となり、効率的な運行形態を構築することができる。

7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6」作成し添付

8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る万世線の車両の取得に係る費用総額2,300万円は、米沢市が運行事業者のため全額負担することとしているため、国庫補助は米沢市の収入となる。

○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論

○山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会）

<令和3年度>

- ・令和3年6月28日（第1回）：国庫補助要綱改正を踏まえた地域公共交通計画の修正についての議論
- ・令和3年8月25日（第2回）：地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画認定申請の提出等についての議論
- ・令和4年1月31日（第3回）：令和3年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論
- ・令和4年3月24日（第4回）：令和4年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の手続き等について

<令和4年度>

- ・令和4年6月27日（第1回）：地域公共交通計画の修正等についての議論
- ・令和4年9月21日（第2回）：地域間幹線系統の協議運賃についての議論（書面協議）（日付けは書面協議成立時）
- ・令和5年1月27日（第3回）：令和4年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論
- ・令和5年3月 日（第4回）：山形県地域公共交通計画の変更について（書面協議）（日付けは書面協議成立時）

○山形県地域公共交通活性化協議会（地域別部会）

<令和3年度>

山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（村山・最上・置賜・庄内）

- ・令和4年2月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業詳細の変更

○米沢市地域公共交通活性化協議会

<令和3年度>

- ・令和3年5月31日（第1回・書面協議）：事業報告・収支決算、事業計画・収支予算について
- ・令和3年8月30日（第2回）：地域公共交通計画（骨子案）、ICカード導入について等

- ・令和3年11月12日（第3回）：地域公共交通計画（案）について
- ・令和4年1月17日（第4回）：地域公共交通計画（案）に係るパブコメについて
- ・令和4年2月17日（第5回・書面協議）：地域公共交通計画（案）に係るパブコメの結果について

<令和4年度>

- ・令和4年6月29日（第1回）：事業報告・収支決算、事業計画・収支予算について

○ その他公共交通関連会合・住民説明会等

<令和3年度>

- ・地域公共交通計画策定にあたり、市民からの意見を広く聞き、計画に反映させるとともに、公共交通に関する関心を持っていただくため、市内全域を対象とした市民説明会を令和3年12月8日～17日の間に8回開催した。

○ 米沢市地域公共交通会議

<令和3年度>

- ・令和3年8月11日（第1回・書面協議）：乗合タクシーの時間変更について
- ・令和3年12月28日（第2回・書面協議）：乗合タクシーの増便と時間変更について等
- ・令和4年2月14日（第3回・書面協議）：企画乗車券の発券について

<令和4年度>

- ・令和4年8月30日（第1回・書面協議）：乗合タクシーの乗降場所の追加について
- ・令和4年12月15日（第2回・書面協議）：乗合タクシーの増便について等
- ・令和5年2月16日（第3回・書面協議）：バス路線の廃止について等

○ 山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会

- ・令和3年4月20日：補助要綱の改正とそれに伴う県計画の修正の説明・質疑応答

10. 利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により米沢市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

米沢市地域公共交通活性化協議会についても、山形県と同様の状況である。

11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付

12. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要

【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

(2) 交通手段の検討状況

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 山形県米沢市金池五丁目2番25号

(所 属) 企画調整部地域振興課

(氏 名) 鈴木 翔太

(電 話) 0238-22-5111 内線 2802

別紙

(e-mail) chiiki-ka@city.yonezawa.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
米沢市	山交バス(株)	(1) 米沢(南原)白布温泉線	米沢駅前	南原	湯元駅前	往20.0km 復20.6km	364日	2422.5回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
	山交バス(株)	(2) 米沢(備越)小野川線	米沢駅前	備越	駐車場前	往10.6km 復11.2km	364日	2097.5回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
	山交バス(株)	(3) 米沢(市立病院・六郷)小松線	令和5年4月1日より小松線は廃止								路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
	山交バス(株)	(4) 米沢～上郷線	米沢営業所	市立病院 上郷	長手	往11.7km 復12.1km	241日	723回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
	山交バス(株)	(5) 米沢(市立病院)窪田線	米沢営業所	市立病院	外の内	往10.1km 復10.6km	241日	1045回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
	山交バス(株)	(6) 米沢(市立病院)糠野目線	米沢営業所	市立病院 窪田	糠野目 学校前	往14.9km 復14.8km	80日	160回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
	米沢市	(7) 万世線	米沢市 役所前	米沢駅	米沢ス キー場 前	往18.1km 復19.2km	295日	295回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
	米沢市	(8) 万世線	米沢市 役所前	アルカデ ア	米沢ス キー場 前	往23.9km 復22.5km	295日	1180回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
	米沢市	(9) 万世線	米沢市 役所前	米沢駅	福祉の 里入口	往13.0km	295日	295回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
	米沢市	(10) 万世線	米沢市 役所前	アルカデ ア	福祉の 里入口	往16.7km 復16.5km	295日	590回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
	米沢市	(11) 万世線(直行便)	米沢駅前		米工前	復3.1km	95日	47.5回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
	米沢市	(12) 市街地循環路線右回り	米沢駅前	市立病院	米沢駅前	往16.8km 循環	365日	3894回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
	米沢市	(13) 市街地循環路線左回り	米沢駅前	市立病院	米沢駅前	往18.0km 循環	365日	3894回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
	山交バス(株)	(14) 米沢市街地循環バス南回り路線	米沢駅前	栄養大	米沢駅前	往17.5km 復17.6km	365日	1460回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
	(有)今村タクシー、(株)吾妻観光タクシー、辻自動車(株)、米沢タクシー(株)、米沢酒類販売(株)	(15) 山上地区乗合タクシー		山上地区		往 km 復 km	293日	2100回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
		(16) 田沢地区乗合タクシー		田沢地区		往 km 復 km	293日	1100回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
		(17) 広幡地区乗合タクシー		広幡地区		往 km 復 km	293日	500回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
		(18) 六郷地区乗合タクシー		六郷地区		往 km 復 km	140日	240回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
米沢市	山交バス(株)	(1) 米沢(南原)白布温泉線	米沢駅前	南原	湯元駅前	往20.0km 復20.6km	364日	2422.5回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
	山交バス(株)	(2) 米沢(備越)小野川線	米沢駅前	備越	駐車場前	往10.6km 復11.2km	364日	2122.5回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
	山交バス(株)	(3) 米沢(市立病院・六郷)小松線	令和5年4月1日より小松線は廃止								路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
	山交バス(株)	(4) 米沢～上郷線	米沢営業所	市立病院 上郷	長手	往11.7km 復12.1km	241日	723回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
	山交バス(株)	(5) 米沢(市立病院)窪田線	米沢営業所	市立病院	外の内	往10.1km 復10.6km	241日	1045回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
	山交バス(株)	(6) 米沢(市立病院)糠野目線	米沢営業所	市立病院 窪田	糠野目 学校前	往14.9km 復14.8km	80日	160回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
	米沢市	(7) 万世線	米沢市 役所前	米沢駅	米沢ス キー場 前	往18.1km 復19.2km	295回	295回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
	米沢市	(8) 万世線	米沢市 役所前	アルカデ ア	米沢ス キー場 前	往23.9km 復22.5km	295回	1180回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
	米沢市	(9) 万世線	米沢市 役所前	米沢駅	福祉の 里入口	往13.0km	295回	295回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
	米沢市	(10) 万世線	米沢市 役所前	アルカデ ア	福祉の 里入口	往16.7km 復16.5km	295回	590回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
	米沢市	(11) 万世線(直行便)	米沢駅前		米工前	復3.1km	95日	47.5回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
	米沢市	(12) 市街地循環路線右回り	米沢駅前	市立病院	米沢駅前	往16.8km 循環	365日	3894回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
	米沢市	(13) 市街地循環路線左回り	米沢駅前	市立病院	米沢駅前	往18.0km 循環	365日	3894回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
	山交バス(株)	(14) 米沢市街地循環バス南回り路線	米沢駅前	栄養大	米沢駅前	往17.5km 復17.6km	365日	1460回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
	(有)今村タクシー、(株)吾妻観光タクシー、辻自動車(株)、米沢タクシー(株)、米沢酒類販売(株)	(15) 山上地区乗合タクシー		山上地区		往 km 復 km	293回	2100回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
		(16) 田沢地区乗合タクシー		田沢地区		往 km 復 km	293回	1100回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
		(17) 広幡地区乗合タクシー		広幡地区		往 km 復 km	293回	500回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
		(18) 六郷地区乗合タクシー		六郷地区		往 km 復 km	293回	500回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R7年度





市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
米沢市	山交バス(株)	(1) 米沢(南原)白布温泉線	米沢駅前	南原	湯元駅前	往20.0km 復20.6km	364日	2422.5回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
	山交バス(株)	(2) 米沢(備越)小野川線	米沢駅前	備越	駐車場前	往10.6km 復11.2km	364日	2122.5回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
	山交バス(株)	(3) 米沢(市立病院・六郷)小松線	令和5年4月1日より小松線は廃止								路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
	山交バス(株)	(4) 米沢～上郷線	米沢営業所	市立病院 上郷	長手	往11.7km 復12.1km	241日	723回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
	山交バス(株)	(5) 米沢(市立病院)窪田線	米沢営業所	市立病院	外の内	往10.1km 復10.6km	241日	1045回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
	山交バス(株)	(6) 米沢(市立病院)糠野目線	米沢営業所	市立病院 窪田	糠野目 学校前	往14.9km 復14.8km	80日	160回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
	米沢市	(7) 万世線	米沢市 役所前	米沢駅	米沢ス キー場 前	往18.1km 復19.2km	295回	295回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
	米沢市	(8) 万世線	米沢市 役所前	アルカデ ア	米沢ス キー場 前	往23.9km 復22.5km	295回	1180回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
	米沢市	(9) 万世線	米沢市 役所前	米沢駅	福祉の 里入口	往13.0km	295回	295回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
	米沢市	(10) 万世線	米沢市 役所前	アルカデ ア	福祉の 里入口	往16.7km 復16.5km	295回	590回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
	米沢市	(11) 万世線(直行便)	米沢駅前		米工前	復3.1km	95日	47.5回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
	米沢市	(12) 市街地循環路線右回り	米沢駅前	市立病院	米沢駅前	往16.8km 循環	365日	3894回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
	米沢市	(13) 市街地循環路線左回り	米沢駅前	市立病院	米沢駅前	往18.0km 循環	365日	3894回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
	山交バス(株)	(14) 米沢市街地循環バス南回り路線	米沢駅前	栄養大	米沢駅前	往17.5km 復17.6km	365日	1460回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
	(有)今村タクシー、(株)吾妻観光タクシー、辻自動車(株)、米沢タクシー(株)、米沢酒類販売(株)	(15) 山上地区乗合タクシー		山上地区		往 km 復 km	293回	2100回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
		(16) 田沢地区乗合タクシー		田沢地区		往 km 復 km	293回	1100回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
		(17) 広幡地区乗合タクシー		広幡地区		往 km 復 km	293回	500回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
		(18) 六郷地区乗合タクシー		六郷地区		往 km 復 km	293回	500回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③

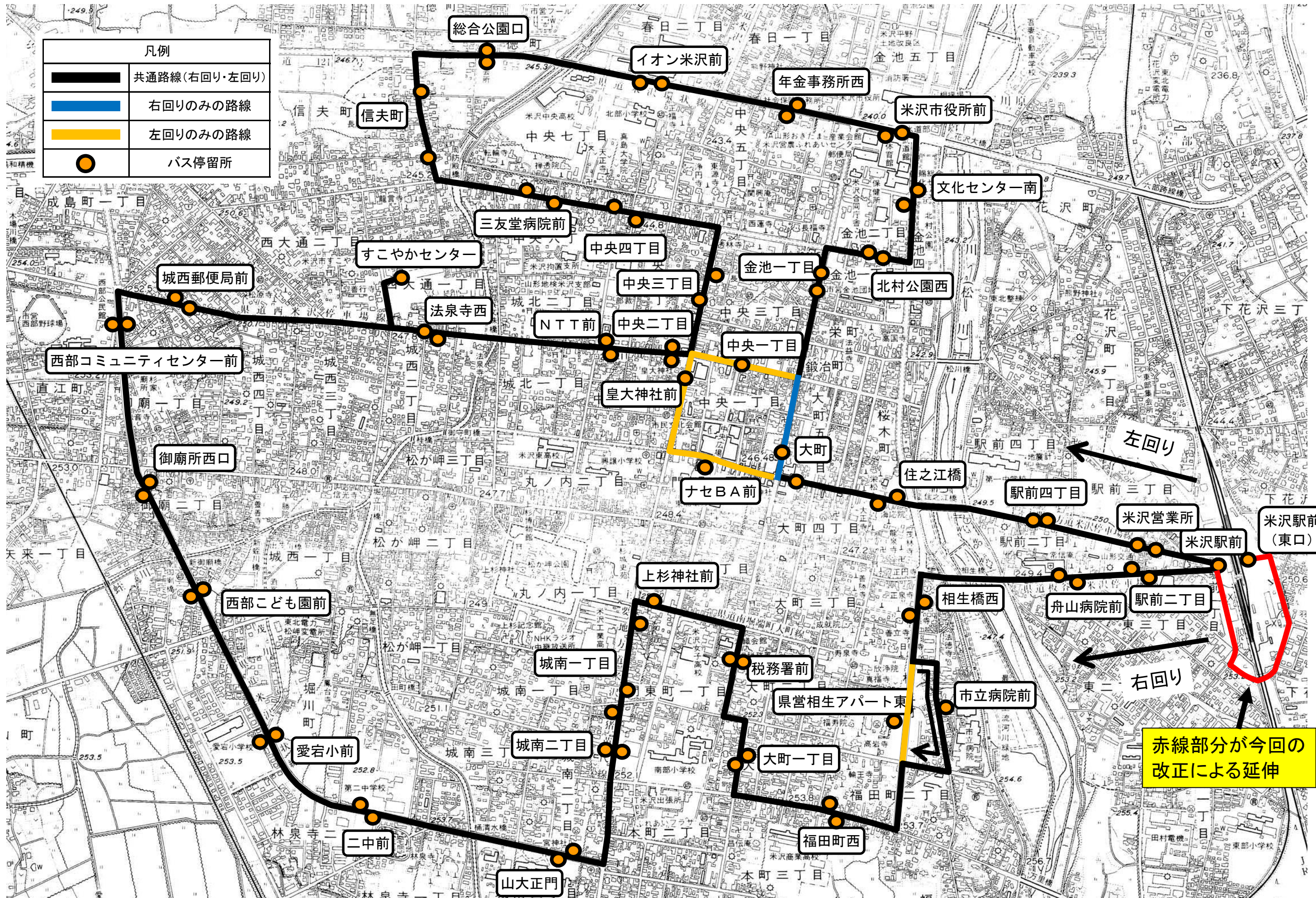
(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

市街地循環路線(右回り・左回り) 運行経路図

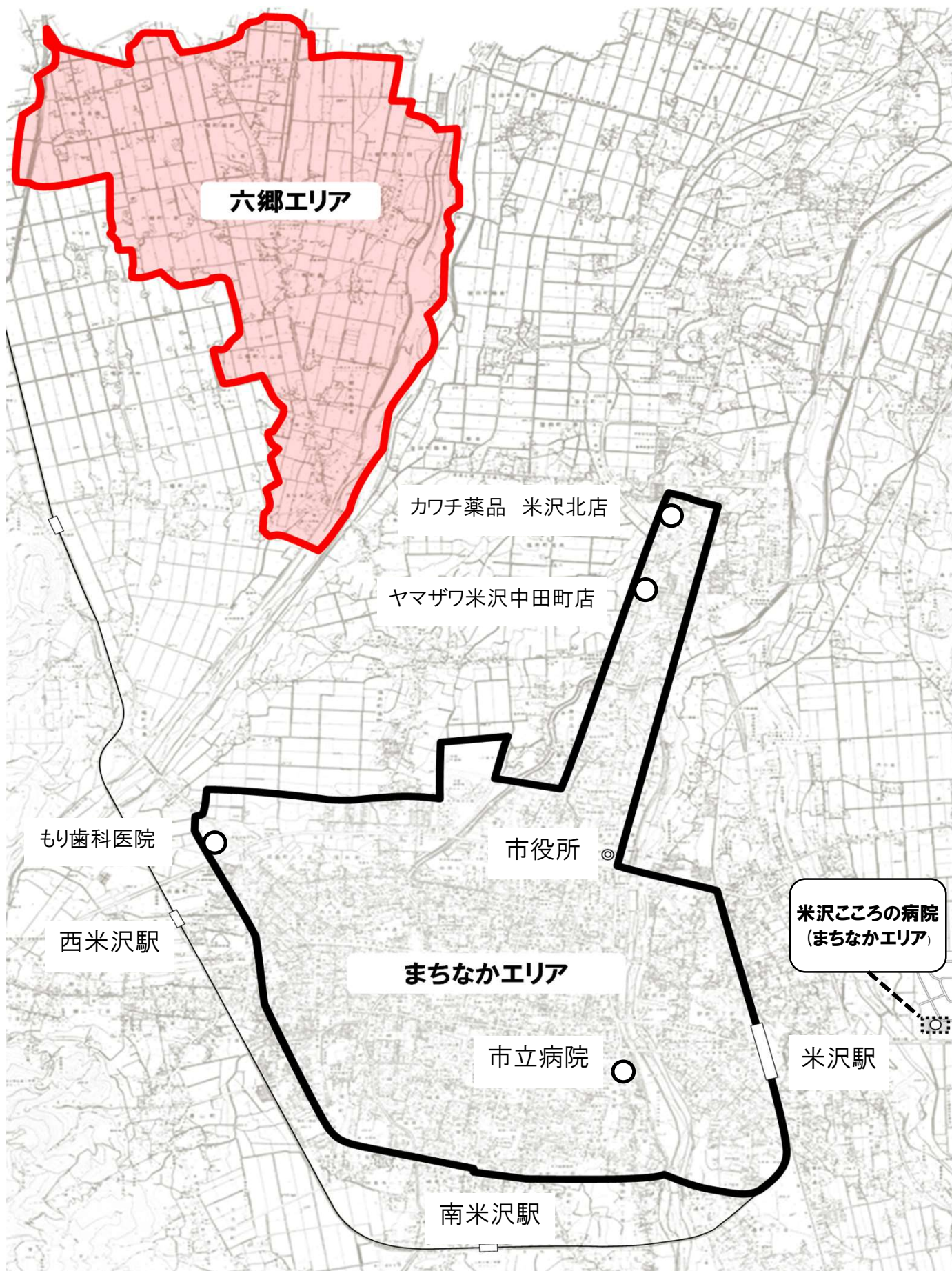
令和5年4月1日改正

凡例	
	共通路線(右回り・左回り)
	右回りのみの路線
	左回りのみの路線
	バス停留所



赤線部分が今回の改正による延伸

運行エリア拡大図



米沢駅前→小野川温泉(平日)

米沢駅前	8:05	9:35	12:15	14:00	15:45	17:35
米沢営業所	8:07	9:37	12:17	14:02	15:47	17:37
駅前四丁目	8:07	9:37	12:17	14:02	15:47	17:37
住之江橋	8:08	9:38	12:18	14:03	15:48	17:38
大町	8:09	9:39	12:19	14:04	15:49	17:39
門東町三丁目ナセBA前	8:11	9:41	12:21	14:06	15:51	17:41
興譲小前	8:12	9:42	12:22	14:07	15:52	17:42
松ヶ岬	8:14	9:44	12:24	14:09	15:54	17:44
城西町	8:15	9:45	12:25	14:10	15:55	17:45
御廟前	8:16	9:46	12:26	14:11	15:56	17:46
矢来	8:17	9:47	12:27	14:12	15:57	17:47
中矢来	8:18	9:48	12:28	14:13	15:58	17:48
館山一丁目	8:19	9:49	12:29	14:14	15:59	17:49
館山局前	8:20	9:50	12:30	14:15	16:00	17:50
館山四丁目	8:21	9:51	12:31	14:16	16:01	17:51
館山六丁目	8:22	9:52	12:32	14:17	16:02	17:52
館山浄水場口	8:23	9:53	12:33	14:18	16:03	17:53
赤芝	8:24	9:54	12:34	14:19	16:04	17:54
松の下	8:24	9:54	12:34	14:19	16:04	17:54
小中沢	8:25	9:55	12:35	14:20	16:05	17:55
備越	8:25	9:55	12:35	14:20	16:05	17:55
学校前	8:26	9:56	12:36	14:21	16:06	17:56
中の原	8:27	9:57	12:37	14:22	16:07	17:57
窪	8:28	9:58	12:38	14:23	16:08	17:58
小野川温泉	8:29	9:59	12:39	14:24	16:09	17:59
駐車場前	8:31	10:01	12:41	14:26	16:11	18:01

小野川温泉→米沢駅前(平日)

駐車場前	7:40	8:45	10:15	12:55	14:40	16:30
小野川温泉	7:42	8:47	10:17	12:57	14:42	16:32
窪	7:43	8:48	10:18	12:58	14:43	16:33
中の原	7:44	8:49	10:19	12:59	14:44	16:34
学校前	7:45	8:50	10:20	13:00	14:45	16:35
備越	7:46	8:51	10:21	13:01	14:46	16:36
小中沢	7:46	8:51	10:21	13:01	14:46	16:36
松の下	7:47	8:52	10:22	13:02	14:47	16:37
赤芝	7:47	8:52	10:22	13:02	14:47	16:37
館山浄水場口	7:48	8:53	10:23	13:03	14:48	16:38
館山六丁目	7:49	8:54	10:24	13:04	14:49	16:39
館山四丁目	7:50	8:55	10:25	13:05	14:50	16:40
館山局前	7:51	8:56	10:26	13:06	14:51	16:41
館山一丁目	7:52	8:57	10:27	13:07	14:52	16:42
中矢来	7:53	8:58	10:28	13:08	14:53	16:43
矢来	7:54	8:59	10:29	13:09	14:54	16:44
御廟前	7:55	9:00	10:30	13:10	14:55	16:45
城西町	7:56	9:01	10:31	13:11	14:56	16:46
松ヶ岬	7:57	9:02	10:32	13:12	14:57	16:47
上杉神社北口	7:58	9:03	10:33	13:13	14:58	16:48
丸の内二丁目	7:59	9:04	10:34	13:14	14:59	16:49
皇大神社前	8:00	9:05	10:35	13:15	15:00	16:50
中央一丁目	8:01	9:06	10:36	13:16	15:01	16:51
大町	8:03	9:08	10:38	13:18	15:03	16:53
住之江橋	8:04	9:09	10:39	13:19	15:04	16:54
駅前四丁目	8:05	9:10	10:40	13:20	15:05	16:55
米沢営業所	8:05	9:10	10:40	13:20	15:05	16:55
米沢駅前	8:07	9:12	10:42	13:22	15:07	16:57

米沢駅前→小野川温泉(土日祝日)

米沢駅前	8:05	9:35	12:15	14:00	15:45	17:35
米沢営業所	8:07	9:37	12:17	14:02	15:47	17:37
駅前四丁目	8:07	9:37	12:17	14:02	15:47	17:37
住之江橋	8:08	9:38	12:18	14:03	15:48	17:38
大町	8:09	9:39	12:19	14:04	15:49	17:39
門東町三丁目ナセBA前	8:11	9:41	12:21	14:06	15:51	17:41
興譲小前	8:12	9:42	12:22	14:07	15:52	17:42
松ヶ岬	8:14	9:44	12:24	14:09	15:54	17:44
城西町	8:15	9:45	12:25	14:10	15:55	17:45
御廟前	8:16	9:46	12:26	14:11	15:56	17:46
矢来	8:17	9:47	12:27	14:12	15:57	17:47
中矢来	8:18	9:48	12:28	14:13	15:58	17:48
館山一丁目	8:19	9:49	12:29	14:14	15:59	17:49
館山局前	8:20	9:50	12:30	14:15	16:00	17:50
館山四丁目	8:21	9:51	12:31	14:16	16:01	17:51
館山六丁目	8:22	9:52	12:32	14:17	16:02	17:52
館山浄水場口	8:23	9:53	12:33	14:18	16:03	17:53
赤芝	8:24	9:54	12:34	14:19	16:04	17:54
松の下	8:24	9:54	12:34	14:19	16:04	17:54
小中沢	8:25	9:55	12:35	14:20	16:05	17:55
備越	8:25	9:55	12:35	14:20	16:05	17:55
学校前	8:26	9:56	12:36	14:21	16:06	17:56
中の原	8:27	9:57	12:37	14:22	16:07	17:57
窪	8:28	9:58	12:38	14:23	16:08	17:58
小野川温泉	8:29	9:59	12:39	14:24	16:09	17:59
駐車場前	8:31	10:01	12:41	14:26	16:11	18:01

小野川温泉→米沢駅前(土日祝日)

駐車場前	8:45	10:15	12:55	14:40	16:30
小野川温泉	8:47	10:17	12:57	14:42	16:32
窪	8:48	10:18	12:58	14:43	16:33
中の原	8:49	10:19	12:59	14:44	16:34
学校前	8:50	10:20	13:00	14:45	16:35
備越	8:51	10:21	13:01	14:46	16:36
小中沢	8:51	10:21	13:01	14:46	16:36
松の下	8:52	10:22	13:02	14:47	16:37
赤芝	8:52	10:22	13:02	14:47	16:37
館山浄水場口	8:53	10:23	13:03	14:48	16:38
館山六丁目	8:54	10:24	13:04	14:49	16:39
館山四丁目	8:55	10:25	13:05	14:50	16:40
館山局前	8:56	10:26	13:06	14:51	16:41
館山一丁目	8:57	10:27	13:07	14:52	16:42
中矢来	8:58	10:28	13:08	14:53	16:43
矢来	8:59	10:29	13:09	14:54	16:44
御廟前	9:00	10:30	13:10	14:55	16:45
城西町	9:01	10:31	13:11	14:56	16:46
松ヶ岬	9:02	10:32	13:12	14:57	16:47
上杉神社北口	9:03	10:33	13:13	14:58	16:48
丸の内二丁目	9:04	10:34	13:14	14:59	16:49
皇大神社前	9:05	10:35	13:15	15:00	16:50
中央一丁目	9:06	10:36	13:16	15:01	16:51
大町	9:08	10:38	13:18	15:03	16:53
住之江橋	9:09	10:39	13:19	15:04	16:54
駅前四丁目	9:10	10:40	13:20	15:05	16:55
米沢営業所	9:10	10:40	13:20	15:05	16:55
米沢駅前	9:12	10:42	13:22	15:07	16:57

米沢営業所→上郷(平日)※土日祝日は運休

米沢営業所	10:10	14:00	17:30
米沢駅前	10:12	14:02	17:32
駅前二丁目	10:14	14:04	17:34
舟山病院前	10:14	14:04	17:34
相生橋西	10:15	14:05	17:35
市立病院前	10:16	14:06	17:36
福田町西	10:18	14:08	17:38
大町一丁目	10:19	14:09	17:39
税務署前	10:20	14:10	17:40
門東町	10:21	14:11	17:41
門東町三丁目ナセBA前	10:23	14:13	17:43
皇大神社前	10:25	14:15	17:45
中央三丁目	10:26	14:16	17:46
中央五丁目	10:27	14:17	17:47
春日一丁目	10:28	14:18	17:48
年金事務所西	10:29	14:19	17:49
米沢市役所前	10:30	14:20	17:50
花沢大橋	10:31	14:21	17:51
細原	10:33	14:23	17:53
JA米沢東支店前	10:35	14:25	17:55
上郷倉庫前	10:35	14:25	17:55
上郷	10:36	14:26	17:56
上郷小学校前	10:37	14:27	17:57
八幡原入口	10:37	14:27	17:57
竹井	10:38	14:28	17:58
川西	10:38	14:28	17:58
天神前	10:39	14:29	17:59
長手	10:39	14:29	17:59

上郷→米沢駅前(平日)※土日祝日は運休

長手	7:25	11:00	14:50
天神前	7:26	11:01	14:51
川西	7:27	11:02	14:52
竹井	7:28	11:03	14:53
八幡原入口	7:28	11:03	14:53
上郷小学校前	7:29	11:04	14:54
上郷	7:29	11:04	14:54
上郷倉庫前	7:30	11:05	14:55
JA米沢東支店前	7:30	11:05	14:55
細原	7:32	11:07	14:57
花沢大橋	7:34	11:09	14:59
米沢市役所前	7:35	11:10	15:00
年金事務所西	7:36	11:11	15:01
春日一丁目	7:37	11:12	15:02
中央五丁目	7:38	11:13	15:03
中央三丁目	7:39	11:14	15:04
中央一丁目	7:40	11:15	15:05
大町	7:42	11:17	15:07
税務署前	7:43	11:18	15:08
大町一丁目	7:44	11:19	15:09
福田町西	7:45	11:20	15:10
相生町南	7:46	11:21	15:11
市立病院前	7:47	11:22	15:12
相生町南	7:48	11:23	15:13
相生橋西	7:49	11:24	15:14
舟山病院前	7:50	11:25	15:15
駅前二丁目	7:50	11:25	15:15
米沢駅前	7:51	11:26	15:16

市民バス時刻表 万世線

万世 → 米沢駅前 → 米沢市役所 (上り)

令和5年4月1日改正

バス停名	第1便	第2便	第3便	第4便	第5便	第6便	第7便	第8便
米沢スキー場前		7:35				12:50	16:00	16:40
川越石 (万世大路記念公園)		7:37				12:52	16:02	16:42
刈安		7:39				12:54	16:04	16:44
福祉の里入口 (栄光の里入口)	7:25	7:45	9:00	11:00	11:50	13:00	16:10	16:50
梓川	7:26	7:46	9:01	11:01	11:51	13:01	16:11	16:51
木場	7:27	7:47	9:02	11:02	11:52	13:02	16:12	16:52
梓山	7:27	7:47	9:02	11:02	11:52	13:02	16:12	16:52
松林寺口	7:28	7:48	9:03	11:03	11:53	13:03	16:13	16:53
梓神社前	7:28	7:48	9:03	11:03	11:53	13:03	16:13	16:53
工業団地入口	7:29	7:49	桑9:05	桑11:05	11:54	13:04	16:14	16:54
テクノセンター前	7:30	7:50	9:10	11:10	11:55	13:05	16:15	16:55
万世小学校前	7:31	7:51	9:11	11:11	11:56	13:06	16:16	16:56
牛森	7:31	7:51	9:11	11:11	11:56	13:06	16:16	16:56
桑山団地東	7:32	7:52	9:12	11:12	11:57	13:07	16:17	16:57
桑山団地中	7:32	7:52	9:12	11:12	11:57	13:07	16:17	16:57
桑山公園前	7:33	7:53	9:13	11:13	11:58	13:08	16:18	16:58
桑山団地西	7:34	7:54	9:14	11:14	11:59	13:09	16:19	16:59
アルカディア (米沢こころの病院前)	—	—	—	11:17	12:02	—	16:22	17:02
米工前	—	7:58	—	—	—	—	16:25	17:05
七中前	—	7:59	—	—	—	—	16:26	17:06
金谷口	7:35	8:02	9:15	11:22	12:07	13:10	16:29	17:09
桑山団地口	7:35	8:02	9:15	11:22	12:07	13:10	16:29	17:09
片子	7:37	8:04	9:17	11:24	12:09	13:12	16:31	17:11
東大通	7:38	8:05	9:18	11:25	12:10	13:13	16:32	17:12
東一丁目	7:39	8:06	9:19	11:26	12:11	13:14	16:33	17:13
米沢駅前	7:40	8:07	9:20	11:27	12:12	13:15	16:34	17:14
米沢営業所	7:42	8:09	9:22	11:29	12:14	13:17	16:36	17:16
駅前四丁目	7:42	8:09	9:22	11:29	12:14	13:17	16:36	17:16
住之江橋	7:43	8:10	9:23	11:30	12:15	13:18	16:37	17:17
大町	7:43	8:10	9:23	11:30	12:15	13:18	16:37	17:17
ナセBA前	7:45	8:12	9:25	11:32	12:17	13:20	16:39	17:19
皇大神社前	7:47	8:14	9:27	11:34	12:19	13:22	16:41	17:21
中央三丁目	7:48	8:15	9:28	11:35	12:20	13:23	16:42	17:22
中央五丁目	7:50	8:17	9:30	11:37	12:22	13:25	16:44	17:24
春日一丁目	7:51	8:18	9:31	11:38	12:23	13:26	16:45	17:25
米沢市役所前	7:52	8:19	9:32	11:39	12:24	13:27	16:46	17:26

運休日：日曜日（5月～11月の第1日曜日を除く）、祝（休）日、8月13日～16日、12月29日～1月3日

「桑」の便は、桑山第1地区まで乗り入れする便

第1便は、12月から冬時刻に変更予定です。

市民バス時刻表 万世線

米沢市役所 → 米沢駅前 → 万世 (下り)

令和5年4月1日改正

バス停名	第1便	第2便	第3便	第4便	第5便	第6便	第7便	第8便
米沢市役所前	9:00	10:15	11:55	13:30	15:00	15:45	17:10	18:10
春日一丁目	9:02	10:17	11:57	13:32	15:02	15:47	17:12	18:12
中央五丁目	9:03	10:18	11:58	13:33	15:03	15:48	17:13	18:13
中央三丁目	9:04	10:19	11:59	13:34	15:04	15:49	17:14	18:14
中央一丁目	9:05	10:20	12:00	13:35	15:05	15:50	17:15	18:15
大町	9:07	10:22	12:02	13:37	15:07	15:52	17:17	18:17
住之江橋	9:08	10:23	12:03	13:38	15:08	15:53	17:18	18:18
駅前四丁目	9:09	10:24	12:04	13:39	15:09	15:54	17:19	18:19
米沢営業所	9:09	10:24	12:04	13:39	15:09	15:54	17:19	18:19
米沢駅前	9:11	10:26	12:06	13:41	15:16	15:56	17:21	18:30
東一丁目	9:12	10:27	12:07	13:42	15:17	15:57	17:22	18:31
東大通	9:13	10:28	12:08	13:43	15:18	15:58	17:23	18:32
片子	9:14	10:29	12:09	13:44	15:19	15:59	17:24	18:33
桑山団地口	9:16	10:31	12:11	13:46	15:21	16:01	17:26	18:35
金谷口	9:16	10:31	12:11	13:46	15:21	16:01	17:26	18:35
アルカディア (米沢こころの病院前)	9:19	10:34	—	13:49	15:24	—	—	—
米工前	—	—	—	—	—	16:05	17:30	18:39
七中前	—	—	—	—	—	16:10	17:34	18:40
桑山団地西	9:24	10:39	12:12	13:54	15:29	16:12	17:36	18:42
桑山公園前	9:24	10:39	12:12	13:54	15:29	16:12	17:36	18:42
桑山団地中	9:25	10:40	12:13	13:55	15:30	16:13	17:37	18:43
桑山団地東	9:25	10:40	12:13	13:55	15:30	16:13	17:37	18:43
牛森	9:26	10:41	12:14	13:56	15:31	16:14	17:38	18:44
万世小学校前	9:26	10:41	12:14	13:56	15:31	16:14	17:38	18:44
テクノセンター前	9:27	10:42	12:15	13:57	15:32	16:15	17:39	18:45
工業団地入口	9:29	10:44	桑12:17	桑13:59	15:34	16:17	17:41	18:47
梓神社前	9:30	10:45	12:20	14:02	15:35	16:18	17:42	18:48
松林寺口	9:30	10:45	12:20	14:02	15:35	16:18	17:42	18:48
梓山	9:31	10:46	12:21	14:03	15:36	16:19	17:43	18:49
木場	9:31	10:46	12:21	14:03	15:36	16:19	17:43	18:49
梓川	9:32	10:47	12:22	14:04	15:37	16:20	17:44	18:50
福祉の里入口 (栄光の里入口)	9:33	10:48	12:23	14:05	15:38	16:21	17:45	18:51
刈安	9:39		12:29		15:44	16:27	17:51	18:57
川越石 (万世大路記念公園)	9:41		12:31		15:46	16:29	17:53	18:59
米沢スキー場前	9:43		12:33		15:48	16:31	17:55	19:01

運休日：日曜日（5月～11月の第1日曜日を除く）、祝（休）日、8月13日～16日、12月29日～1月3日

「桑」の便は、桑山第1地区まで乗り入れする便

12月から3月の冬期間は、第1便の前に『米沢駅→米工前』直行便を増便する予定です。

地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細（変更）

市町村名： 鶴岡市

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係）

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

【山形県地域公共交通計画に基づくもの】

- 山形県地域公共交通計画<施策・事業3-2-1>地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
 - ・地域公共交通活性化協議会（or 地域公共交通会議等）における、市内交通ネットワークの課題に関する年〇回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（鶴岡市）
- 山形県地域公共交通計画<施策・事業1-1-1><1-2-1>によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。（鶴岡市・庄内交通）
- 山形県地域公共交通計画の<施策・事業3-1-1>に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（鶴岡市）
 - ・地域公共交通計画の<施策・事業2-1-1>によって導入される交通系ICカードについて、市民や来訪者への普及啓発（事業者、鶴岡市）
 - ・本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入の検討（鶴岡市、事業者）
- その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。

【鶴岡市地域公共交通計画に基づくもの】

- 「既存路線ネットワークの再編」

公共交通ネットワークについて、地域や交通事業者及び行政など地域ぐるみで検討し、利便性の高い交通網の再編実施と運賃割引制度の拡充により利用拡大を図る。【実施主体：住民・鶴岡市・交通事業者】
- 「多くの機関と連動したサービス展開」

温泉施設へのバスの乗入れやポイントカードによるサービス等、公共施設をはじめ観光、商業施設との連携により、公共交通による地域活性化を図る。【実施主体：鶴岡市・交通事業者】
- 「公共交通に対する市民意識の醸成」

モビリティ・マネジメントの実施により、公共交通に対する市民意識の醸成を図ることで利用者の増加をめざす。【実施主体：鶴岡市・交通事業者】
- 「公共交通について議論する場の創出」

地域単位の交通懇談会の開催により、公共交通を取り巻く現状と課題を共有すると共に、マイバス意識の醸成を図り、身近な移動手段の維持、確保、改善に向けた取り組みを地域ぐるみで実施する。【実施主体：住民・鶴岡市・交通事業者】
- 「交通案内の改善・充実」

公共交通をより分かりやすく利用できるように、地域版路線バス時刻表や運賃の割引サービスの周知用チラシの配布をはじめ、地域公共交通の情報を広報紙やホームページなどで分かりやすく発信する。【実施主体：鶴岡市・交通事業者】

2. 運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付

3. 運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

○山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標 2 の鶴岡市相当分の達成

- ・県全体目標値（目標年度：R7）

RESASの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人

- ・鶴岡市目標値（目標年度：R7）

県外 5,000 人、県内 5,000 人

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標 3 の鶴岡市相当分の達成

- ・県全体目標値（目標年度：R7）

市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人（R01 現況値 2.48 回／人）

- ・鶴岡市の目標値（目標年度：R7）

3.3 回／人（直近年度の実績 3.31 回／人 実績 404,833 人／人口 122,347 人）

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標 4 の鶴岡市相当分の達成

- ・県全体目標値（目標年度：R7）

市町村の移動サービスに対する負担額

地域鉄道：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円）

路線バス：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）

コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）

デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）

タクシー：1 億円（直近年度の実績 3,000 千円）

- ・鶴岡市目標値（目標年度：R7）

路線バス：1 億 4,606 万 2 千円（直近年度の実績 1 億 530 万 1 千円）

コミュニティバス：1,351 万 4 千円（直近年度の実績 1,212 万 2 千円）

デマンド交通：311 万 7 千円（直近年度の実績 415 万 3 千円）

○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

◇◇公共交通利用者数（走行キロ当たり）：0.55（直近年度の実績 0.55）

◇◇路線の収支率：45%以上（直近年度の実績 37.8%）

◇◇公共交通への公的資金投入額（利用者一人当たり）350 円（直近年度の実績 381 円）

○事業の効果

地域内フィーダー系統路線バスを維持・充実することにより、鶴岡市（対象人口 122,347 人）の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。

また、地域間幹線系統路線バスやJRとの公共交通ネットワークが充実することで、中心市街地と周辺地域を結ぶ効率的な運行体系が実現できる。

ひいては、市民や観光客などのまち歩き、おでかけ機会の促進により、地域活性化も期待できる。

○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

- ・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のRESASの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、鶴岡市公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

別表 1 に記載の路線について、その運行に係る費用総額 2 億 5,486 万円（R03 年度）のうち鶴岡市から運行事業者への補助金額は、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を次の通り負担することとしている。

旧 04 条路線…補助対象経費は、補助対象期間における補助対象路線ごとの補助対象経常費用と経常収益の差額とし、補助対象経常費用とは乗合バス事業者キロ当たり経常費用又は地域キロ当たり標準経常費用のいずれか低い額に補助対象路線の実車走行キロ数を乗じて得た額をいう。

旧 21 条路線…補助対象経費は、補助対象期間における補助対象路線ごとの補助対象経常費用と経常収益の差額（以下「経常欠損額」という。）とし、補助金の交付額は、補助対象路線ごとの経常欠損額又は実車走行キロ数に地域キロ当たり標準経常費用を乗じて得た額のいずれか低い額の合計額

また、別表 1 に記載の路線への上記鶴岡市の補助金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する鶴岡市の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

5. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

運行事業者においては、地域内フィーダー系統の運行に係る車両について、保守点検を重ねて使用しているところではあるが、車齢が 20 年を超える車両も 15 台運行している状況から、安全性の確保と費用効率化の面から適切な車両の更新が必要となっている。

6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

フィーダー系統にて運行している老朽化した車両の更新を行い新たな車両を導入することで、利用者の安全性と快適性を高めるとともに、事業者における修繕と購入に係る費用負担のバランスをとる。

(平成 29 年度から平成 31 年度の 3 年間で、2 台ずつ計 6 台の車両更新済み)
(令和 4 年度中に計 8 台の車両を購入予定)

○山形県地域公共交通計画 中目標 (3) 数値目標 3 の鶴岡市相当分の達成

・県全体目標値 (目標年度 R7)

市町村総合交付金対象路線・サービス (本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体) の人口あたりの乗車人員 : 2.50 回/人 (R01 現況値 2.48 回/人)

・鶴岡市の目標値 (目標年度 R7)

3.3 回/人 (直近年度の実績 3.31 回/人 実績 404,833 人/人口 122,347 人)

○山形県地域公共交通計画 中目標 (3) 数値目標 4 の鶴岡市相当分の達成

・県全体目標値 (目標年度 : R7)

市町村の移動サービスに対する負担額

地域鉄道 : 7,203 万 6 千円 (直近年度の実績 5,602 万 8 千円)

路線バス : 4 億 6,000 万円 (直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円)

コミュニティバス : 4 億 4,000 万円 (直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円)

デマンド交通 : 1 億 5,000 万円 (直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円)

タクシー : 1 億円 (直近年度の実績 3,000 円)

・鶴岡市目標値 (目標年度 R7)

路線バス : 1 億 4,606 万 2 千円 (直近年度の実績 1 億 530 万 1 千円)

コミュニティバス : 1,351 万 4 千円 (直近年度の実績 1,212 万 2 千円)

デマンド交通 : 311 万 7 千円 (直近年度の実績 415 万 3 千円)

○上記目標を達成するための細目標の達成 (年次目標)

◇◇中心市街地でのバス乗降者数の増加 : 413 人 (直近年度の実績 394 人)

◇◇駅や商店街の歩行者数 : 4,480 人 (直近年度の実績 3,720 人)

(2) 事業の効果

新たな車両を導入することで、安全性と快適性が高まるとともに、修繕と購入に係る費用負担のバランスをとることができる。

また、超低床型車両 (ノンステップバス) を導入することにより、沿線地域の高齢者や交通弱者の移動の足が確保され、地域住民の活動の更なる活性化が期待できる。

7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 6」を作成し添付

8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

1. 【取得計画】平成29年度からの3年間で、2台ずつ計6台の車両更新
 【事業者名】庄内交通株式会社
 【取得総額】114,540,000円（H29年度～H31年度）
 【市負担額】22,500,000円（H29年度～H35年度）※鶴岡市車両減価償却費等補助金
2. 【取得計画】令和4年度に計8台の車両購入
 【事業者名】庄内交通株式会社
 【取得総額】80,400,000円（R4年度）
 【市負担額】18,000,000円（R4年度～R8年度）※鶴岡市車両減価償却費等補助金

※市から運行事業者への補助金額については、国庫補助金を差し引いた差額分を交通事業者と折半し、支援することとしている。

○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論

○山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会）

<令和3年度>

- ・令和3年6月28日（第1回）：国庫補助要綱改正を踏まえた地域公共交通計画の修正についての議論
- ・令和3年8月25日（第2回）：地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画認定申請の提出等についての議論
- ・令和4年1月31日（第3回）：令和3年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論
- ・令和4年3月24日（第4回）：令和4年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の手続き等について

<令和4年度>

- ・令和4年6月27日（第1回）：地域公共交通計画の修正等についての議論
- ・令和4年9月21日（第2回）：協議運賃の変更に係る協議（書面）
（日付は書面協議成立時）
- ・令和5年1月27日（第3回）：令和4年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論
- ・令和5年3月 日（第4回）：山形県地域公共交通計画の変更について（書面協議）
（日付けは書面協議成立時）

○山形県地域公共交通活性化協議会（地域別部会）

<令和3年度>

山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（村山・最上・置賜・庄内）

- ・令和4年1月（書面協議）：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更

<令和4年度>

- ・令和4年12月23日：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細等の変更（庄内）
（日付は書面協議成立時）

○鶴岡市地域公共交通活性化協議会（県鶴岡市市地域公共交通会議）

<令和3年度>

- ・令和3年5月31日（第1回）：
令和4年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について
- ・令和3年8月17日（第2回・書面協議）：
温海地域乗合タクシーの登録申請（案）について
- ・令和3年8月27日（第3回・書面協議）：
(1) 鶴岡市地域公共交通活性化協議会規約の改正について

- (2) 櫛引地域デマンド交通について
- (3) 令和3年度朝日地域夏季観光バスの運行中止について
- ・令和3年12月21日(第4回) :
 - (1) 鶴岡市地域公共交通活性化協議会規約の改正について
 - (2) 鶴岡市地域公共交通会議設置要綱の改正について
 - (3) 地域内フィーダー系統確保維持計画の事業評価について
 - (4) 庄内交通バス路線について(廃止・変更等)
 - (5) 櫛引中学校～たらのき代線の経路変更について
- ・令和4年2月21日(第5回・書面協議) :
 - (1) 櫛引地域スクールバス有償旅客運送における長期使用者割引の変更について
 - (2) 朝日地域 土曜試験運行について(継続)

<令和4年度>

- ・令和4年6月21日(第1回) :
 - (1) 令和5年度地域内フィーダー系統確保維持計画(案)について
 - (2) 生活交通改善事業計画(バリアフリー化設備等整備事業)(案)について
- ・令和4年8月17日(第2回)
 - (1) 庄内交通バス路線等の変更について
 - ・「鶴岡市内廻り線」路線変更に伴う一部路線廃止及び使用車両
 - ・「鶴岡-ゆ～town線」の路線変更
 - ・「鶴岡-清川線」のバス停留所変更
- ・令和4年9月28日(第3回)
 - (1) 庄内交通バス 市内循環線の運賃について
- ・令和4年11月9日(第4回)
 - (1) 冬季間の運行計画の変更について(庄内交通)
 - (2) 藤島東栄地区デマンド交通運行計画の一部変更について

○ 山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会

10. 利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局(山形県)により鶴岡市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

本市では、地域公共交通総合連携計画策定時(平成22年度)及び地域公共交通網形成計画策定時(平成27年度)、鶴岡市地域公共交通計画策定時(令和2年度)に実施した市民アンケート調査、地域単位の交通懇談会等により市民の意見収集を図ったほか、本計画について、住民代表を含む法定協議会で協議を行っており、住民の意見を十分に反映している。

さらに、定期的な利用実態調査の実施や、市民、地域、交通事業者、関係機関などの意見を伺う機会を設けることで利用者等の意見を反映することとしている。

また、鶴岡市地域公共交通活性化協議会については、その開催をHPでお知らせし会議の様子について、傍聴することができるようにしている他、会議資料や会議概要についても開催結果としてHPに掲載し、全ての市民が閲覧できる状況としている。

11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付

12. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要 【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】
(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等
(2) 交通手段の検討状況

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 山形県鶴岡市馬場町9番25号

(所属) 鶴岡市企画部地域振興課

(氏名) 横田 淳一郎

(電話) 0235-35-1191 内線 522

(e-mail) chiikishinko@city.tsuruoka.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
山形県 鶴岡市	庄内交通 株式会社	(1) 鶴岡大鳥線	エスマール	山添	西大鳥	往 39.1 km 復 39.2 km	240日	240.0回		路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(2) 鶴岡上田沢線	エスマール	山添	上田沢	往 30.4 km 復 km	240日	120.0回		路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(3) 鶴岡大網線	エスマール	山添	大網局前	往 25.2 km 復 25.3 km	240日	360.0回		路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(4) 鶴岡(勝福寺)ゆ〜Town線	エスマール	勝福寺	ゆ〜Town	往 9.4 km 復 9.5 km	240日	720.0回		路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(5) 鶴岡(湯田川)越沢	エスマール	湯田川温泉	越沢	往 34.3 km 復 34.1 km	365日	1,092.0回		路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(6) 鶴岡(物産館)温海線	エスマール	庄内観光物産館	温海営業所	往 41.0 km 復 40.2 km	365日	1,572.0回		路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(7) 鶴岡(藤島駅前)清川線	エスマール	藤島駅前	清川八郎記念館	往 24.3 km 復 24.3 km	240日	720.0回		路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(8) 鶴岡(湯田川)坂の下線	エスマール	湯田川温泉	坂の下	往 17.5km 復 17.3km	240日	360.0回		路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(9) 鶴岡(稲生町)湯田川線	エスマール	稲生町	湯田川温泉	往 10.0km 復 9.8km	365日	1,090.0回		路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(10) こころの医療センター(稲生町)湯田川線	こころの医療センター	稲生町	湯田川温泉	往 13.3km 復 13.0km	240日	120.0回		路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(11) 鶴岡(物産館・加茂水族館)湯野浜線	エスマール	加茂水族館	湯野浜温泉	往 22.0km 復 21.9km	365日	2,665.0回		路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(12) 鶴岡(物産館・善宝寺)湯野浜線	エスマール	善宝寺	湯野浜温泉	往 18.3km 復 18.2km	365日	1,757.5回		路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(13) 鶴岡(山添)落合	エスマール	山添	朝日庁舎	往 17.0km 復 17.1km	365日	1,548.0回		路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(14) 鶴岡中央高校線	エスマール		中央高校	往 1.3km 復 1.3km	212日	212.0回		路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(15) いでは文化記念館-羽黒山頂線	いでは文化記念館	休暇村庄内羽黒	羽黒山頂	往 7.6 km 復 7.6 km	365日	1,965.0回		路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-いでは文化 記念館前線に いでは文化記念館前で接続	③
		(16) 鶴岡市内循環Aコース	エスマール		エスマール	右 14.9km 左 14.6km	365日	2,920.0回		路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(17) 鶴岡市内循環Bコース	エスマール		エスマール	右 12.4km 左 12.8km	365日	2,920.0回		路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(18) 鶴岡市内循環Cコース	エスマール		エスマール	右 14.1km 左 14.2km	365日	2,920.0回		路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	①
鶴岡市	庄交ハイヤー 株式会社	(19) 羽黒地域市営バス 上川代・小増川線	上川代	ゆぼか	鶴岡駅	往 26.3 km 復 26.3 km	143日	214.5回		路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(20) 羽黒地域市営バス 上川代・小増川線	上川代		ゆぼか	往 18.7 km 復 18.7 km	143日	214.5回		路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-いでは文化 記念館前線にゆぼかで接続	③
		(21) 羽黒地域市営バス 今野線	川代山	ゆぼか	鶴岡駅	往 22.8 km 復 22.8 km	145日	217.5回		路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(22) 羽黒地域市営バス 今野線	川代山		ゆぼか	往 14.2 km 復 14.2 km	145日	217.5回		路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-いでは文化 記念館前線にゆぼかで接続	③
		(23) 藤島東栄地区デマ ンド交通		東栄地区		往 km 復 km	288日	1,152.0回		区域	②(1)	地域間交通ネットワーク羽越本線藤 島駅と接続	③

- (注)
1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
 2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
 3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
 4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
 5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
 6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
 7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
山形県 鶴岡市	庄内交通 株式会社	(1) 鶴岡大鳥線	エスマール	山添	西大鳥	往 39.1 km 復 39.2 km	238日	238.0回		路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(2) 鶴岡上田沢線	エスマール	山添	上田沢	往 30.4 km 復 km	238日	119.0回		路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(3) 鶴岡大網線	エスマール	山添	大網局前	往 25.2 km 復 25.3 km	238日	357.0回		路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(4) 鶴岡(勝福寺)ゆ〜Town線	エスマール	勝福寺	ゆ〜Town	往 9.4 km 復 9.4 km	238日	714.0回		路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(5) 鶴岡(湯田川)越沢	エスマール	湯田川温泉	越沢	往 34.3 km 復 34.1 km	366日	1,095.0回		路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(6) 鶴岡(物産館)温海線	エスマール	庄内観光物産館	温海営業所	往 41.0 km 復 40.2 km	366日	1,571.0回		路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(7) 鶴岡(藤島駅前)清川線	エスマール	藤島駅前	清川八郎記念館	往 24.4 km 復 24.4 km	238日	714.0回		路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(8) 鶴岡(湯田川)坂の下線	エスマール	湯田川温泉	坂の下	往 17.5km 復 17.3km	238日	357.0回		路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(9) 鶴岡(稲生町)湯田川線	エスマール	稲生町	湯田川温泉	往 10.0km 復 9.8km	366日	1,089.0回		路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(10) こころの医療センター(稲生町)湯田川線	こころの医療センター	稲生町	湯田川温泉	往 13.3km 復 13.0km	238日	119.0回		路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(11) 鶴岡(物産館・加茂水族館)湯野浜線	エスマール	加茂水族館	湯野浜温泉	往 22.0km 復 21.9km	366日	2,663.0回		路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(12) 鶴岡(物産館・善宝寺)湯野浜線	エスマール	善宝寺	湯野浜温泉	往 18.3km 復 18.2km	366日	1,757.0回		路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(13) 鶴岡(山添)落合	エスマール	山添	朝日庁舎	往 17.0km 復 17.1km	366日	1,546.0回		路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(14) 鶴岡中央高校線	エスマール		中央高校	往 1.3km 復 1.3km	213日	213.0回		路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(15) いでは文化記念館-羽黒山頂線	いでは文化記念館	休暇村庄内羽黒	羽黒山頂	往 7.6 km 復 7.6 km	366日	1,975.5回		路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-いでは文化 記念館前線に いでは文化記念館前で接続	③
		(16) 鶴岡市内循環Aコース	エスマール		エスマール	右 14.9km 左 14.6km	366日	2,928.0回		路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(17) 鶴岡市内循環Bコース	エスマール		エスマール	右 12.4km 左 12.8km	366日	2,928.0回		路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(18) 鶴岡市内循環Cコース	エスマール		エスマール	右 14.1km 左 14.2km	366日	2,928.0回		路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
鶴岡市	鶴岡市	(19) 羽黒地域市営バス 上川代・小増川線	上川代	ゆぼか	鶴岡駅	往 26.3 km 復 26.3 km	143日	214.5回		路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(20) 羽黒地域市営バス 上川代・小増川線	上川代		ゆぼか	往 18.7 km 復 18.7 km	143日	214.5回		路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-いでは文化 記念館前線にゆぼかで接続	③
		(21) 羽黒地域市営バス 今野線	川代山	ゆぼか	鶴岡駅	往 22.8 km 復 22.8 km	145日	217.5回		路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(22) 羽黒地域市営バス 今野線	川代山		ゆぼか	往 14.2 km 復 14.2 km	145日	217.5回		路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-いでは文化 記念館前線にゆぼかで接続	③
	庄交ハイヤー 株式会社	(23) 藤島東栄地区デマ ンド交通		東栄地区		往 km 復 km	288日	1,152.0回		区域	②(1)	地域間交通ネットワーク羽越本線藤 島駅と接続	③

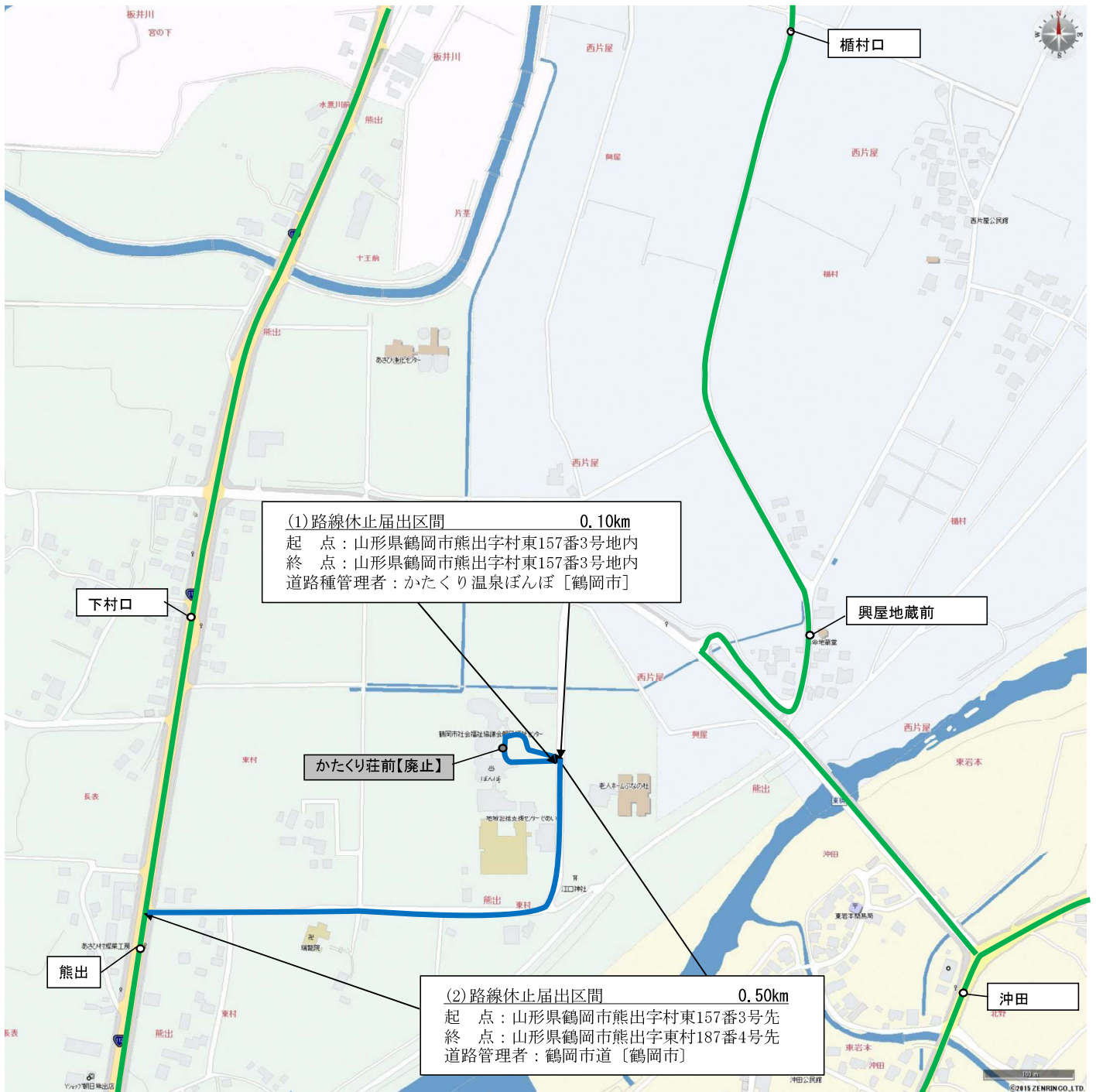
- (注)
1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
 2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
 3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
 4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
 5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
 6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
 7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
山形県 鶴岡市	庄内交通 株式会社	(1) 鶴岡大鳥線	エスマール	山添	西大鳥	往 39.1 km 復 39.2 km	240日	240.0回		路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(2) 鶴岡上田沢線	エスマール	山添	上田沢	往 30.4 km 復 km	240日	120.0回		路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(3) 鶴岡大網線	エスマール	山添	大網局前	往 25.2 km 復 25.3 km	240日	360.0回		路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(4) 鶴岡(勝福寺)ゆ〜Town線	エスマール	勝福寺	ゆ〜Town	往 9.4 km 復 9.4 km	240日	720.0回		路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(5) 鶴岡(湯田川)越沢	エスマール	湯田川温泉	越沢	往 34.3 km 復 34.1 km	365日	1,092.0回		路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(6) 鶴岡(物産館)温海線	エスマール	庄内観光物産館	温海営業所	往 41.0 km 復 40.2 km	365日	1,572.0回		路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(7) 鶴岡(藤島駅前)清川線	エスマール	藤島駅前	清川八郎記念館	往 24.4 km 復 24.4 km	240日	720.0回		路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(8) 鶴岡(湯田川)坂の下線	エスマール	湯田川温泉	坂の下	往 17.5km 復 17.3km	240日	360.0回		路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(9) 鶴岡(稲生町)湯田川線	エスマール	稲生町	湯田川温泉	往 10.0km 復 9.8km	365日	1,090.0回		路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(10) こころの医療センター(稲生町)湯田川線	こころの医療センター	稲生町	湯田川温泉	往 13.3km 復 13.0km	240日	120.0回		路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(11) 鶴岡(物産館・加茂水族館)湯野浜線	エスマール	加茂水族館	湯野浜温泉	往 22.0km 復 21.9km	365日	2,665.0回		路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(12) 鶴岡(物産館・善宝寺)湯野浜線	エスマール	善宝寺	湯野浜温泉	往 18.3km 復 18.2km	365日	1,757.5回		路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(13) 鶴岡(山添)落合	エスマール	山添	朝日庁舎	往 17.0km 復 17.1km	365日	1,546.0回		路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(14) 鶴岡中央高校線	エスマール		中央高校	往 1.3km 復 1.3km	216日	216.0回		路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(15) いでは文化記念館-羽黒山頂線	いでは文化記念館	休暇村庄内羽黒	羽黒山頂	往 7.6 km 復 7.6 km	365日	1,972.5回		路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-いでは文化 記念館前線に いでは文化記念館前で接続	③
		(16) 鶴岡市内循環Aコース	エスマール		エスマール	右 14.9km 左 14.6km	365日	2,920.0回		路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(17) 鶴岡市内循環Bコース	エスマール		エスマール	右 12.4km 左 12.8km	365日	2,920.0回		路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(18) 鶴岡市内循環Cコース	エスマール		エスマール	右 14.1km 左 14.2km	365日	2,920.0回		路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
鶴岡市	鶴岡市	(19) 羽黒地域市営バス 上川代・小増川線	上川代	ゆぼか	鶴岡駅	往 26.3 km 復 26.3 km	143日	214.5回		路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(20) 羽黒地域市営バス 上川代・小増川線	上川代		ゆぼか	往 18.7 km 復 18.7 km	143日	214.5回		路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-いでは文化 記念館前線にゆぼかで接続	③
		(21) 羽黒地域市営バス 今野線	川代山	ゆぼか	鶴岡駅	往 22.8 km 復 22.8 km	145日	217.5回		路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-酒田 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(22) 羽黒地域市営バス 今野線	川代山		ゆぼか	往 14.2 km 復 14.2 km	145日	217.5回		路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-いでは文化 記念館前線にゆぼかで接続	③
	庄交ハイヤー 株式会社	(23) 藤島東栄地区デマ ンド交通		東栄地区		往 km 復 km	288日	1,152.0回		区域	②(1)	地域間交通ネットワーク羽越本線藤 島駅と接続	③

- (注)
1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
 2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
 3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
 4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
 5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
 6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
 7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。



凡 例	
路線休止届出区間	
既認可路線	
廃止バス停留所	●
	○

地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細（変更）

市町村名： 寒河江市

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

- 山形県地域公共交通計画<施策・事業3-2-1>地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
- ・寒河江市地域公共交通会議において、市内交通ネットワークの課題に関する年2回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（寒河江市）
 - ・寒河江市外に影響する公共交通の検討・協議、及び地域別部会への提案・協議（寒河江市）
- 山形県地域公共交通計画<施策・事業1-1-1><1-2-1>によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。（寒河江市、事業者）
- ・GTFS-JP（GTFS-RT）の作成・提供（寒河江市）
- 山形県地域公共交通計画の<施策・事業3-1-1>に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（寒河江市）
- ・地域公共交通計画の<施策・事業2-1-1>によって導入される交通系ICカードについて、市民や来訪者への普及啓発（寒河江市）
 - ・交通系ICカードの導入やサービスの連携の検討（寒河江市、事業者）
- その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。
- ・市内循環バス及びデマンドタクシーの利用促進を図るために、市報やSNS、チラシ等の活用による周知の徹底（寒河江市）
 - ・域内の幹線系統も含めた公共交通のネットワークが一目で分かる広域公共交通マップ等の周知による利用促進（西村山地域広域連携協議会・寒河江市）
 - ・新規利用者の増加を図るために、公共交通体験会等の実施を検討（寒河江市、事業者）
 - ・必要に応じて、公共交通利用者へのアンケート調査の実施（寒河江市、事業者）

2. 運行システムの概要及び運送予定者

「表1」のとおり

3. 運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

○山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標2の寒河江市相当分の達成

- ・ 県全体目標値（目標年度 R7）
RESASの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人
- ・ 寒河江市目標値（目標年度 R7）
県外 2,300 人、県内 900 人

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標3の寒河江市相当分の達成

- ・ 県全体目標値（目標年度 R7）
市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人
- ・ 寒河江市の目標値（目標年度 R7）
0.66 回／人（直近年度の実績：0.63 回／人の約 105%）

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標4の寒河江市相当分の達成

- ・ 県全体目標値（目標年度 R7）
市町村の移動サービスに対する負担額
地域鉄道：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円）
路線バス：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）
コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）
デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）
タクシー：1 億円（直近年度の実績 3,000 千円）

・ 寒河江市目標値（目標年度 R7）

- 市内循環バス：8,221 千円（直近年度の実績：9,134 千円の約 90%）
- デマンド交通：7,972 千円（直近年度の実績：8,858 千円の約 90%）

○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）（直近年度の実績の約 105%を目標）

- ・ 市内循環バス（国庫補助対象路線）の年間利用者数：4,641 人以上
（直近年度の実績：4,420 人）
- ・ デマンド交通（国庫補助対象路線）の年間利用者数：3,116 人以上
（直近年度の実績：2,968 人）
- ・ 市内循環バスの収支率：5.7%以上（直近年度の実績：5.4%）
- ・ デマンド交通の収支率：10.9%以上（直近年度の実績：10.4%）
- ・ 市内循環バスへの寒河江市負担額：8,221 千円（直近年度の実績：9,134 千円）
- ・ デマンド交通への寒河江市負担額：7,972 千円（直近年度の実績：8,858 千円）

○事業の効果

- ・ 上記路線を維持することにより、市内循環バス沿線地域及びデマンドタクシー運行エリア内の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

- ・ 上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新の RESAS の数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、寒河江市公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る「市内循環バス」及び「デマンドタクシー」について、その運行に係る費用総額（23,339千円）のうち、寒河江市から運行事業者への委託料については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

また、上記の委託料も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する寒河江市の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第21条第1号～第4号関係）

5. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

該当なし

(2) 事業の効果

該当なし

7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論

○ 山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会）

- ・ 令和3年6月28日（第1回）：国庫補助要綱改正を踏まえた地域公共交通計画の修正についての議論
- ・ 令和3年8月25日（第2回）：地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画認定申請の提出等についての議論
- ・ 令和4年1月31日（第3回）：令和3年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論

- ・令和4年3月24日（第4回）：令和4年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の手続き等について

<令和4年度>

- ・令和4年6月27日（第1回）：地域公共交通計画の修正等についての議論
- ・令和4年9月21日（第2回）：地域間幹線系統の協議運賃についての議論（書面協議）（日付けは書面協議成立時）
- ・令和5年1月27日（第3回）：令和4年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論
- ・令和5年3月 日（第4回）：山形県地域公共交通計画の変更について（書面協議）（日付けは書面協議成立時）

○ 山形県地域公共交通活性化協議会（地域別部会）

<令和3年度>

山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（村山）

- ・令和3年11月（書面協議）：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更
- ・令和4年1月（書面協議）：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更
- ・令和4年2月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更
- ・令和4年3月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更

○ 寒河江市市地域公共交通会議

<令和3年度>

- ・令和3年9月17日（第1回：書面開催）
通院手段利便性向上に向けたモニター試験運行について
地域内フィーダー系統確保維持計画の策定について
- ・令和3年10月19日（第2回：書面開催）
「寒河江～谷地線」の路線延長について
「山形駅前（山形道）谷地線」の「ひなの湯・産直センター前」バス停移設について
「谷地（寒河江）宮宿線」一部路線廃止および一部停留所廃止について
大江町乗合タクシーモニター試験運行について
- ・令和4年1月18日（第3回：書面開催）
地域公共交通確保維持改善事業（令和2年10月～令和3年9月）に関する事業評価について
- ・令和4年2月17日（第4回：書面開催）
寒河江市デマンドタクシーの共通乗降場の見直しについて

<令和4年度>

- ・令和4年8月19日（第1回：書面開催）
大江町乗合タクシーモニター試験運行について
- ・令和5年1月31日（第2回：書面開催）
山交バス路線「寒河江～谷地線」及び「寒河江～宮宿線」の日祝日便の運休について

○ その他公共交通関連会合・住民説明会等

○ 山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会

- ・令和3年4月20日：補助要綱の改正とそれに伴う県計画の修正の説明・質疑応答

10. 利用者等の意見の反映状況
<p>山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により寒河江市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。</p> <p>本市では、寒河江市地域公共交通会議の委員として、市民を代表してご意見をいただくために2地区の町会長連合会長及び1地区の区長、交通弱者等の意見を反映するために市民生児童委員協議会から1名の方にそれぞれ就任いただいております。地域の実態に基づき様々なご意見をいただいております。</p> <p>なお、本会議の会議資料及び会議録については、書面開催を除き、寒河江市のホームページで公開を行っている。</p>
11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
「表5」のとおり
12. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要 【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】
(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等
対象なし
(2) 交通手段の検討状況
対象なし

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 山形県寒河江市中央一丁目9番45号

(所 属) 山形県 寒河江市 企画創成課

(氏 名) 主事 鈴木 すみれ

(電 話) 0237-85-1413

(e-mail) seisaku@city.sagae.yamagata.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
寒河江市	中央タクシー 株式会社	(1) 北部ルート右回り	寒河江駅	寒河江市立病院	寒河江駅	往21.7km 復 循環	241日	482回			路線定期	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
		(2) 北部ルート左回り	寒河江駅	寒河江市立病院	寒河江駅	往21.7km 復 循環	241日	482回			路線定期	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
	寒河江タクシー 株式会社	(3) 南部ルート右回り	寒河江駅	寒河江市立病院	寒河江駅	往19.3km 復 循環	241日	482回			路線定期	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
		(4) 南部ルート左回り	寒河江駅	寒河江市立病院	寒河江駅	往19.3km 復 循環	241日	482回			路線定期	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
	中央タクシー株式会社 寒河江タクシー株式会社	(5) 幸生、醍醐・三泉、 中郷、田代、谷沢		幸生、醍醐・三泉、 中郷、田代、谷沢		往 km 復 km	241日	2169回			区域運行	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
		(6)				往 km 復 km	日	回						
					往 km 復 km	日	回							

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
寒河江市	中央タクシー 株式会社	(1) 北部ルート右回り	寒河江駅	寒河江市立病院	寒河江駅	往21.7km 復 循環	239日	478回			路線定期	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
		(2) 北部ルート左回り	寒河江駅	寒河江市立病院	寒河江駅	往21.7km 復 循環	239日	478回			路線定期	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
	寒河江タクシー 株式会社	(3) 南部ルート右回り	寒河江駅	寒河江市立病院	寒河江駅	往19.3km 復 循環	239日	478回			路線定期	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
		(4) 南部ルート左回り	寒河江駅	寒河江市立病院	寒河江駅	往19.3km 復 循環	239日	478回			路線定期	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
	中央タクシー株式会社 寒河江タクシー株式会社	(5) 幸生、醍醐・三泉、 中郷、田代、谷沢		幸生、醍醐・三泉、 中郷、田代、谷沢		往 km 復 km	239日	2151回			区域運行	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
		(6)				往 km 復 km	日	回						
					往 km 復 km	日	回							

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
寒河江市	中央タクシー 株式会社	(1) 北部ルート右回り	寒河江駅	寒河江市立病院	寒河江駅	往21.7km 復 循環	240日	480回			路線定期	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
		(2) 北部ルート左回り	寒河江駅	寒河江市立病院	寒河江駅	往21.7km 復 循環	240日	480回			路線定期	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
	寒河江タクシー 株式会社	(3) 南部ルート右回り	寒河江駅	寒河江市立病院	寒河江駅	往19.3km 復 循環	240日	480回			路線定期	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
		(4) 南部ルート左回り	寒河江駅	寒河江市立病院	寒河江駅	往19.3km 復 循環	240日	480回			路線定期	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
	中央タクシー株式会社 寒河江タクシー株式会社	(5) 幸生、醍醐・三泉、 中郷、田代、谷沢				往 km 復 km	240日	2160回			区域運行	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
		(6)				往 km 復 km	日	回						
					往 km 復 km	日	回							

(注)

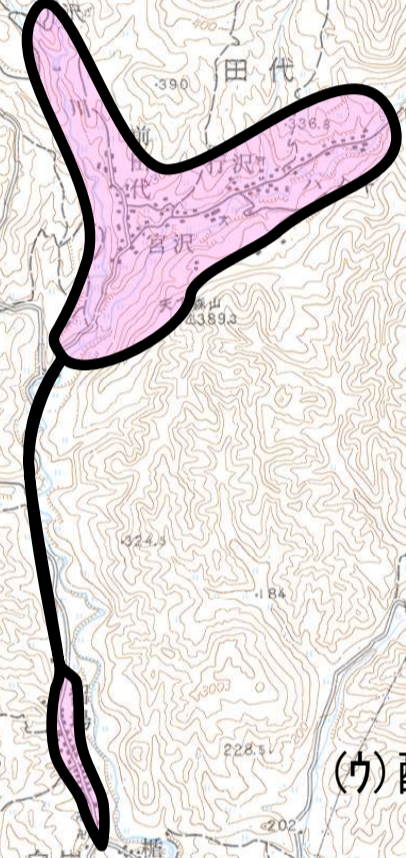
1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。



(7) 幸生エリア



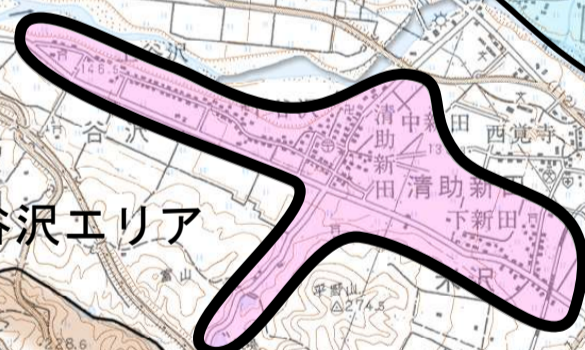
(イ) 田代エリア



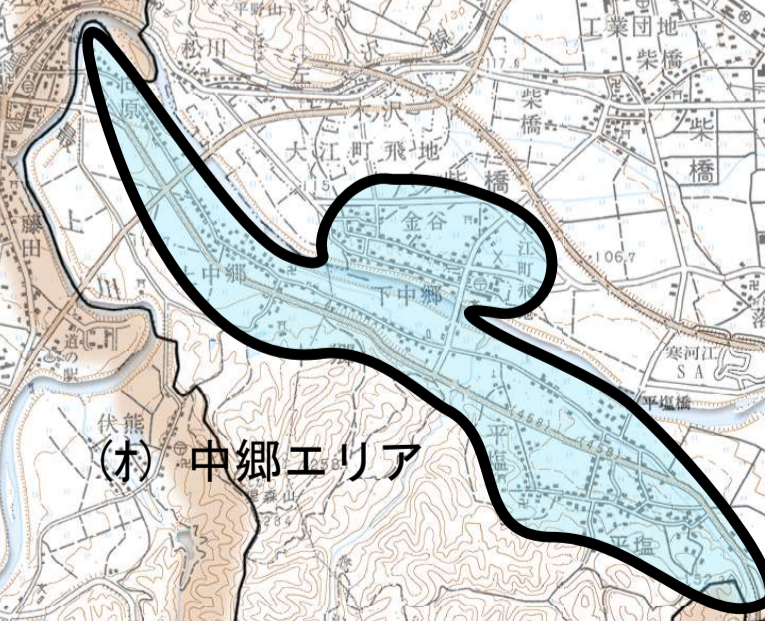
(ウ) 醍醐・三泉エリア



(エ) 谷沢エリア



(オ) 中郷エリア



地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細（変更）

市町村名： 上山市

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

- 山形県地域公共交通計画<施策・事業3-2-1>地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
 - ・地域公共交通活性化協議会（or 地域公共交通会議等）における、市内交通ネットワークの課題に関する年1回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（上山市）
- 山形県地域公共交通計画<施策・事業1-1-1><1-2-1>によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。（上山市、事業者）
 - ・GTFS-JPの作成・提供（上山市）
- 山形県地域公共交通計画の<施策・事業3-1-1>に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（上山市）
 - ・地域公共交通計画の<施策・事業2-1-1>によって導入される交通系ICカードについて、市民や来訪者への普及啓発（事業者、上山市）
 - ・本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入による利便性向上（上山市、事業者）
- その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。

2. 運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付

3. 運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

- 山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標2の上山市相当分の達成
 - ・県全体目標値（目標年度R7年度末）
RESASの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外60,000人、県内70,000人
 - ・上山市目標値（目標年度R7年度末）
県外2,500人、県内2,000人
- 山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標3の上山市相当分の達成
 - ・県全体目標値（目標年度R7年度末）
市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50回/人
 - ・上山市の目標値（目標年度R7年度末）
2.0回/人（直近年度の実績1.37人）
- 山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標4の上山市相当分の達成
 - ・県全体目標値（目標年度R7年度末）
市町村の移動サービスに対する負担額
 - 地域鉄道 : 7,203万6千円（直近年度の実績5,602万8千円）
 - 路線バス : 4億6,000万円（直近年度の実績4億7,553万4千円）
 - コミュニティバス : 4億4,000万円（直近年度の実績5億3,331万4千円）
 - デマンド交通 : 1億5,000万円（直近年度の実績2億4,033万9千円）
 - タクシー : 1億円（直近年度の実績3,000千円）

・ 上山市目標値（目標年度 R7 年度末）

（当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況地を記載）

路線バス : 2,200 万円（直近年度の実績 3,988 万 8 千円）

デマンド交通 : 1,200 万円（直近年度の実績 1,248 万 4 千円）

○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

上山～棚木路線（国庫補助対象路線）の年間利用者数 : 7,300 人以上
（直近年度の実績 8,953 人）

上山～生居路線（国庫補助対象路線）の年間利用者数 : 2,000 人以上
（直近年度の実績 2,294 人）

上山～菖蒲路線（国庫補助対象路線）の年間利用者数 : 6,500 人以上
（直近年度の実績 5,391 人）

上山～赤山路線（国庫補助対象路線）の年間利用者数 : 1,800 人以上
（直近年度の実績 2,174 人）

上山～久保手路線（国庫補助対象路線）の年間利用者数 : 8,900 人以上
（直近年度の実績 9,059 人）

上記 5 路線の収支率 : 63%以上（直近年度の実績 57.45%）

上記 5 路線への上山市負担額 2,200 万円（直近年度の実績 2,520 万 5 千円）

市内循環線（国庫補助対象路線）の年間利用者数 : 5,600 人以上
（直近年度の実績 5,518 人）

市内循環路線の収支率 : 6.5%以上（直近年度の実績 6.3%）

市内循環路線への上山市負担額 1,373 万円（直近年度の実績 1,376 万 1 千円）

上山市営予約制乗合タクシー（国庫補助対象路線）の年間利用者数 : 6,600 人以上
（直近年度の実績 6,322 人）

上山市営予約制乗合タクシーの収支率 : 16.5%以上（直近年度の実績 16.2%）

上山市営予約制乗合タクシーへの上山市負担額 1,067 万円
（直近年度の実績 1,046 万 1 千円）

○事業の効果

・ 上記路線を維持することにより、中川地区、東地区、西郷地区、久保手地区、中山地区等の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

・ 上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新の RESAS の数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る上山～棚木路線、上山～生居路線、上山～菖蒲路線、上山～赤山路線、上山～久保手路線について、その運行に係る費用総額 2,520 万 5 千円のうち、上山市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る市内循環路線について、その運行に係る費用総額 1,376 万 1 千円のうち、上山市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る上山市営予約制乗合タクシーについて、その運行に係る費用総額 1,046 万 1 千円のうち、上山市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

また、上山～棚木路線、上山～生居路線、上山～菖蒲路線、上山～赤山路線、上山～久保手路線、市内循環路線、上山市営予約制乗合タクシーへの上記上山市の補助金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する上山市の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第21条第1号～第4号関係）

5. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（1）事業の目標

該当なし

（2）事業の効果

該当なし

7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論

○ 山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会）

<令和3年度>

- ・ 令和3年6月28日（第1回）：国庫補助要綱改正を踏まえた地域公共交通計画の修正についての議論
- ・ 令和3年8月25日（第2回）：地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画認定申請の提出等についての議論
- ・ 令和4年1月31日（第3回）：令和3年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論
- ・ 令和4年3月24日（第4回）：令和4年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の手続き等について

<令和4年度>

- ・ 令和4年6月27日（第1回）：地域公共交通計画の修正等についての議論案の議論
- ・ 令和4年9月21日（第2回）：地域間幹線系統の協議運賃についての議論（書面協議）（日付けは書面協議成立時）
- ・ 令和5年1月27日（第3回）：令和4年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論
- ・ 令和5年3月 日（第4回）：山形県地域公共交通計画の変更について（書面協議）（日付けは書面協議成立時）

○ 山形県地域公共交通活性化協議会（地域別部会）

<令和3年度>

山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会

<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年11月（書面協議）：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更 ・ 令和4年1月（書面協議）：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更 ・ 令和4年2月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更 ・ 令和4年3月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更 <p>○ 山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年4月20日：補助要綱の改正とそれに伴う県計画の修正の説明・質疑応答 <p>○ 上山市地域公共交通会議</p> <p style="padding-left: 20px;">＜令和4年度＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年2月（書面協議）：市営バスにおけるIC乗車サービスの導入について
10. 利用者等の意見の反映状況
<p>山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により上山市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。</p> <p>本市においても上記動向について適宜周知している。</p>
11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付</p>
12. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要
【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】
<p>(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等</p>
<p>該当なし</p>
<p>(2) 交通手段の検討状況</p>
<p>該当なし</p>

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 山形県上山市河崎一丁目1番10号

(所 属) 市政戦略課

(氏 名) 土屋 和音

(電 話) 023 - 672 - 1111 (内線 223)

(e-mail) ka.tsuchiya@city.kaminoyama.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
上山市	山交ハイヤー(株)	(1) 市内循環線	かみのやま温泉駅前	めんごりあ前	かみのやま温泉駅前	往10.9km 循環	355日	3550回			路線定期運行	①	かみのやま温泉駅で補助対象地域間幹線系統 県立中央病院(表蔵王・四ツ谷)高松葉山線及び山形(若葉町・南山形)高松葉山線と接続	③
	観光タクシー(株)	(2) 上山市営予約制乗合タクシー		西郷・中山・中川地区		往 km 復 km	355日	3550回			区域運行	①	かみのやま温泉駅で補助対象地域間幹線系統 県立中央病院(表蔵王・四ツ谷)高松葉山線及び山形(若葉町・南山形)高松葉山線と接続	③
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
上山市	山交ハイヤー(株)	(1) 市内循環線	かみのやま温泉駅前	めんごりあ前	かみのやま温泉駅前	往10.9km 循環	356日	3560回			路線定期運行	①	かみのやま温泉駅で補助対象地域間幹線系統 県立中央病院(表蔵王・四ツ谷)高松葉山線及び山形(若葉町・南山形)高松葉山線と接続	③
	観光タクシー(株)	(2) 上山市営予約制乗合タクシー		西郷・中山・中川地区		往 km 復 km	356日	3560回			区域運行	①	かみのやま温泉駅で補助対象地域間幹線系統 県立中央病院(表蔵王・四ツ谷)高松葉山線及び山形(若葉町・南山形)高松葉山線と接続	③
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
上山市	山交ハイヤー(株)	(1) 市内循環線	かみのやま温泉駅前	めんごりあ前	かみのやま温泉駅前	往10.9km 循環	355日	3550回			路線定期運行	①	かみのやま温泉駅で補助対象地域間幹線系統 県立中央病院(表蔵王・四ツ谷)高松葉山線及び山形(若葉町・南山形)高松葉山線と接続	③
	観光タクシー(株)	(2) 上山市営予約制乗合タクシー		西郷・中山・中川地区		往 km 復 km	355日	3550回			区域運行	①	かみのやま温泉駅で補助対象地域間幹線系統 県立中央病院(表蔵王・四ツ谷)高松葉山線及び山形(若葉町・南山形)高松葉山線と接続	③
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細（変更）

市町村名：村山市

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係）

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

- 山形県地域公共交通計画＜施策・事業3-2-1＞地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
 - ・地域公共交通会議おける、市内交通ネットワークの課題に関する協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（村山市）
- 山形県地域公共交通計画＜施策・事業1-1-1＞＜1-2-1＞によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。（村山市・事業者）
 - ・GTFS-JPの作成・提供する。（村山市）
- 山形県地域公共交通計画の＜施策・事業3-1-1＞に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（村山市）
 - ・地域公共交通計画の＜施策・事業2-1-1＞によって導入される交通系ICカードについて、市民や来訪者への普及啓発（事業者、村山市）
 - ・本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入の検討（村山市、事業者）
- その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。（村山市、事業者）

2. 運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付

3. 運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

○山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標2の村山市相当分の達成

- ・ 県全体目標値（目標年度 R7）
RESASの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人
- ・ 村山市目標値（目標年度 R7）
県外 1,500 人、県内 2,500 人

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標3の村山市相当分の達成

- ・ 県全体目標値（目標年度 R6 年度末）
市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人
- ・ 村山市の目標値（目標年度 R7）
1.32 回／人（直近年度の実績 29,883 人）

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標4の村山市相当分の達成

- ・ 県全体目標値（目標年度 R7）
市町村の移動サービスに対する負担額
地域鉄道：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円）
路線バス：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）
コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）
デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）
タクシー：1 億円（直近年度の実績 3,0000 千円）
- ・ 村山市目標値（目標年度 R7）
（当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況値を記載）
路線バス：40,000 千円（直近年度の実績 42,224 千円）
デマンド交通：7,000 千円（直近年度の実績 7,178 千円）

○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

- ・ 河北病院（稲下）公立病院
年間利用者数：6,000 人以上（直近年度の実績 5,581 人）
- ・ 天童（東根市役所）北町
年間利用者数：5,000 人以上（直近年度の実績 4,637 人）
- ・ 公立病院（大石田）尾花沢
年間利用者数：8,000 人以上（直近年度の実績 7,644 人）
上記3路線の収支率：30.0%以上（直近年度の実績 28.1%）
上記3路線への市負担額：14,000 千円（直近年度の実績 14,833 千円）
- ・ 山の内～北村山公立病院線
年間利用者数：4,800 人以上（直近年度の実績 4,720 人）
- ・ 富並～河北病院線
年間利用者数：1,000 人以上（直近年度の実績 1,223 人）
- ・ 楯岡北町～市役所線
年間利用者数：5,000 人以上（直近年度の実績 4,915 人）
- ・ 深沢・宮下～村山駅（西口）線
年間利用者数：1,500 人以上（直近年度の実績 1,498 人）
上記4路線の収支率：0.5%以上（直近年度の実績 0.5%）
上記4路線への村山市負担額：26,500 千円（直近年度の実績 25,124 千円）

- ・ 富本・戸沢地域～楯岡方面
年間利用者数：1,000人以上（直近年度の実績930人）
収支率：8.0%以上（直近年度の実績8.6%）
市負担額：4,000千円（直近年度の実績2,705千円）
- ・ 富本・戸沢地域～河北方面
年間利用者数：800人以上（直近年度の実績705人）
収支率：7.5%以上（直近年度の実績7.6%）
市負担額：2,100千円（直近年度の実績2,147千円）
- ・ 大倉地域・五十沢地区～楯岡方面
年間利用者数：1,000人以上（直近年度の実績1,372人）
収支率：9.0%以上（直近年度の実績9.5%）
市負担額：2,300千円（直近年度の実績2,582千円）

○事業の効果

- ・ 上記路線を維持することにより、村山市の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

- ・ 上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のRESASの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、村山市公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る河北病院（稲下）公立病院、天童（東根市役所）北町、公立病院（大石田）尾花沢の3路線の運行に係る費用総額のうち村山市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。また、村山市が運営する山の内～北村山公立病院線、富並～河北病院線、楯岡北町～市役所線、深沢・宮下～村山駅（西口）線、区域運行の富本・戸沢地域～楯岡方面、富本・戸沢地域～河北方面、大倉地域・五十沢地区～楯岡方面に係る委託料については、国庫補助金を委託料（36,914千円）から差し引いた差額分を負担することとしている。

上記村山市の補助金及び委託料も含めた「別紙（山形縣市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する村山市の負担については、山形縣市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第21条第1号～第4号関係)

5. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論
○ 山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会） <令和3年度> ・令和3年6月28日（第1回）：国庫補助要綱改正を踏まえた地域公共交通計画の修正についての議論 ・令和3年8月25日（第2回）：地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画認定申請の提出等についての議論 ・令和4年1月31日（第3回）：令和3年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論 ・令和4年3月24日（第4回）：令和4年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の手続き等について <令和4年度> ・令和4年6月27日（第1回）：地域公共交通計画の修正等についての議論 ・令和4年9月21日（第2回）：地域間幹線系統の協議運賃についての議論（書面協議）（日付けは書面協議成立時） ・令和5年1月27日（第3回）：令和4年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論 ・令和5年3月 日（第4回）：山形県地域公共交通計画の変更について（書面協議）（日付けは書面協議成立時）

○ 山形県地域公共交通活性化協議会（地域別部会）

＜令和3年度＞

- ・ 令和3年11月（書面協議）：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更
- ・ 令和4年1月（書面協議）：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更
- ・ 令和4年2月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更
- ・ 令和4年3月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更

○ 村山市地域公共交通会議

＜令和3年度＞

- ・ 令和3年11月24日：市営バス、乗合タクシーの変更について
- ・ 令和5年1月（書面協議）：市営バスの変更について

○ 山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会

- ・ 令和3年4月20日：補助要綱の改正とそれに伴う県計画の修正の説明・質疑応答

10. 利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により村山市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

村山市において、市営バスの今後の運行に役立てるため、沿線住民（65歳以上の方と高校生）に対して利用実態や要望に関するアンケート調査を令和2年2月に実施した。

11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付

12. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要

【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

(2) 交通手段の検討状況

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 村山市中央一丁目3番6号

(所 属) 村山市市民環境課

(氏 名) 柴崎 造

(電 話) 0237-55-2111 内線 116

(e-mail) shimin@city.murayama.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
村山市	株楯岡交通	(1) 山の内～北村山公立病院	大鳥居	長島	北村山公立病院	往 31.8km 復 31.8km	244日	244回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
	株楯岡交通	(2) 山の内～北村山公立病院	大鳥居	中山大寺地・小塚・中多	北村山公立病院	往 25.9km 復 26.5km	244日	244回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
	株楯岡交通	(3) 山の内～北村山公立病院	大鳥居	名取	北村山公立病院	往 22.1km	244日	122回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
	株楯岡交通	(4) 山の内～北村山公立病院	富並	名取	村山駅(東口)	往 14.6km	244日	122回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
	株楯岡交通	(5) 山の内～北村山公立病院	北村山公立病院	大鳥居	大鳥居	復 36.2km	244日	122回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
村山市	株楯岡交通	(6) 富並～河北病院線	大高根保育園	白鳥	河北病院	往 19.6km 復 19.6km	244日	366回			路線定期運行	①・②(1)	谷地高前停留所で補助 対象地域間幹線系統寒 河江～谷地と接続	③
	株楯岡交通	(7) 富並～河北病院線	深沢	稲下	河北病院	往 17.2km	244日	122回			路線定期運行	①・②(1)	谷地高前停留所で補助 対象地域間幹線系統寒 河江～谷地と接続	③
	株楯岡交通	(8) 楯岡北町～市役所線	ひばり保育園前	市民会館前	村山市役所	往 10.6km 復 10.6km	244日	488回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
	株楯岡交通	(9) 深沢・宮下～村山駅(西口)線	深沢	船橋	村山駅(西口)	往 15.3km 復 15.2km	244日	244回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
	株楯岡交通	(10) 深沢・宮下～村山駅(西口)線	深沢	基点	村山駅(西口)	往 18.8km 復 18.7km	244日	244回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
村山市	株楯岡交通	(11) 深沢・宮下～村山駅(西口)線	深沢	船橋	村山駅(西口)	往 15.1km 復 15.1km	244日	100回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
	株楯岡交通	(12) 深沢・宮下～村山駅(西口)線	深沢	基点	村山駅(西口)	往 18.6km 復 18.6km	11～3月 100日	100回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
	株楯岡交通	(11) 富本・戸沢～楯岡方面		富本・戸沢		往 km 復 km	359日	1110回			区域運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
	株楯岡交通	(12) 富本・戸沢～河北方面		富本・戸沢		往 km 復 km	359日	620回			区域運行	①・②(1)	谷地高前停留所で補助 対象地域間幹線系統寒 河江～谷地と接続	③
	丸伸建設(株)	(13) 大倉地域・五十沢地区～楯岡方面		大倉・五十沢		往 km 復 km	359日	912回			区域運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
村山市	株楯岡交通	(1) 山の内～北村山公立病院	大鳥居	長島	北村山公立病院	往 31.8km 復 31.8km	243日	243回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
	株楯岡交通	(2) 山の内～北村山公立病院	大鳥居	中山大寺地・小塚・中多	北村山公立病院	往 25.9km 復 26.5km	243日	243回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
	株楯岡交通	(3) 山の内～北村山公立病院	大鳥居	名取	北村山公立病院	往 22.1km	243日	121.5回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
	株楯岡交通	(4) 山の内～北村山公立病院	富並	名取	村山駅(東口)	往 14.6km	243日	121.5回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
	株楯岡交通	(5) 山の内～北村山公立病院	北村山公立病院	大鳥居	大鳥居	復 36.2km	243日	121.5回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
村山市	株楯岡交通	(6) 富並～河北病院線	大高根保育園	白鳥	河北病院	往 19.6km 復 19.6km	243日	364.5回			路線定期運行	①・②(1)	谷地高前停留所で補助 対象地域間幹線系統寒 河江～谷地と接続	③
	株楯岡交通	(7) 富並～河北病院線	深沢	稲下	河北病院	往 17.2km	243日	121.5回			路線定期運行	①・②(1)	谷地高前停留所で補助 対象地域間幹線系統寒 河江～谷地と接続	③
	株楯岡交通	(8) 楯岡北町～市役所線	ひばり保育園前	市民会館前	村山市役所	往 10.6km 復 10.6km	243日	486回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
	株楯岡交通	(9) 深沢・宮下～村山駅(西口)線	深沢	船橋	村山駅(西口)	往 15.3km 復 15.2km	243日	243回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
	株楯岡交通	(10) 深沢・宮下～村山駅(西口)線	深沢	基点	村山駅(西口)	往 18.8km 復 18.7km	243日	243回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
村山市	株楯岡交通	(11) 深沢・宮下～村山駅(西口)線	深沢	船橋	村山駅(西口)	往 15.1km 復 15.1km	11～3月 98日	98回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
	株楯岡交通	(12) 深沢・宮下～村山駅(西口)線	深沢	基点	村山駅(西口)	往 18.6km 復 18.6km	11～3月 98日	98回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
	株楯岡交通	(11) 富本・戸沢～楯岡方面		富本・戸沢		往 km 復 km	360日	1104回			区域運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
	株楯岡交通	(12) 富本・戸沢～河北方面		富本・戸沢		往 km 復 km	360日	618回			区域運行	①・②(1)	谷地高前停留所で補助 対象地域間幹線系統寒 河江～谷地と接続	③
	丸伸建設(株)	(13) 大倉地域・五十沢地区～楯岡方面		大倉・五十沢		往 km 復 km	360日	906回			区域運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
村山市	株楯岡交通	(1) 山の内～北村山公立病院	大鳥居	長島	北村山公立病院	往 31.8km 復 31.8km	243日	243回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
	株楯岡交通	(2) 山の内～北村山公立病院	大鳥居	中山大寺地・小塚・中多	北村山公立病院	往 25.9km 復 26.5km	243日	243回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
	株楯岡交通	(3) 山の内～北村山公立病院	大鳥居	名取	北村山公立病院	往 22.1km	243日	121.5回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
	株楯岡交通	(4) 山の内～北村山公立病院	富並	名取	村山駅(東口)	往 14.6km	243日	121.5回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
	株楯岡交通	(5) 山の内～北村山公立病院	北村山公立病院	大鳥居	大鳥居	復 36.2km	243日	121.5回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
村山市	株楯岡交通	(6) 富並～河北病院線	大高根保育園	白鳥	河北病院	往 19.6km 復 19.6km	243日	364.5回			路線定期運行	①・②(1)	谷地高前停留所で補助 対象地域間幹線系統寒 河江～谷地と接続	③
	株楯岡交通	(7) 富並～河北病院線	深沢	稲下	河北病院	往 17.2km	243日	121.5回			路線定期運行	①・②(1)	谷地高前停留所で補助 対象地域間幹線系統寒 河江～谷地と接続	③
	株楯岡交通	(8) 楯岡北町～市役所線	ひばり保育園前	市民会館前	村山市役所	往 10.6km 復 10.6km	243日	486回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
	株楯岡交通	(9) 深沢・宮下～村山駅(西口)線	深沢	船橋	村山駅(西口)	往 15.3km 復 15.2km	243日	243回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
	株楯岡交通	(10) 深沢・宮下～村山駅(西口)線	深沢	基点	村山駅(西口)	往 18.8km 復 18.7km	243日	243回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
村山市	株楯岡交通	(11) 深沢・宮下～村山駅(西口)線	深沢	船橋	村山駅(西口)	往 15.1km 復 15.1km	11～3月 97日	97回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
	株楯岡交通	(12) 深沢・宮下～村山駅(西口)線	深沢	基点	村山駅(西口)	往 18.6km 復 18.6km	11～3月 97日	97回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
	株楯岡交通	(11) 富本・戸沢～楯岡方面		富本・戸沢		往 km 復 km	359日	1100回			区域運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③
	株楯岡交通	(12) 富本・戸沢～河北方面		富本・戸沢		往 km 復 km	359日	620回			区域運行	①・②(1)	谷地高前停留所で補助 対象地域間幹線系統寒 河江～谷地と接続	③
	丸伸建設(株)	(13) 大倉地域・五十沢地区～楯岡方面		大倉・五十沢		往 km 復 km	359日	900回			区域運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統天童(東根 市役所)北町と接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

村山市市営バス運行路線図
深沢・宮下～村山駅(西口)線(一部新設)

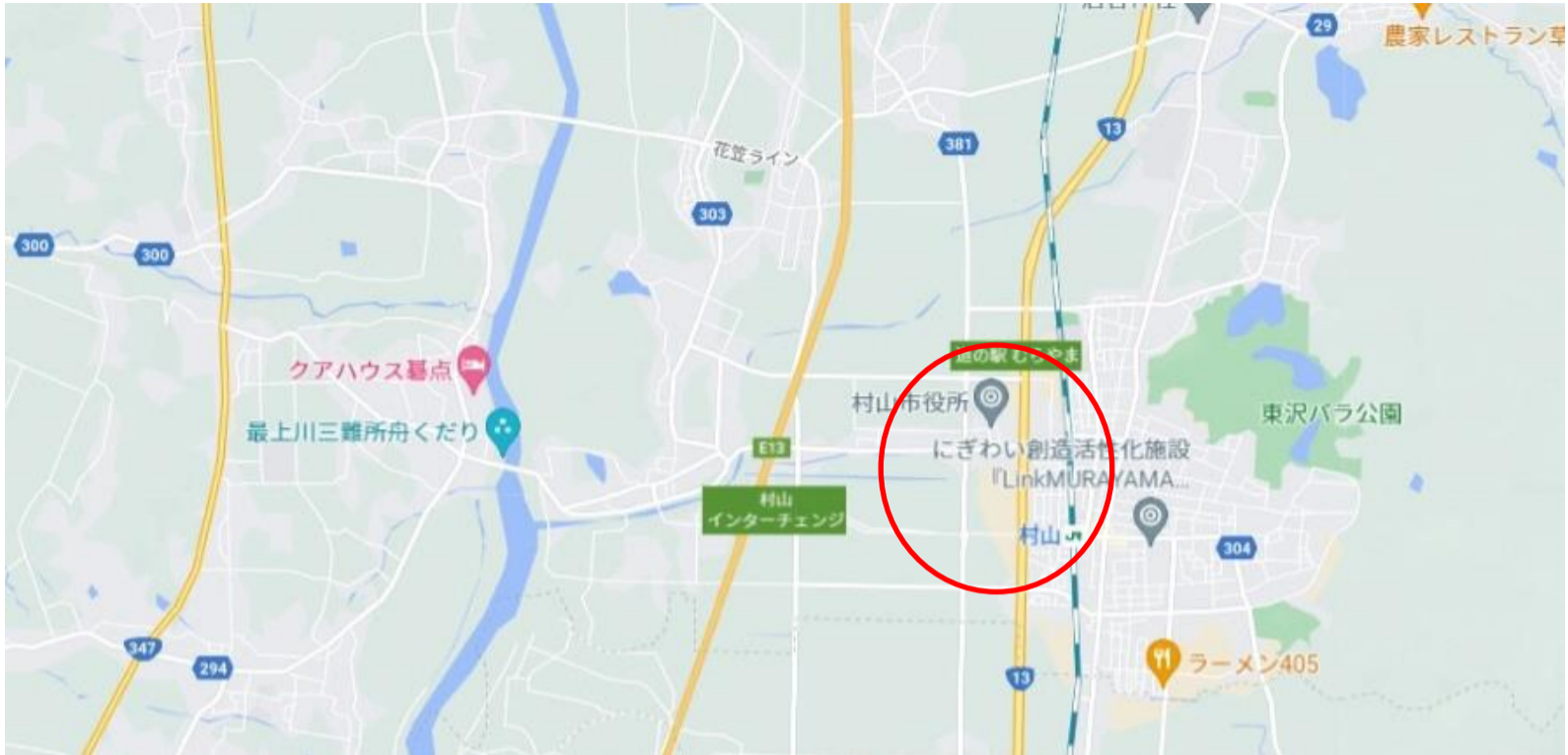


市営バス
深沢・宮下～村山駅(西口)線

村山駅

路線図

<村山市駅西中央>



<村山市駅西中央拡大図>



路線図

<村山市長島>



<村山市長島拡大図>



地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細（変更）

市町村名： 東根市

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

- 山形県地域公共交通計画<施策・事業3-2-1>地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
 - ・地域公共交通会議等おける、市内交通ネットワークの課題に関する年1回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（東根市）
 - ・東根市外に影響する公共交通の検討・協議、及び地域別部会への提案・協議（東根市）
- 山形県地域公共交通計画<施策・事業1-1-1><1-2-1>によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。（東根市、事業者）
 - ・GTFS-JP（GTFS-RT）の作成・提供（東根市）
- 山形県地域公共交通計画の<施策・事業3-1-1>に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（東根市）
 - ・地域公共交通計画の<施策・事業2-1-1>によって導入される交通系ICカードについて、市民や来訪者への普及啓発（東根市）
 - ・本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入の検討（東根市、事業者）
- その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。
 - ・路線バスも含めた公共交通のネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成・市内全戸配布（東根市）

2. 運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付

3. 運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

- 山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標2の東根市相当分の達成
 - ・県全体目標値（目標年度：R7）
RESASの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外60,000人、県内70,000人
 - ・東根市目標値（目標年度：R7）
県外2,700人、県内100人
- 山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標3の東根市相当分の達成
 - ・県全体目標値（目標年度：R7）
市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50回／人
 - ・東根市の目標値（目標年度：R7）
1.1回／人（直近年度の実績31,280人）
- 山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標4の東根市相当分の達成
 - ・県全体目標値（目標年度：R7）
市町村の移動サービスに対する負担額
 - 地域鉄道：7,203万6千円（直近年度の実績5,602万8千円）
 - 路線バス：4億6,000万円（直近年度の実績4億7,553万4千円）
 - コミュニティバス：4億4,000万円（直近年度の実績5億3,331万4千円）

デマンド交通：1億5,000万円（直近年度の実績2億4,033万9千円）

タクシー：1億円（直近年度の実績3,000千円）

・東根市目標値（目標年度：R7）

（当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況地を記載）

路線バス：19,460千円（直近年度の実績20,634千円）

デマンド交通：420千円（直近年度の実績480千円）

○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

路線名(国庫補助対象 路線)	年間利用者数	収支率	東根市負担額
向原神町東根線	10,361人以上 （直近年度の実績 10,258人）	31.4%以上 （直近年度の実績 31.1%）	2,733千円 （直近年度の実績 2,761千円）
休石線	2,182人以上 （直近年度の実績 2,160人）	4.3%以上 （直近年度の実績 4.2%）	5,477千円 （直近年度の実績 5,532千円）
休石線（公立病院経 由）	4,192人以上 （直近年度の実績 4,150人）	9.2%以上 （直近年度の実績 9.1%）	3,879千円 （直近年度の実績 3,918千円）
北部循環線	2,074人以上 （直近年度の実績 2,053人）	4.9%以上 （直近年度の実績 4.8%）	2,985千円 （直近年度の実績 3,015千円）
河北線	10,688人以上 （直近年度の実績 10,582人）	27.6%以上 （直近年度の実績 27.3%）	2,653千円 （直近年度の実績 2,680千円）
荷口神町東根線	423人以上 （直近年度の実績 419人）	1.6%以上 （直近年度の実績 1.5%）	1,644千円 （直近年度の実績 1,661千円）
中央循環東根線	315人以上 （直近年度の実績 312人）	5.6%以上 （直近年度の実績 5.5%）	1,056千円 （直近年度の実績 1,067千円）
河北病院（稲下）公立 病院線	9,691人以上（直近年 度の実績9,691人）	19.7%以上 （直近年度の実績 21.5%）	674千円 （直近年度の実績 605千円）
公立病院（大石田）尾 花沢線	14,620人以上（直近 年度の実績14,620 人）	30.7%以上 （直近年度の実績 33.5%）	455千円 （直近年度の実績 401千円）
デマンド型乗合タク シー	300人以上 （直近年度の実績 297人）	12.1%以上 （直近年度の実績 12.0%）	475千円 （直近年度の実績 480千円）

○事業の効果

- ・上記路線を維持することにより、高齢者等の日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

- ・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のRESASの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、東根市地域公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

東根市から、運行事業者への負担金額については、運行費用（運行収入を含まない）すべての費用のうち、補助金を差し引いたもの（23,759千円）を運行事業者に東根市が負担するものとする。

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第21条第1号～第4号関係）

5. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※該当なし

8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※該当なし

○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論

○山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会）

<令和3年度>

- ・令和3年6月28日（第1回）：国庫補助要綱改正を踏まえた地域公共交通計画の修正についての議論
- ・令和3年8月25日（第2回）：地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画認定申請の提出等についての議論
- ・令和4年1月31日（第3回）：令和3年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論
- ・令和4年3月24日（第4回）：令和4年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫

補助金の手続き等について

<令和4年度>

- ・令和4年6月27日（第1回）：地域公共交通計画の修正等についての議論
- ・令和4年9月21日（第2回）：地域間幹線系統の協議運賃についての議論（書面協議）
（日付けは書面協議成立時）
- ・令和5年1月27日（第3回）：令和4年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論
- ・令和5年3月 日（第4回）：山形県地域公共交通計画の変更について（書面協議）
（日付けは書面協議成立時）

○ 山形県地域公共交通活性化協議会（地域別部会）

<令和3年度>

山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（村山）

- ・令和3年11月（書面協議）：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更
- ・令和4年1月（書面協議）：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更
- ・令和4年2月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更
- ・令和4年3月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更

○ 東根市地域公共交通会議

<令和3年度>

- ・令和3年5月：地域内フィーダー系統確保維持計画について（書面協議）
- ・令和3年7月：東根市デマンド型乗合タクシーの運行区域拡大について（書面協議）
- ・令和3年11月：東根市市民バス路線一部変更について（書面協議）
- ・令和4年1月：地域内フィーダー系統自己評価について（書面協議）
- ・令和4年2月：東根市市民バス停留所移設について（書面協議）

<令和4年度>

- ・令和4年5月：地域内フィーダー系統確保維持計画について（書面協議）
- ・令和4年6月：西川町乗合タクシー「月山ライナー」の運行について（書面協議）
- ・令和4年11月：東根市市民バス「河北線」の冬季間における一部変更について（書面協議）
- ・令和4年12月：令和5年度市民バス運行計画（案）について
- ・令和5年1月：地域内フィーダー系統自己評価について（書面協議）

○ その他公共交通関連会合・住民説明会等

<令和3年度>

- ・令和3年6月11日：東郷地区区長会
デマンド型乗合タクシーの導入について

<令和4年度>

- ・令和4年11月16日：市民バス検討部会
令和5年度市民バス運行計画（案）について
- ・令和4年12月16日：バスシステム市民会議
令和5年度市民バス運行計画（案）について

○ 山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会

- ・令和3年4月20日：補助要綱の改正とそれに伴う県計画の修正の説明・質疑応答

10. 利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により東根市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

本市では、地域住民の代表にて構成される会議等で、利用者の意見を運行計画に反映している。

1 1. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付

1 2. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要

【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

※該当なし

(2) 交通手段の検討状況

※該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 東根市中央一丁目1番1号

(所 属) 市民生活部生活環境課

(氏 名) 松 山 朋 美

(電 話) 0237-42-1111 (内線 2172)

(e-mail) seikatsu@city.higashine.yamagata.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
東根市	山交バス株式会社	(1) 向原神町東根線 (公立病院経由)	向原	公立病院	さくらんぼ東根駅	往 24.2km 復 26.2km	246日	246回			路線定期運行	①・②(1)	補助対象地域間幹線経路 天童駅前(東根市役所・村 山駅前)北町線とさくらんぼ 東根駅・東根市役所・公立 病院で接続	③
		(2) 向原神町東根線 (長瀬・公立病院経 由)	向原	長瀬・公立病院	さくらんぼ東根駅	往 24.0km 復 km	246日	123回			路線定期運行	①・②(1)	補助対象地域間幹線経路 天童駅前(東根市役所・村 山駅前)北町線とさくらんぼ 東根駅・東根市役所・公立 病院で接続	③
		(3) 休石線	さくらんぼ東根駅	原方・向原	休石長坂口	往 16.4km 復 17.7km	246日	492回			路線定期運行	①・②(1)	補助対象地域間幹線経路 天童駅前(東根市役所・村 山駅前)北町線とさくらんぼ 東根駅・東根市役所で接続	③
		(4) 休石線(公立病院経由)	さくらんぼ東根駅	公立病院	休石長坂口	往 24.6km 復 25.9km	246日	246回			路線定期運行	①・②(1)	補助対象地域間幹線経路 天童駅前(東根市役所・村 山駅前)北町線とさくらんぼ 東根駅・東根市役所・公立 病院で接続	③
		(5) 北部循環線	さくらんぼ東根駅	公立病院	さくらんぼ東根駅	往 17.6km 循環	246日	492回			路線定期運行	①	補助対象地域間幹線経路 天童駅前(東根市役所・村 山駅前)北町線とさくらんぼ 東根駅・東根市役所・公立 病院で接続	③
		(6) 河北線	さくらんぼ東根駅	河北病院	さくらんぼ東根駅	往 22.8km 復 21.2km	246日	246回			路線定期運行	①	補助対象地域間幹線経路 天童駅前(東根市役所・村 山駅前)北町線とさくらんぼ 東根駅で接続	③
		(7) 荷口神町東根線	さくらんぼ東根駅	荷口	公立病院	往 15.6km 復 15.6km	146日	146回			路線定期運行	①	補助対象地域間幹線経路 天童駅前(東根市役所・村 山駅前)北町線とさくらんぼ 東根駅・東根市役所・公立 病院で接続	③
		(8) 中央循環東根線	さくらんぼ東根駅	公立病院	さくらんぼ東根駅	往 15.5km 循環	100日	200回			路線定期運行	①	補助対象地域間幹線経路 天童駅前(東根市役所・村 山駅前)北町線とさくらんぼ 東根駅・東根市役所・公立 病院で接続	③
		(9) 河北病院(稲下)公立病院	河北病院	稲下	公立病院	往 18.8km 復 18.8km	241	1,084.5回			路線定期運行	①	村山駅で補助対象地域間 幹線系統天童北町線と接続	③
		(10) 公立病院(大石田)尾花沢	公立病院	大石田駅前	尾花沢待合所	往 21.1km 復 21.8km	241	1,205.0回			路線定期運行	①	村山駅で補助対象地域間 幹線系統天童北町線と接続	③
		東根交通 神町タクシー	(11) デマンド型乗合タクシー		泉郷地域 沼沢・猪 野沢地域	往 km 復 km	196日	392回			区域運行	①	補助対象地域間幹線経路 天童駅前(東根市役所・村 山駅前)北町線とさくらんぼ 東根駅・東根市役所・公立 病院で接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
東根市	山交バス株式会社	(1) 向原神町東根線 (公立病院経由)	向原	公立病院	さくらんぼ東根駅	往 24.2km 復 26.2km	244日	244回			路線定期運行	①・②(1)	補助対象地域間幹線経路 天童駅前(東根市役所・村 山駅前)北町線とさくらんぼ 東根駅・東根市役所・公立 病院で接続	③
		(2) 向原神町東根線 (長瀬・公立病院経 由)	向原	長瀬・公立病院	さくらんぼ東根駅	往 24.0km 復 km	244日	122回			路線定期運行	①・②(1)	補助対象地域間幹線経路 天童駅前(東根市役所・村 山駅前)北町線とさくらんぼ 東根駅・東根市役所・公立 病院で接続	③
		(3) 休石線	さくらんぼ東根駅	原方・向原	休石長坂口	往 16.4km 復 17.7km	244日	488回			路線定期運行	①・②(1)	補助対象地域間幹線経路 天童駅前(東根市役所・村 山駅前)北町線とさくらんぼ 東根駅・東根市役所で接続	③
		(4) 休石線(公立病院経由)	さくらんぼ東根駅	公立病院	休石長坂口	往 24.6km 復 25.9km	244日	244回			路線定期運行	①・②(1)	補助対象地域間幹線経路 天童駅前(東根市役所・村 山駅前)北町線とさくらんぼ 東根駅・東根市役所・公立 病院で接続	③
		(5) 北部循環線	さくらんぼ東根駅	公立病院	さくらんぼ東根駅	往 17.6km 循環	244日	488回			路線定期運行	①	補助対象地域間幹線経路 天童駅前(東根市役所・村 山駅前)北町線とさくらんぼ 東根駅・東根市役所・公立 病院で接続	③
		(6) 河北線	さくらんぼ東根駅	河北病院	さくらんぼ東根駅	往 22.8km 復 21.2km	244日	244回			路線定期運行	①	補助対象地域間幹線経路 天童駅前(東根市役所・村 山駅前)北町線とさくらんぼ 東根駅で接続	③
		(7) 荷口神町東根線	さくらんぼ東根駅	荷口	公立病院	往 15.6km 復 15.6km	144日	144回			路線定期運行	①	補助対象地域間幹線経路 天童駅前(東根市役所・村 山駅前)北町線とさくらんぼ 東根駅・東根市役所・公立 病院で接続	③
		(8) 中央循環東根線	さくらんぼ東根駅	公立病院	さくらんぼ東根駅	往 15.5km 循環	100日	200回			路線定期運行	①	補助対象地域間幹線経路 天童駅前(東根市役所・村 山駅前)北町線とさくらんぼ 東根駅・東根市役所・公立 病院で接続	③
		(9) 河北病院(稲下)公立病院	河北病院	稲下	公立病院	往 18.8km 復 18.8km	241	1,084.5回			路線定期運行	①	村山駅で補助対象地域間 幹線系統天童北町線と接続	③
		(10) 公立病院(大石田)尾花沢	公立病院	大石田駅前	尾花沢待合所	往 21.1km 復 21.8km	241	1,205.0回			路線定期運行	①	村山駅で補助対象地域間 幹線系統天童北町線と接続	③
	東根交通 神町タクシー	(11) デマンド型乗合タクシー		泉郷地域 沼沢・猪 野沢地域		往 km 復 km	194日	388回			区域運行	①	補助対象地域間幹線経路 天童駅前(東根市役所・村 山駅前)北町線とさくらんぼ 東根駅・東根市役所・公立 病院で接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R7年度

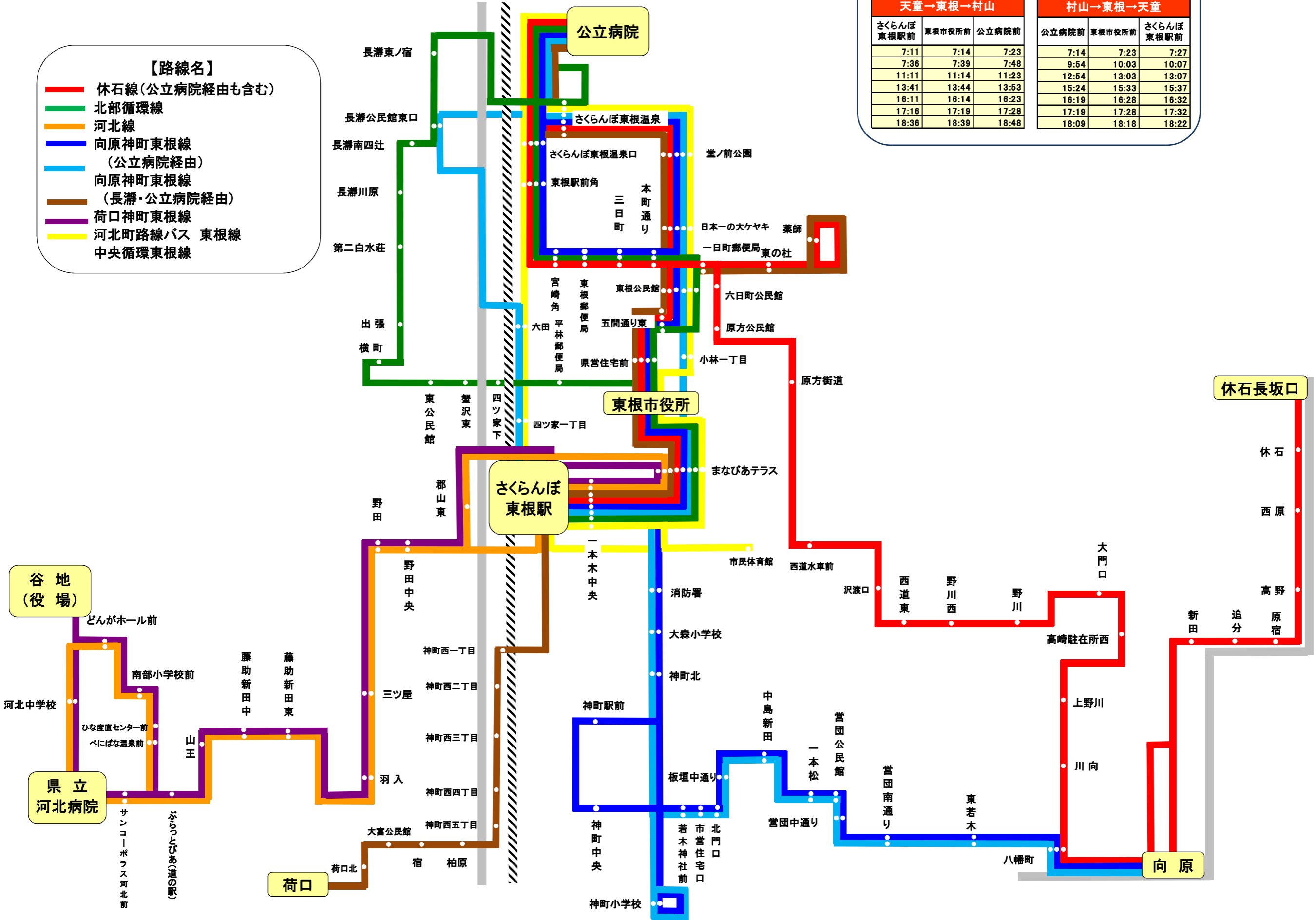
市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
東根市	山交バス株式会社	(1) 向原神町東根線 (公立病院経由)	向原	公立病院	さくらんぼ東根駅	往 24.2km 復 26.2km	244日	244回			路線定期運行	①・②(1)	補助対象地域間幹線経路 天童駅前(東根市役所・村 山駅前)北町線とさくらんぼ 東根駅・東根市役所・公立 病院で接続	③
		(2) 向原神町東根線 (長瀬・公立病院経 由)	向原	長瀬・公立病院	さくらんぼ東根駅	往 24.0km 復 km	244日	122回			路線定期運行	①・②(1)	補助対象地域間幹線経路 天童駅前(東根市役所・村 山駅前)北町線とさくらんぼ 東根駅・東根市役所・公立 病院で接続	③
		(3) 休石線	さくらんぼ東根駅	原方・向原	休石長坂口	往 16.4km 復 17.7km	244日	488回			路線定期運行	①・②(1)	補助対象地域間幹線経路 天童駅前(東根市役所・村 山駅前)北町線とさくらんぼ 東根駅・東根市役所で接続	③
		(4) 休石線(公立病院経由)	さくらんぼ東根駅	公立病院	休石長坂口	往 24.6km 復 25.9km	244日	244回			路線定期運行	①・②(1)	補助対象地域間幹線経路 天童駅前(東根市役所・村 山駅前)北町線とさくらんぼ 東根駅・東根市役所・公立 病院で接続	③
		(5) 北部循環線	さくらんぼ東根駅	公立病院	さくらんぼ東根駅	往 17.6km 循環	244日	488回			路線定期運行	①	補助対象地域間幹線経路 天童駅前(東根市役所・村 山駅前)北町線とさくらんぼ 東根駅・東根市役所・公立 病院で接続	③
		(6) 河北線	さくらんぼ東根駅	河北病院	さくらんぼ東根駅	往 22.8km 復 21.2km	244日	244回			路線定期運行	①	補助対象地域間幹線経路 天童駅前(東根市役所・村 山駅前)北町線とさくらんぼ 東根駅で接続	③
		(7) 荷口神町東根線	さくらんぼ東根駅	荷口	公立病院	往 15.6km 復 15.6km	145日	145回			路線定期運行	①	補助対象地域間幹線経路 天童駅前(東根市役所・村 山駅前)北町線とさくらんぼ 東根駅・東根市役所・公立 病院で接続	③
		(8) 中央循環東根線	さくらんぼ東根駅	公立病院	さくらんぼ東根駅	往 15.5km 循環	99日	198回			路線定期運行	①	補助対象地域間幹線経路 天童駅前(東根市役所・村 山駅前)北町線とさくらんぼ 東根駅・東根市役所・公立 病院で接続	③
		(9) 河北病院(稲下)公立病院	河北病院	稲下	公立病院	往 18.8km 復 18.8km	241	1,084.5回			路線定期運行	①	村山駅で補助対象地域間 幹線系統天童北町線と接続	③
		(10) 公立病院(大石田)尾花沢	公立病院	大石田駅前	尾花沢待合所	往 21.1km 復 21.8km	241	1,205.0回			路線定期運行	①	村山駅で補助対象地域間 幹線系統天童北町線と接続	③
		東根交通 神町タクシー	(11) デマンド型乗合タクシー		泉郷地域 沼沢・猪 野沢地域	往 km 復 km	193日	386回			区域運行	①	補助対象地域間幹線経路 天童駅前(東根市役所・村 山駅前)北町線とさくらんぼ 東根駅・東根市役所・公立 病院で接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

東根市市民バス 運行経路図

- 【路線名】**
- 休石線(公立病院経由も含む)
 - 北部循環線
 - 河北線
 - 向原神町東根線
 - 向原神町東根線
(公立病院経由)
 - 向原神町東根線
(長瀬・公立病院経由)
 - 荷口神町東根線
 - 河北町路線バス 東根線
 - 中央循環東根線

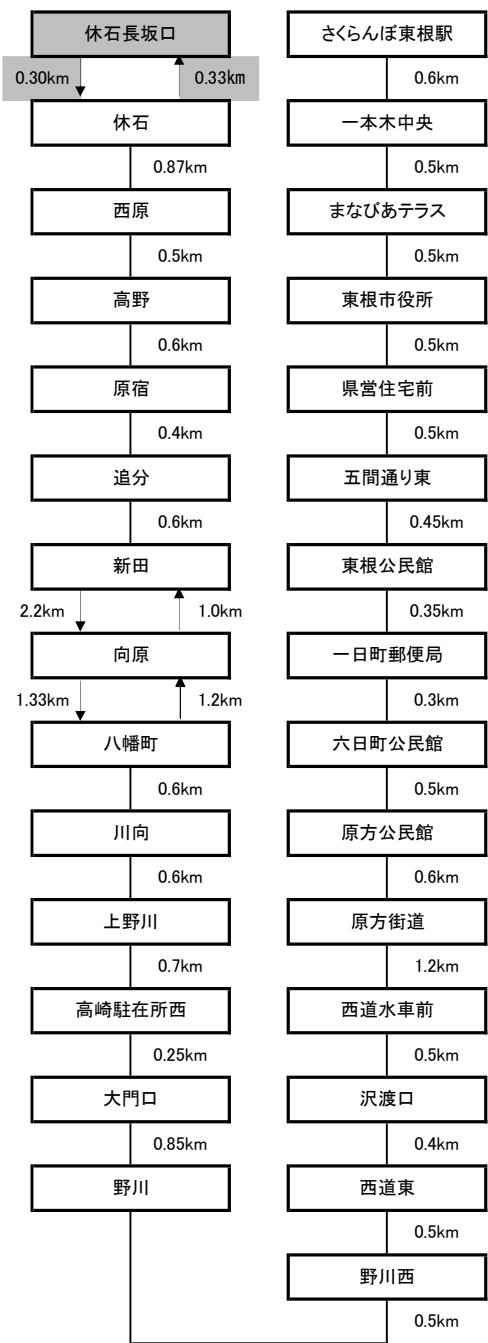


山交バス時刻表 (平日)

天童→東根→村山			村山→東根→天童		
さくらんぼ東根駅前	東根市役所前	公立病院前	公立病院前	東根市役所前	さくらんぼ東根駅前
7:11	7:14	7:23	7:14	7:23	7:27
7:36	7:39	7:48	9:54	10:03	10:07
11:11	11:14	11:23	12:54	13:03	13:07
13:41	13:44	13:53	15:24	15:33	15:37
16:11	16:14	16:23	16:19	16:28	16:32
17:16	17:19	17:28	17:19	17:28	17:32
18:36	18:39	18:48	18:09	18:18	18:22

(4)運行系統図 W31-1 東根市市民バス 休石線(向原・原方)(新)

系統料程
往路: 16.40km
復路: 17.70km



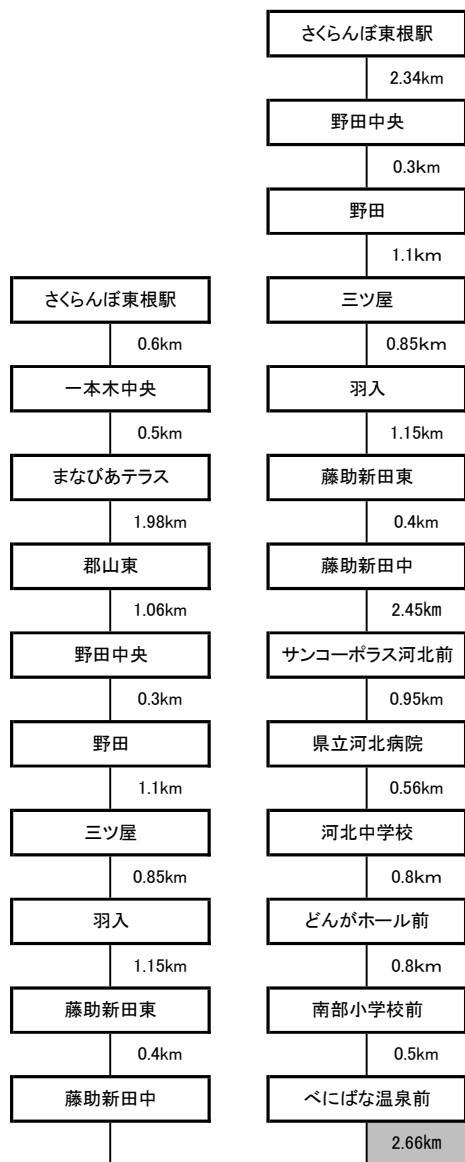
(4)運行系統図 W32-1 東根市市民バス 休石線(向原・公立病院)(新)



(4) 運行系統図 W35-1 東根市市民バス 河北線(まなびあテラス経由)

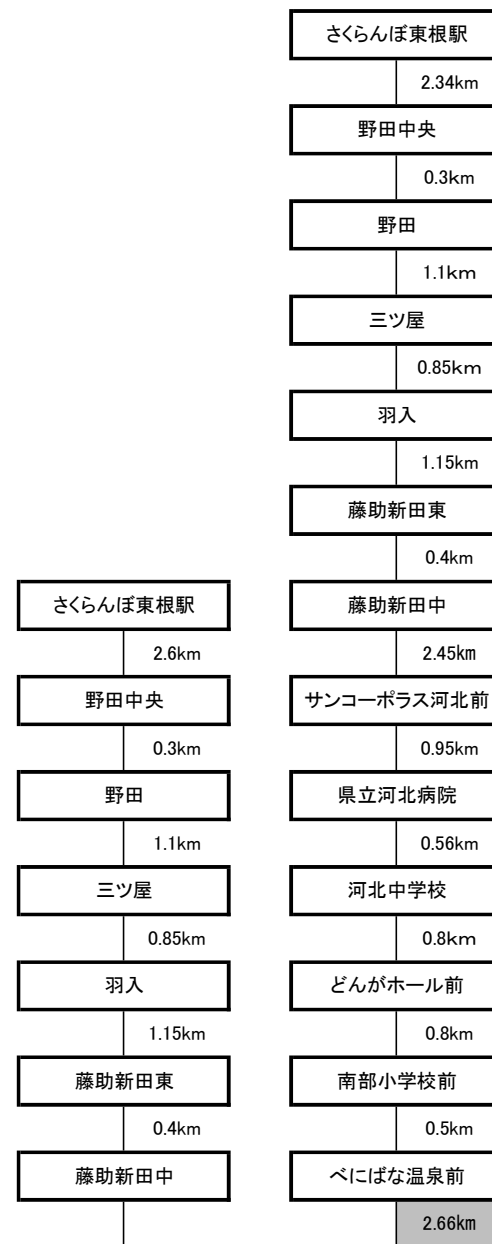
(新)

系統料程
往路: 22.80km
復路: 設定なし



(4) 運行系統図 W35-2 東根市市民バス 河北線(新)

系統料程
往路: 21.26km
復路: 設定なし



地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細（変更）

市町村名：尾花沢市

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

- 山形県地域公共交通計画<施策・事業3-2-1>地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
 - ・地域公共交通会議等おける、市内交通ネットワークの課題に関する年1回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（尾花沢市）
- 山形県地域公共交通計画<施策・事業1-1-1><1-2-1>によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。（尾花沢市）
 - ・GTFS-JPの作成・提供。（尾花沢市）
- 山形県地域公共交通計画の<施策・事業3-1-1>に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（尾花沢市）
 - ・地域公共交通計画の<施策・事業2-1-1>によって導入される交通系ICカードについて、市民や来訪者への普及啓発（事業者、尾花沢市）
 - ・本事業対象路線を含め本市路線バスに対して交通系ICカードの導入の検討（尾花沢市、事業者）
- その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。
 - ・降雪時期の路線バス遅延対応や停留所での待ち時間短縮などのめ、簡易ロケーションシステムを一部路線バスで提供している。（尾花沢市）

2. 運行システムの概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付

3. 運行システムの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

○山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標 2 の尾花沢市相当分の達成

- ・ 県全体目標値（目標年度 R7 年度末）
RESAS の移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人
- ・ 尾花沢市目標値（目標年度 R7 年度末）
県外 1,300 人、県内 1,900 人

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標 3 の尾花沢市相当分の達成

- ・ 県全体目標値（目標年度 R7 年度末）
市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人
- ・ 尾花沢市の目標値（目標年度 R7 年度末）
3.20 回／人（直近年度の実績 53,406 人）

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標 4 の尾花沢市相当分の達成

- ・ 県全体目標値（目標年度 R7 年度末）
市町村の移動サービスに対する負担額
地域鉄道：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円）
路線バス：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7553 万 4 千円）
コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）
デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）
タクシー：1 億円（直近年度の実績 3,000 千円）
- ・ 尾花沢市目標値（目標年度 R7 年度末）
（当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況地を記載）
路線バス：4,000 万円（直近年度の実績 5,303 万円）
タクシー：1,000 万円（直近年度の実績 128 万 1 千円）

○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

- ◇◇路線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：34 千人以上（直近年度の実績 28,928 人）
- ◇◇路線の収支率：0.7%以上（直近年度の実績 0.4%）
- ◇◇路線への尾花沢市負担額 5,000 万円（直近年度の実績 5,303 万円）

○事業の効果

- ・ 上記路線を維持することにより、尾花沢中心市街地以外の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

- ・ 上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新の RESAS の数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、尾花沢市公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る鶴子線（費用総額約 10,120 千円）、市野々線（費用総額 10,656 千円）、南沢線（費用総額 5,707 千円）、毒沢線（5,375 千円）、旧牛房野線沿線、旧五十沢線沿線、旧細野線沿線、原田線の路線バス廃止地区で行う生活交通タクシー補助（3,540 千円）、その運行に係る費用総額 35,398 千円を、委託料及び助成金として支出し、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

また、「別紙（山形縣市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する尾花沢市の負担については、山形縣市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第21条第1号～第4号関係)

5. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論
○ 山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会） <令和3年度> ・令和3年6月28日（第1回）：国庫補助要綱改正を踏まえた地域公共交通計画の修正についての議論 ・令和3年8月25日（第2回）：地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画認定申請の提出等についての議論 ・令和4年1月31日（第3回）：令和3年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論 ・令和4年3月24日（第4回）：令和4年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の手続き等について <令和4年度> ・令和4年6月27日（第1回）：地域公共交通計画の修正等についての議論 ・令和4年9月21日（第2回）：地域間幹線系統の協議運賃についての議論（書面協議） （日付けは書面協議成立時） ・令和5年1月27日（第3回）：令和4年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論 ・令和5年3月 日（第4回）：山形県地域公共交通計画の変更について（書面協議） （日付けは書面協議成立時）

○ 山形県地域公共交通活性化協議会（地域別部会）

<令和3年度>

山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（村山・最上・置賜・庄内）

- ・ 令和3年11月（書面協議）：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更
- ・ 令和4年1月（書面協議）：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更
- ・ 令和4年2月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更
- ・ 令和4年3月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更

○ 尾花沢市地域公共交通会議

<令和2年度>

- ・ 令和2年8月28日（第1回）：自家用有償運送の更新について
- ・ 令和3年3月23日（第2回）：路線の廃止及び代替事業について

<令和3年度>

- ・ 令和3年11月11日（第1回）：五十沢線廃線及び代替事業について
- ・ 令和4年2月17日（第2回）：鶴子線の運行形態・運行時刻・経路変更について
- ・ 令和4年3月4日（第3回）：南沢線の経路・運行時刻変更について

<令和4年度>

- ・ 令和4年12月22日：細野線及び原田線の一部廃止及び代替事業について

○ その他公共交通関連会合・住民説明会等

<令和3年度>

- ・ 令和3年6月18日：利用者が少ない路線バス沿線住民へ公共交通に関する住民説明会
- ・ 令和3年6月18・19日：五十沢線沿線集落にてタクシー補助について意見交換会
- ・ 令和4年2月19日：五十沢地区にてタクシー補助制度説明及び経過報告
- ・ 令和4年3月27日：原田線、細野線地区でのタクシー補助制度説明会

<令和4年度>

- ・ 令和4年6月：原田線、細野線地区で意見交換会
- ・ 令和4年11月：細野線地区で意見交換会

○ 山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会

- ・ 令和3年4月20日：補助要綱の改正とそれに伴う県計画の修正の説明・質疑応答

10. 利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により尾花沢市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

本市では、高齢化率が高く路線バスの利用者が少ない地区や高校生の通学需要に関し、アンケートや意見交換を行い、施策に反映している。

11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付

12. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要

【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

牛房野線

廃止時期：令和3年4月1日廃止

主な経由地：牛房野地区、田沢地区、和合地区

五十沢線

廃止時期：令和4年4月1日廃止

主な経由地：五十沢地区、横内地区

細野線

廃止時期：令和5年4月1日廃止

主な経由地：細野地区、畑沢地区、荒町地区

原田線（一部地域を廃止）

廃止時期：令和5年4月1日

主な経由地：上原田地区、下原田地区、東原地区、玉野原地区、袖原地区

(2) 交通手段の検討状況

タクシー補助に関する住民説明会・意見交換会など

- ・令和3年6月18・19日：五十沢線沿線集落にてタクシー補助について意見交換会
- ・令和4年2月19日：五十沢地区にてタクシー補助制度説明及び経過報告
- ・令和4年3月27日：原田線、細野線地区でのタクシー補助制度説明会
- ・令和4年6月：原田線、細野線地区で意見交換会
- ・令和4年11月：細野線地区で意見交換会

地域公共交通会議

- ・令和3年11月11日：五十沢線廃線に関し協議
- ・令和4年12月22日：細野線及び原田線（一部）廃止、タクシー補助への転換について協議

尾花沢市議会

- ・令和3年11月9日：全員協議会、五十沢線沿線地区へのタクシー補助内容及び中長期的な計画を協議
- ・令和4年10月14日：常任委員会、細野線及び原田線（一部）廃止、タクシー補助への転換について協議

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 尾花沢市若葉町一丁目2番3号(所 属) 尾花沢市市民税務課(氏 名) 石山 忠洋(電 話) 0237-22-1111(e-mail) shiminzeimu@city.obanazawa.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
尾花沢市	尾花沢市	(1) 南沢線	南沢	寺内・野黒沢	尾花沢市役所	往18.9km 復18.9km	295日	688.5回			路線定期運行	①・②(1)	尾花沢市役所停留所で補助対象地域間幹線系統銀山線と接続、尾花沢待合所停留所で補助対象地域間幹線系統48ライナーと接続	③
	尾花沢市	(2) 鶴子線	花笠高原荘	延沢	JR大石田駅	往24.9km 復24.9km	365日	1730.5回			路線定期運行	①・②(1)	尾花沢市役所停留所で補助対象地域間幹線系統銀山線と接続、尾花沢待合所停留所で補助対象地域間幹線系統48ライナーと接続	③
	尾花沢市	(3) 市野々線	岩谷沢	中沢、行沢、丹生、正藤	尾花沢市役所	往21.4km 復21.4km	295日	1721回			路線定期運行	①・②(1)	尾花沢市役所停留所で補助対象地域間幹線系統銀山線と接続、尾花沢待合所停留所で補助対象地域間幹線系統48ライナーと接続	③
	尾花沢市	(4) 毒沢線	毒沢	名木沢、芦沢	尾花沢市役所	往15.9km 復15.9km	246日	738回			路線定期運行	①・②(1)	尾花沢市役所停留所で補助対象地域間幹線系統銀山線と接続、尾花沢待合所停留所で補助対象地域間幹線系統48ライナーと接続	③
	尾花沢タクシー(株)	(5) 生活交通タクシー補助		牛房野、田沢、和合、五十沢、横内、上原田、下原田、袖原、玉野原、東原、細野、畑沢、荒町			往 km 復 km	246日	2130回			乗用タクシー	①・②(1)	尾花沢市役所停留所で補助対象地域間幹線系統銀山線と接続、尾花沢待合所停留所で補助対象地域間幹線系統48ライナーと接続

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
尾花沢市	尾花沢市	(1) 南沢線	南沢	寺内・野黒沢	尾花沢市役所	往18.9km 復18.9km	295日	686.5回			路線定期運行	①・②(1)	尾花沢市役所停留所で補助対象地域間幹線系統銀山線と接続、尾花沢待合所停留所で補助対象地域間幹線系統48ライナーと接続	③
	尾花沢市	(2) 鶴子線	花笠高原荘	延沢	JR大石田駅	往24.9km 復24.9km	366日	1733.5回			路線定期運行	①・②(1)	尾花沢市役所停留所で補助対象地域間幹線系統銀山線と接続、尾花沢待合所停留所で補助対象地域間幹線系統48ライナーと接続	③
	尾花沢市	(3) 市野々線	岩谷沢	中沢、行沢、丹生、玉蔵	尾花沢市役所	往21.4km 復21.4km	295日	1719回			路線定期運行	①・②(1)	尾花沢市役所停留所で補助対象地域間幹線系統銀山線と接続、尾花沢待合所停留所で補助対象地域間幹線系統48ライナーと接続	③
	尾花沢市	(4) 毒沢線	毒沢	名木沢、芦沢	尾花沢市役所	往15.9km 復15.9km	244日	732回			路線定期運行	①・②(1)	尾花沢市役所停留所で補助対象地域間幹線系統銀山線と接続、尾花沢待合所停留所で補助対象地域間幹線系統48ライナーと接続	③
	尾花沢タクシー(株)	(5) 生活交通タクシー補助		牛房野、田沢、和合、五十沢、横内、上原田、下原田、袖原、玉野原、東原、細野、畑沢、荒町		往 km 復 km	244日	2130回			乗用タクシー	①・②(1)	尾花沢市役所停留所で補助対象地域間幹線系統銀山線と接続、尾花沢待合所停留所で補助対象地域間幹線系統48ライナーと接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
尾花沢市	尾花沢市	(1) 南沢線	南沢	寺内・野黒沢	尾花沢市役所	往18.9km 復18.9km	294日	685回			路線定期運行	①・②(1)	尾花沢市役所停留所で補助対象地域間幹線系統銀山線と接続、尾花沢待合所停留所で補助対象地域間幹線系統48ライナーと接続	③
	尾花沢市	(2) 鶴子線	花笠高原往	延沢	JR大石田駅	往24.9km 復24.9km	365日	1729回			路線定期運行	①・②(1)	尾花沢市役所停留所で補助対象地域間幹線系統銀山線と接続、尾花沢待合所停留所で補助対象地域間幹線系統48ライナーと接続	③
	尾花沢市	(3) 市野々線	岩谷沢	中沢、行沢、丹生、正藤	尾花沢市役所	往21.4km 復21.4km	294日	1714回			路線定期運行	①・②(1)	尾花沢市役所停留所で補助対象地域間幹線系統銀山線と接続、尾花沢待合所停留所で補助対象地域間幹線系統48ライナーと接続	③
	尾花沢市	(4) 毒沢線	毒沢	名木沢、芦沢	尾花沢市役所	往15.9km 復15.9km	244日	732回			路線定期運行	①・②(1)	尾花沢市役所停留所で補助対象地域間幹線系統銀山線と接続、尾花沢待合所停留所で補助対象地域間幹線系統48ライナーと接続	③
	尾花沢タクシー(株)	(5) 生活交通タクシー補助			牛房野、田沢、和合、五十沢、横内、上原田、下原田、袖原、玉野原、東原、細野、畑沢、荒町		往 km 復 km	244日	2130回			乗用タクシー	①・②(1)	尾花沢市役所停留所で補助対象地域間幹線系統銀山線と接続、尾花沢待合所停留所で補助対象地域間幹線系統48ライナーと接続

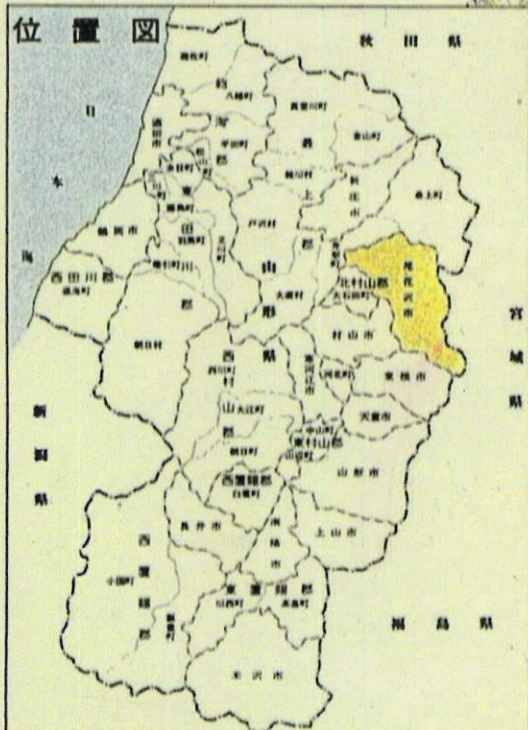
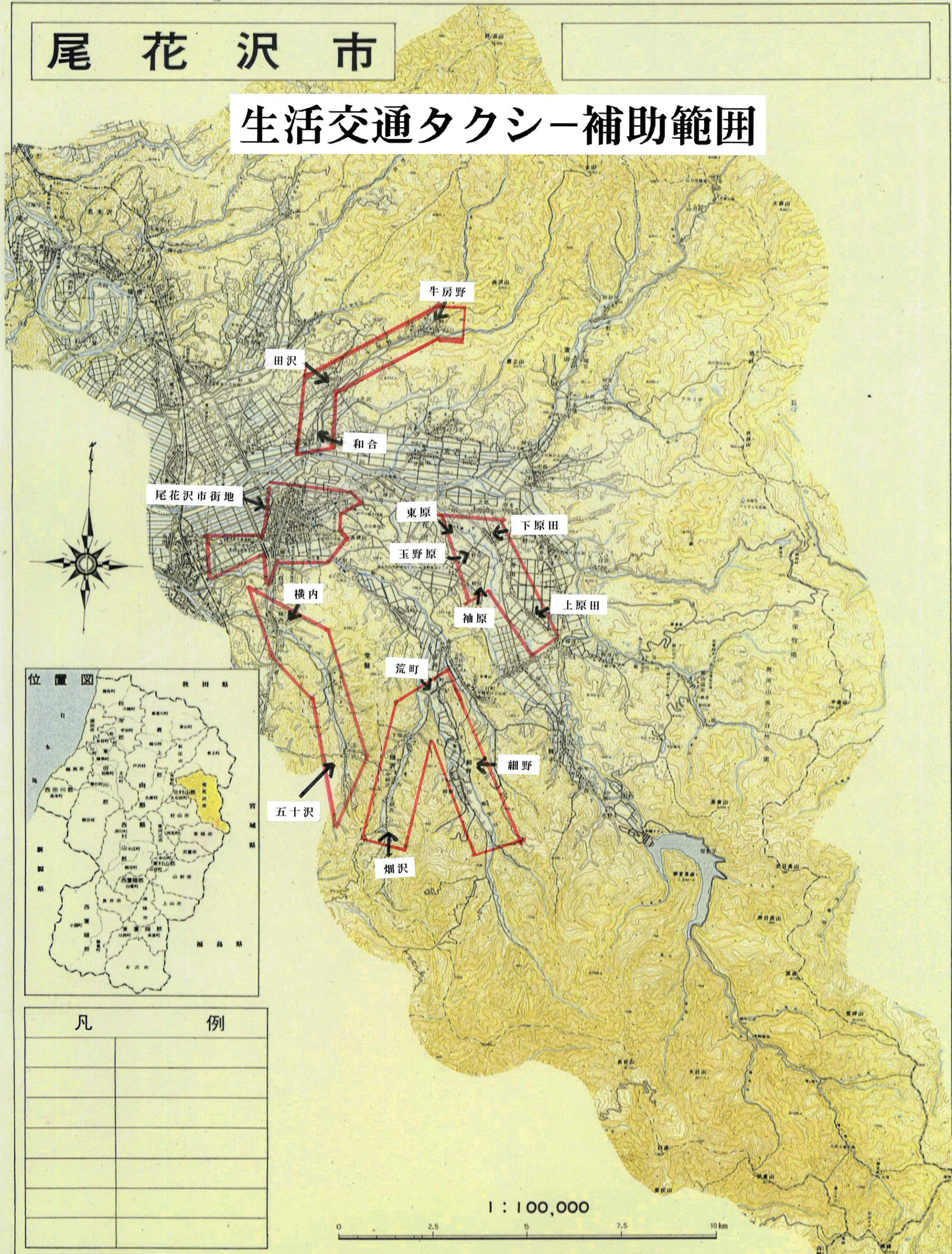
(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

この地図は建設省国土地理院長の承認を得て同院発行の五万分の一地形図を縮図複製したものである。
(承認番号) 平2, 東複 第223号

尾花沢市

生活交通タクシー補助範囲



凡		例	

地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細（変更）

市町村名： 河北町

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係）

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

- 山形県地域公共交通計画＜施策・事業3-2-1＞地域内交通ネットワークについて、町内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
 - ・地域公共交通活性化協議会（or 地域公共交通会議等）における、町内交通ネットワークの課題に関する年1回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（河北町）
 - ・河北町外に影響する公共交通の検討・協議、及び地域別部会への提案・協議（河北町）
- 山形県地域公共交通計画＜施策・事業1-1-1＞＜1-2-1＞によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。（河北町、事業者）
 - ・GTFS-JPの作成・提供（河北町）
- 山形県地域公共交通計画の＜施策・事業3-1-1＞に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（河北町）
 - ・地域公共交通計画の＜施策・事業2-1-1＞によって導入される交通系ICカードについて、町民や来訪者への普及啓発（河北町）
 - ・本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入の検討（河北町、事業者）
- その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。
 - ・路線バスも含めた公共交通のネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成・町内全戸配布（河北町）

2. 運行システムの概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付

3. 運行システムの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

○山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標2の河北町相当分の達成

- ・ 県全体目標値（目標年度 R7 年度末）

RESASの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人

- ・ 河北町目標値（目標年度 R7 年度末）

県外 869 人、県内 2,451 人

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標3の河北町相当分の達成

- ・ 県全体目標値（目標年度 R7 年度末）

市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人

- ・ 河北町の目標値（目標年度 R7 年度末）

0.77 回／人（直近年度の実績 13,230 人）

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標4の河北町相当分の達成

- ・ 県全体目標値（目標年度 R7 年度末）

市町村の移動サービスに対する負担額

地域鉄道：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円）

路線バス：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）

コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）

デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）

タクシー：1 億円（直近年度の実績 3,000 千円円）

- ・ 河北町目標値（目標年度 R7 年度末）

路線バス：8,000 千円（直近年度の実績 8,066 千円）

コミュニティバス：19,800 千円（直近年度の実績 19,820 千円）

○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

東根線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：8,700 人以上

（直近年度の実績 8,669 人）

東根線の収支率：9.47%以上（直近年度の実績 9.35%）

東根線への河北町負担額 7,538 千円（直近年度の実績 7,638 千円）

○事業の効果

- ・ 上記路線を維持することにより、高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

- ・ 上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新の RESAS の数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、河北町公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るバス路線について、その運行に係る費用総額 27,481 千円のうち、河北町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

また、東根線への上記河北町の補助金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する河北町の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第21条第1号～第4号関係)

5. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論
○ 山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会） <令和3年度> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年6月28日（第1回）：国庫補助要綱改正を踏まえた地域公共交通計画の修正についての議論 ・ 令和3年8月25日（第2回）：地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画認定申請の提出等についての議論 ・ 令和4年1月31日（第3回）：令和3年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論 ・ 令和4年3月24日（第4回）：令和4年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の手続き等について <令和4年度> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年6月27日（第1回）：地域公共交通計画の修正等についての議論 ・ 令和4年9月21日（第2回）：地域間幹線系統の協議運賃についての議論（書面協議） （日付けは書面協議成立時） ・ 令和5年1月27日（第3回）：令和4年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論 ・ 令和5年3月 日（第4回）：山形県地域公共交通計画の変更について（書面協議） （日付けは書面協議成立時）

- 山形県地域公共交通活性化協議会（地域別部会）
 <令和3年度>
 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（村山）
- ・ 令和3年11月（書面協議）：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更
 - ・ 令和4年1月（書面協議）：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更
 - ・ 令和4年2月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更
 - ・ 令和4年3月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更

- 山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会
 ・ 令和3年4月20日：補助要綱の改正とそれに伴う県計画の修正の説明・質疑応答

○ 河北町地域公共交通会議

<令和4年度>

- ・ 令和4年5月（書面協議）：令和4年9月から11月に実施するタクシー利用助成制度試行に合わせた町営路線バスの一部減便について
- ・ 令和5年1月18日：
 - ①令和5年4月から1年間実施するタクシー利用助成制度に合わせた町営路線バスの一部減便について
 - ②河北町役場新庁舎及び新庁舎前駐車場の完成に伴うバス停（役場）の移動について

10. 利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により河北町民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

本町では、地域住民の代表にて構成される会議等で、利用者の意見を運行計画に反映している。

11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付

12. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要

【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

該当なし

(2) 交通手段の検討状況

該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 河北町谷地戊81番地

(所属) まちづくり推進課

(氏名) 後藤 洋介

(電話) 0237-73-2116

(e-mail) kankyo@town.kahoku.yamagata.jp

kankyo@town.yamagata-kahoku.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
河北町	株式会社葉山タクシー	(1) 東根線	河北町役場	さくらんぼ東根駅	河北町役場	往 25.8 km 復 km	364日	1833回			路線定期運行	①	べに花温泉で補助対 象地域間幹線系統寒 河江河北線と接続	③
		(2)				往 km 復 km	日	回						
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
河北町	株式会社葉山タクシー	(1) 東根線	河北町役場	さくらんぼ東根駅	河北町役場	往 25.8 km 復 km	365日	1833回			路線定期運行	①	べに花温泉で補助対 象地域間幹線系統寒 河江河北線と接続	③
		(2)				往 km 復 km	日	回						
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
河北町	株式会社葉山タクシー	(1) 東根線	河北町役場	さくらんぼ東根駅	河北町役場	往 25.8 km 復 km	364日	1833回			路線定期運行	①	べに花温泉で補助対 象地域間幹線系統寒 河江河北線と接続	③
		(2)				往 km 復 km	日	回						
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

路線図 (河北町役場)

➡ 路線延長

路線番号①

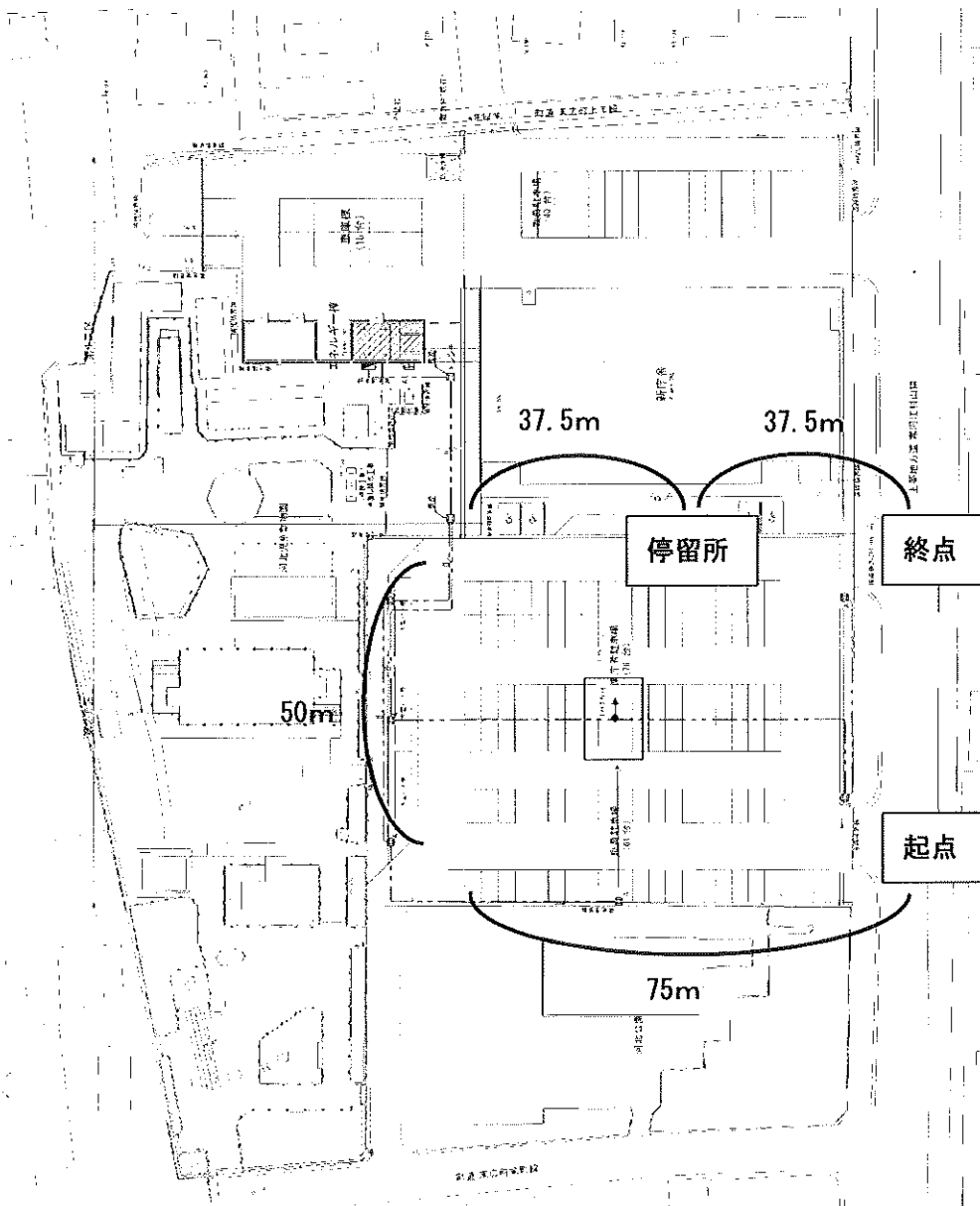
起 点 : 河北町谷地戊 8 1 番地 先

終 点 : 河北町谷地戊 8 1 番地 先

キ 口 程 : 0. 2 k m

幅 員 : 5 m 以上

道路管理者 : 河北町



運行系統図

運行系統名: 東根線

【新】

系統キロ程

往路: 25.8km

復路:



運行系統図

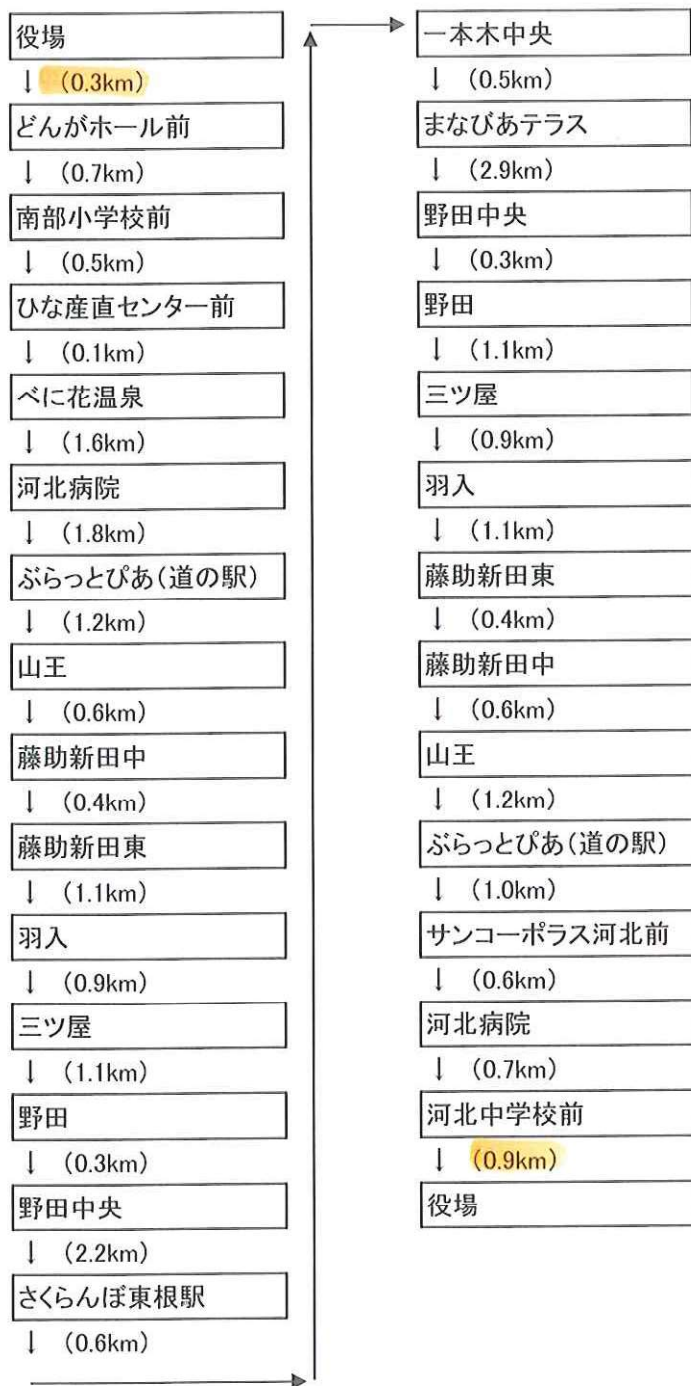
運行系統名:東根線

【旧】

系統キロ程

往路:25.6km

復路:



地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細（変更）

市町村名： 西川町

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

- 山形県地域公共交通計画<施策・事業3-2-1>地域内交通ネットワークについて、町内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
 - ・西川町地域公共交通活性化協議会における、町内交通ネットワークの課題に関する2回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（西川町）
 - ・西川町外に影響する公共交通の検討・協議、及び地域別部会への提案・協議（西川町）
- 山形県地域公共交通計画<施策・事業1-1-1><1-2-1>によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。（西川町、事業者）
 - ・GTFS-JPの作成・提供（西川町）
- 山形県地域公共交通計画の<施策・事業3-1-1>に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（西川町）
 - ・地域公共交通計画の<施策・事業2-1-1>によって導入される交通系ICカードについて、町民や来訪者への普及啓発（事業者、西川町）
 - ・本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入の検討（西川町、事業者）
- その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。
 - ・路線バスやデマンド型乗合タクシーも含めた公共交通のネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成・市内全戸配布（西川町）
 - ・路線バスやデマンド型乗合タクシーの具体的な利用例を示し、公共交通利用のきっかけづくりや啓発活動を行い公共交通の利用拡大を図る（西川町）

2. 運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付

3. 運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

○山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標 2 の西川町相当分の達成

- ・県全体目標値（目標年度：R7）

RESASの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人

- ・西川町目標値（目標年度：R7）

県外 607 人、県内 549 人

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標 3 の西川町相当分の達成

- ・県全体目標値（目標年度：R7）

市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人

- ・西川町の目標値（目標年度：R7）

12.60 回／人（直近年度の実績 55,032 人）

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標 4 の西川町相当分の達成

- ・県全体目標値（目標年度：R7）

市町村の移動サービスに対する負担額

地域鉄道：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円）

路線バス：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）

コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）

デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）

タクシー：1 億円（直近年度の実績 3,000 千円）

- ・西川町目標値（目標年度：R7）

路線バス：38,718 千円（直近年度の実績 48,523 千円）

デマンド型乗合タクシー：6,835 千円（直近年度の実績 1,173 千円）

○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

道の駅にしかわ寒河江駅線 他 町営路線バスの年間利用者数：55,032 人以上

（直近年度の実績 55,032 人）

町営路線バスの収支率：32.6%以上（直近年度の実績 32.6%）

町営路線バスの町負担額 4,852 万円以下（直近年度の実績 4,852 万円）

デマンド型乗合タクシーの年間利用者数：106 人以上（直近年度の実績 106 人）

デマンド型乗合タクシーの収支率：42.6%以上（直近年度の実績 42.6%）

デマンド型乗合タクシーの町負担額 683 万円以下（直近年度の実績 117 万円）

○事業の効果

- ・上記路線及びデマンド型乗合タクシー運行区間の運用・維持することにより、町営路線バスの運行が無い集落の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線、デマンド型乗合タクシー運行区間のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

- ・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、西川町地域公共交通活性化協議会や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るデマンド型乗合タクシーについて、その運行に係る費用総額 683 万円のうち、西川町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

また、デマンド型乗合タクシーへの上記西川町の補助金額も含めた「別紙（山形縣市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する西川町の負担については、山形縣市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

5. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（1）事業の目標

（2）事業の効果

7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 6」を作成し添付

8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論

○ 山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会）

<令和 3 年度>

- ・ 令和 3 年 6 月 28 日（第 1 回）：国庫補助要綱改正を踏まえた地域公共交通計画の修正についての議論
- ・ 令和 3 年 8 月 25 日（第 2 回）：地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画認定申請の提出等についての議論
- ・ 令和 4 年 1 月 31 日（第 3 回）：令和 3 年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論
- ・ 令和 4 年 3 月 24 日（第 4 回）：令和 4 年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の手続き等について

<令和 4 年度>

- ・ 令和 4 年 6 月 27 日（第 1 回）：地域公共交通計画の修正等についての議論
- ・ 令和 4 年 9 月 21 日（第 2 回）：地域間幹線系統の協議運賃についての議論（書面協議）
（日付けは書面協議成立時）

- ・令和5年1月27日（第3回）：令和4年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論
- ・令和5年3月 日（第4回）：山形県地域公共交通計画の変更について（書面協議）（日付けは書面協議成立時）

○ 山形県地域公共交通活性化協議会（地域別部会）

<令和3年度>

山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（村山）

- ・令和3年11月（書面協議）：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更
- ・令和4年1月（書面協議）：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更
- ・令和4年2月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更
- ・令和4年3月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更

○ 西川町地域公共交通活性化協議会

<令和3年度>

- ・令和3年6月2日（第1回）：地域公共交通活性化協議会の設立
- ・令和3年11月24日（第2回）：町内公共交通の現状把握と今後の方向性の整理
- ・令和4年3月14日（第3回）（書面協議）：地域公共交通計画（案）の策定議論

<令和4年度>

- ・令和4年9月29日：（書面協議）：町地域公共交通計画に基づき実施する事業報告

○ その他

- ・令和3年6月：町地域公共交通に関する町民対象のアンケート調査実施
- ・令和4年2月中旬～3月中旬：地域公共交通計画（案）のパブリックコメント実施
- ・令和4年7月28日：対話会「路線バス・交通の対話会」の実施
- ・令和4年11月7日：対話会「路線バス・交通の対話会（道の駅にしかわ寒河江駅線、羽前高松駅・県立病院線等通学路線）」の実施

○ 山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会

- ・令和3年4月20日：補助要綱の改正とそれに伴う県計画の修正の説明・質疑応答

10. 利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により西川町民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

本町では、西川町地域公共交通活性化協議会の構成員となっている利用者代表等から意見を聴取するほか、運行业者からの状況聞き取り、区長・町内会長等との意見交換等から利用者の意見を把握し、施策の反映につなげている。

11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付

12. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要

【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

（1）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

該当なし

(2) 交通手段の検討状況

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 山形県西村山郡西川町大字海味 510

(所 属) 西川町政策推進課

(氏 名) 服部敦嗣

(電 話) 0237-74-2112 (直通)

(e-mail) kikaku@town.nishikawa.yamagata.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
西川町	月山観光タクシー(株)	大井沢ルート (1) (大井沢、本道寺、 月岡、水沢、綱取)		西川町内		往 km 復 km	241日	1,206回			区域運行	②(1)	「道の駅にしかわ」で地域 間幹線バス系統 道の駅に しかわ寒河江駅線と接続	①
	月山観光タクシー(株)	小山ルート (2) (小山、入間、沼山、 原)		西川町内		往 km 復 km	241日	1,206回			区域運行	②(1)	「道の駅にしかわ」で地域 間幹線バス系統 道の駅に しかわ寒河江駅線と接続	①
	月山観光タクシー(株)	岩根沢・小沼ルート (3) (岩根沢、小沼)		西川町内		往 km 復 km	241日	1,206回			区域運行	②(1)	「道の駅にしかわ」で地域 間幹線バス系統 道の駅に しかわ寒河江駅線と接続	①
	月山観光タクシー(株)	東部(睦合、吉川、海 味、間沢)・道の駅に しかわルート (4)		西川町内		往 km 復 km	241日	844回			区域運行	②(1)	「道の駅にしかわ」で地域 間幹線バス系統 道の駅に しかわ寒河江駅線と接続	①
			(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
西川町	月山観光タクシー(株)	大井沢ルート (1) (大井沢、本道寺、 月岡、水沢、綱取)		西川町内		往 km 復 km	241日	1,446回			区域運行	②(1)	「道の駅にしかわ」で地域 間幹線バス系統 道の駅に しかわ寒河江駅線と接続	③
	月山観光タクシー(株)	小山ルート (2) (小山、入間、沼山、 原)		西川町内		往 km 復 km	241日	1,446回			区域運行	②(1)	「道の駅にしかわ」で地域 間幹線バス系統 道の駅に しかわ寒河江駅線と接続	③
	月山観光タクシー(株)	岩根沢・小沼ルート (3) (岩根沢、小沼)		西川町内		往 km 復 km	241日	1,446回			区域運行	②(1)	「道の駅にしかわ」で地域 間幹線バス系統 道の駅に しかわ寒河江駅線と接続	③
	月山観光タクシー(株)	東部エリア (4) (睦合、吉川、海味、間 沢、道の駅にしかわ)		西川町内		往 km 復 km	241日	964回			区域運行	②(1)	「道の駅にしかわ」で地域 間幹線バス系統 道の駅に しかわ寒河江駅線と接続	③
			(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
西川町	月山観光タクシー(株)	大井沢ルート (1) (大井沢、本道寺、 月岡、水沢、綱取)		西川町内		往 km 復 km	241日	1,446回			区域運行	②(1)	「道の駅にしかわ」で地域 間幹線バス系統 道の駅に しかわ寒河江駅線と接続	③
	月山観光タクシー(株)	小山ルート (2) (小山、入間、沼山、 原)		西川町内		往 km 復 km	241日	1,446回			区域運行	②(1)	「道の駅にしかわ」で地域 間幹線バス系統 道の駅に しかわ寒河江駅線と接続	③
	月山観光タクシー(株)	岩根沢・小沼ルート (3) (岩根沢、小沼)		西川町内		往 km 復 km	241日	1,446回			区域運行	②(1)	「道の駅にしかわ」で地域 間幹線バス系統 道の駅に しかわ寒河江駅線と接続	③
	月山観光タクシー(株)	東部エリア (4) (睦合、吉川、海味、 間沢、道の駅にしか)		西川町内		往 km 復 km	241日	964回			区域運行	②(1)	「道の駅にしかわ」で地域 間幹線バス系統 道の駅に しかわ寒河江駅線と接続	③
			(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

西川町デマンド（予約）型乗合タクシー 主な拠点施設（目的地）

◎睦合・海味・間沢地区の事業所等と「道の駅にしかわ」が目的地となります。

No.	地区	施設等名称	No.	地区	施設等名称
公共施設等			金融機関等		
1	海味	西川町役場	16	海味	J A 西川支所
2		西川町立病院	17		西川郵便局
3		西川町保健センター	18	間沢	間沢郵便局
4		老人福祉センター	19		山形銀行 西川支店
5		にしかわ保育園	20	きらやか銀行 間沢支店	
6		西川小学校	医療機関、福祉施設、接骨院等		
7	睦合	西川駐在所	21	佐藤接骨院	
8		西川町商工会	22	渡辺接骨院	
9		西川町土地改良区	23	海味	ケアハイツ西川
10		西村山地方森林組合	24		とこしえ西川
11	間沢	交流センターあいべ	25	大沼歯科医院	
12		月山観光タクシー	26	桜井歯科医院	
13	水沢	道の駅にしかわ	27	間沢	荒木接骨院
14	睦合・海味・間沢地区公民館・集会所		28		陰陽堂治療院
			調剤薬局		
15	睦合・海味・間沢地区路線バス停留所		29	海味	ブナの森 高取薬局
			30		ら・ふらんす調剤薬局 西川店
飲食店					
31	睦合	まるきや	37	間沢	玉貴
32		武兵エそば	38		加登屋
33		十三時	39		美どり亭
34	海味	六十里越ドライブイン	40		そば処一松
35		ひょうたん	41		美味しんぼ あきば
36	間沢	出羽屋	42		山六食堂
店舗					
43	睦合	玉谷製麺所	60	海味	理容みやま
44		まるろく	61		やました美容室
45		設楽酒造店	62		かしわぐら理容館
46		セブンイレブン西川町睦合店	63		亀屋理容所
47		黒坂理容所	64		オリーブ
48		コメリハード&グリーン 西川店	65		さらぬま
49	薬王堂 山形西川店	66	三澤商店		
50	海味	A コープ 西川店	67	間沢	マルコウ
51		フレッシュマート シブヤ	68		黒坂商店
52		山竹商店	69		間沢美容室
53		国井商店	70		あらき精肉店
54		マルハルさとう	71		菓子処松月
55		西谷食品	72		セブンイレブン西川町間沢店
56		ニシタニ	73		理容キクチ
57		アルス	74		アラキ理容所
58		松野屋商店	75		奥山電化センター
59		産直 わかば屋	76		佐藤輪店

※順不同
 ・主な拠点施設の一覧ですので、その他事業所等あれば予約時にお申し出ください。
 ・施設名は一部（(有)(株)など）省略・通称表示しています。

＜お問い合わせ先＞ 西川町町民税務課 町民生活係 ☎0237-74-4118

【訂正版】

— 西川町のあたらしい地域公共交通 —

「デマンド(予約)型乗合タクシー」が はじまります！

とっても便利。
こでらんにえ！！



令和4年4月1日（金）から 運行エリア町内全域へ！ ※志津・月山沢地区を除く

予約型乗合タクシーとは？

… 自宅と目的地の間を通院、買い物などに利用できる交通手段です。

※通常のタクシーとは異なり、
決まった時間に、他の利用者と乗り合いで各目的地まで運行します。



《登録方法》

★まずは事前登録を！

◎西川町に住所を有する方で

あれば、どなたでもOK

※原則、一人で乗り降りできる方

※未就学児の場合は、保護者等の同伴が
必要です。

◎「西川町デマンド型乗合タクシ

ー利用登録申請書」を、役場町

民税務課（☎74-4118）または

月山観光タクシー(株)へ提出して

ください。

※障がいをお持ちの方は、障害者手帳も

あわせて提出をお願いします。

《利用方法》

① 電話で予約します。

月山観光タクシー(株)(☎74-2310)

へ電話予約をしてください。

※氏名、住所、利用日時・時間、乗降場所
をお伝えください。

★7時台～9時台の便

… 前日の17時まで

●上記以外の便

… 当日の9時まで

必ず予約をお願いします。



② 予約時間前に乗車場所で待機します。



③ 他の利用者と乗合で目的地に向かいます。

〔運行内容・時刻は裏面へ〕

ご利用内容

□運賃

1人1乗車 **300円**

※障がい者の方は半額、中学生以下は無料です。

運賃は、**乗車時**にお支払いください。



□運行区間

自宅と睦合・海味・間沢地内の拠点施設（公共施設・医療機関・金融機関・店舗等）

及び「道の駅にしかわ」の間を運行します。P4をご参照ください

□運行日

月曜日から金曜日

（土曜・日曜・祝日、8月13日～8月16日、12月29日～1月3日は運休）

□運行回数・時刻

4ルート（各ルートの運行時刻は下記のとおり）

①大井沢ルート（大井沢、本道寺、月岡、水沢、網取）

行き		帰り	
自宅発	拠点施設着	拠点施設発	自宅着
★7:45	8:30頃	10:30	11:15頃
★9:15	10:00頃	12:00	12:45頃

②小山ルート（小山、入間、沼山、原）

行き		帰り	
自宅発	拠点施設着	拠点施設発	自宅着
★8:00	8:30頃	10:30	11:00頃
★9:00	9:30頃	11:35	12:05頃

③岩根沢・小沼ルート（岩根沢、小沼）

行き		帰り	
自宅発	拠点施設着	拠点施設発	自宅着
★8:10	8:30頃	10:30	10:50頃
★9:20	9:40頃	11:35	11:55頃

④東部（睦合、吉川、海味、間沢）・道の駅にしかわルート

出発		到着	
自宅又は拠点施設	自宅又は拠点施設	自宅又は拠点施設	自宅又は拠点施設
★8:40	9:00頃	10:10頃	10:30頃
★9:50	10:10頃	11:15頃	11:35頃

※東部・道の駅にしかわルートは、拠点施設間の利用も可能です。

注) ★印は前日の17時まで予約をしてください。（無印は当日の9時まで予約してください。）

注) 他の利用者と乗り合いのため、上記時間は目安の時間になります。あらかじめご了承ください。

□利用上の注意

◎時間に余裕をもってご予約ください。

（上記以外の時間をご希望の場合は、通常のタクシーをご利用ください。）

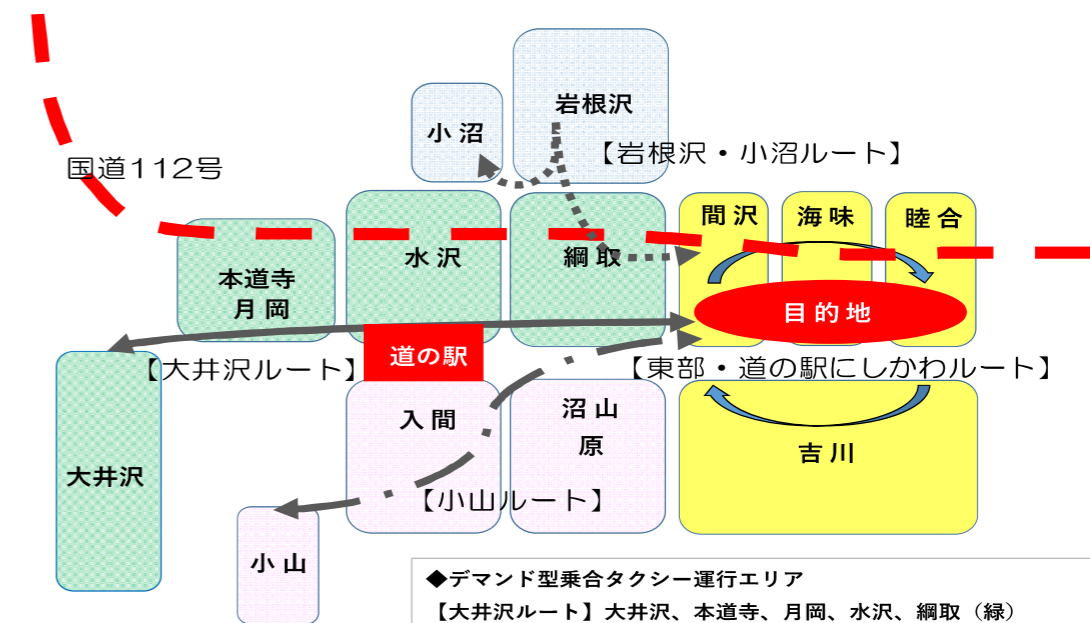
◎予約した内容に変更がある場合やキャンセルされる場合は、すぐに月山観光タクシー(株)

（☎0237-74-2310）へご連絡ください。

◎乗降箇所は、各1箇所のみとなります。

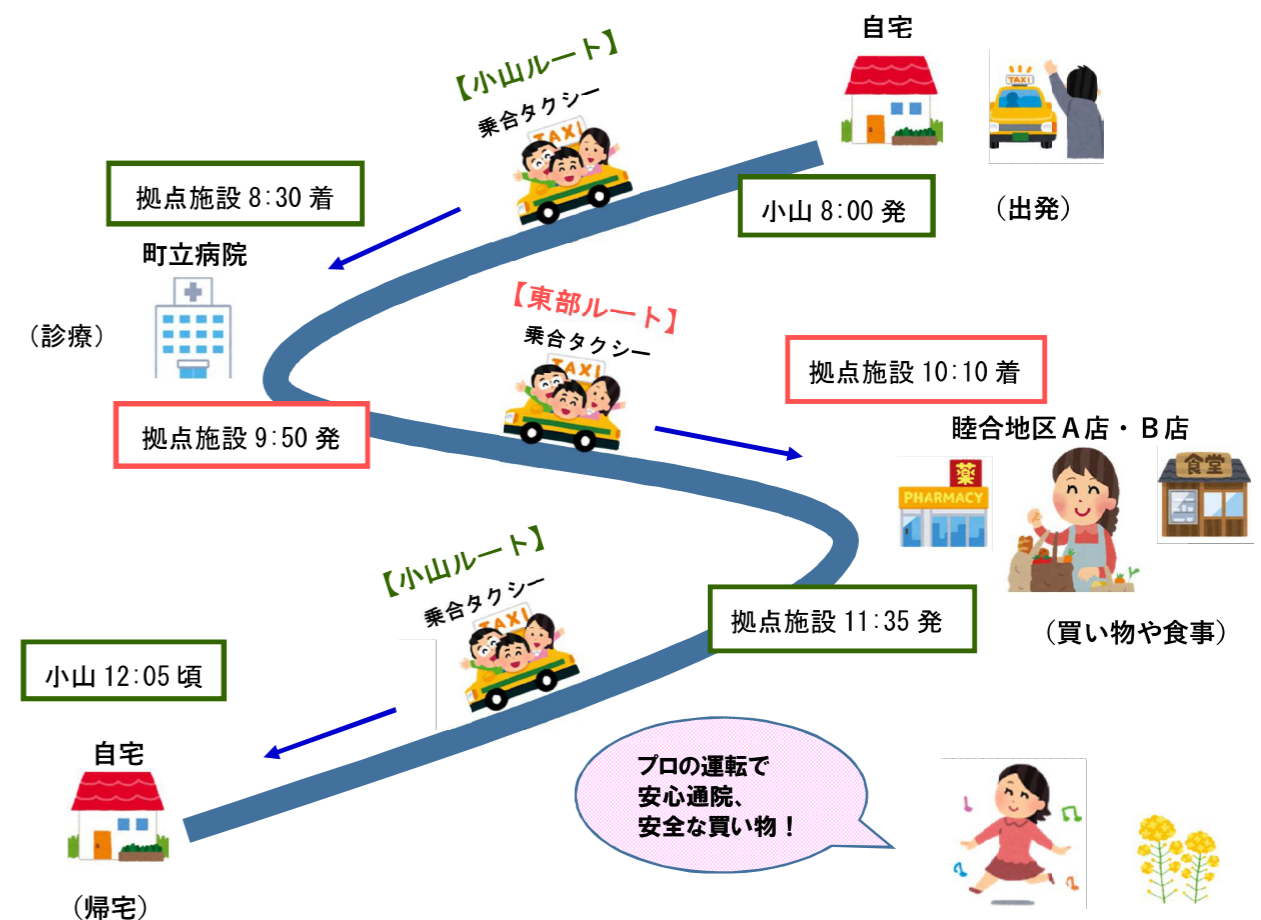
（自宅→目的地→目的地のように、2箇所以上の立ち寄りはありません。）

<デマンド（予約）型乗合タクシーエリアイメージ図>



◆デマンド型乗合タクシー運行エリア
 【大井沢ルート】大井沢、本道寺、月岡、水沢、網取（緑）
 【小山ルート】小山、入間、沼山・原（桃色）
 【小沼ルート】小沼、岩根沢（青）
 【東部・道の駅にしかわルート】睦合、吉川、海味、間沢（黄色）
 ※目的地は睦合・海味・間沢地内の拠点施設

～ 乗合タクシーの使用例 ～



プロの運転で
安心通院、
安全な買い物！

地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細（変更）

市町村名： 朝日町

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項
 （地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係）

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

○山形県地域公共交通計画＜施策・事業3-2-1＞地域内交通ネットワークについて、町内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。

- ・朝日町地域公共交通活性化協議会及び朝日町町民バス等運営委員会において、町内交通ネットワークの課題に関する年2回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（朝日町）

○山形県地域公共交通計画＜施策・事業1-1-1＞＜1-2-1＞によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。（朝日町）

- ・GTFS-JPの作成・提供（朝日町）

○山形県地域公共交通計画の＜施策・事業3-1-1＞に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る（朝日町）

- ・地域公共交通計画の＜施策・事業2-1-1＞によって導入される交通系ICカードについて、町民や来訪者への普及啓発（朝日町）

- ・本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入の検討（朝日町）

- ・ICカードと町運行のバスとの連携の検討（朝日町）

○その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。

- ・直行バスならびにデマンドタクシーの利用促進のため、お知らせ板やホームページでの町民周知の徹底（朝日町）

- ・学生に向けて直行バス利用促進のダイレクトメールの送付（朝日町）

- ・必要に応じて、交通に関する町民アンケートの実施（朝日町）

2. 運行系統の概要及び運送予定者

表1のとおり

3. 運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

- 山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標 2 の朝日町相当分の達成
- ・県全体目標値（目標年度 7）
RESAS の移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人
 - ・朝日町目標値（目標年度 7）
県外 200 人、県内 900 人
- 山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標 3 の朝日町相当分の達成
- ・県全体目標値（目標年度 R7）
市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人
 - ・朝日町の目標値（目標年度 R7）
2.90 回／人（直近年度の実績 18,507 人）
- 山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標 4 の朝日町相当分の達成
- ・県全体目標値（目標年度 R7）
市町村の移動サービスに対する負担額
- | | | |
|----------|----------------|----------------------------|
| 地域鉄道 | ： 7,203 万 6 千円 | （直近年度の実績 5,602 万 8 千円） |
| 路線バス | ： 4 億 6,000 万円 | （直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円） |
| コミュニティバス | ： 4 億 4,000 万円 | （直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円） |
| デマンド交通 | ： 1 億 5,000 万円 | （直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円） |
| タクシー | ： 1 億円 | （直近年度の実績 3,000 千円） |
- ・朝日町目標値（目標年度 R7）
- | | | |
|--------|-------------|---------------------------|
| 路線バス | ： 6,700 千円 | （直近年度の実績 7,392 千円の約 90%） |
| デマンド交通 | ： 13,000 千円 | （直近年度の実績 5,252 千円の約 248%） |
- 上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）（直近年度の実績の 105%を目標）
- 朝日町・山形市間直行バス（朝便）の年間利用者数：5,255 人以上（直近年度の実績 5,005 人）
 - 朝日町・山形市間直行バス（夜便）の年間利用者数：3,503 人以上（直近年度の実績 3,336 人）
 - デマンドタクシーの年間利用者数：10,674 人以上（直近年度の実績 10,166 人）
- 朝日町・山形市間直行バス（朝便）の収支率：12%（直近年度の実績 11%）
朝日町・山形市間直行バス（夜便）の収支率：12%（直近年度の実績 11%）
デマンドタクシーの収支率：10%（直近年度の実績 9%）
- 朝日町・山形市間直行バス（朝便）への朝日町負担額：4,020 千円（直近年度の実績 4,435 千円）
朝日町・山形市間直行バス（夜便）への朝日町負担額：2,680 千円（直近年度の実績 2,956 千円）
デマンドタクシーへの朝日町負担額：13,000 千円（直近年度の実績 5,252 千円）
- 事業の効果
- ・上記路線を維持することにより、高齢者や高校生等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。
- 上記目標・細目標の評価手法・測定方法
- ・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新の RESAS の数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に。朝日町地域公共交通活性化協議会や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る「朝日町・山形市間直行バス（朝便）」「朝日町・山形市間直行バス（夜便）」「デマンドタクシー」の3路線について、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた 12,643,000 円を朝日町で負担している。

また、3路線に対する朝日町の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

5. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

該当なし

(2) 事業の効果

該当なし

7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論

○山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会）

<令和3年度>

・令和3年6月28日（第1回）：国庫補助要綱改正を踏まえた地域公共交通計画の修正についての議論

・令和3年8月25日（第2回）：地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画認定申請の提出等についての議論

・令和4年1月31日（第3回）：令和3年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論

・令和4年3月24日（第4回）：令和4年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫

補助金の手続き等について

<令和4年度>

- ・令和4年6月27日（第1回）：地域公共交通計画の修正等についての議論
- ・令和4年9月21日（第2回）：地域間幹線系統の協議運賃についての議論（書面協議）
（日付けは書面協議成立時）
- ・令和5年1月27日（第3回）：令和4年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論
- ・令和5年3月 日（第4回）：山形県地域公共交通計画の変更について（書面協議）
（日付けは書面協議成立時）

○山形県地域公共交通活性化協議会（地域別部会）

<令和3年度>

山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会

- ・令和3年11月（書面協議）：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更
- ・令和4年1月（書面協議）：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更
- ・令和4年2月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更
- ・令和4年3月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更

○朝日町地域公共交通活性化協議会

<令和3年度>

- ・令和3年11月1日（書面協議）：公共交通活性化協議会規約改正についての協議
- ・令和4年2月28日（書面協議）：令和4年度事業計画についての協議

<令和4年度>

- ・令和4年6月20日（書面協議）：令和4年度地域公共交通確保維持改善事業計画の策定についての協議
- ・令和5年2月10日：令和5年度事業計画についての協議及び市町村運営有償運送の変更登録についての協議

○山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会

- ・令和3年4月20日：補助要綱の改正とそれに伴う県計画の修正の説明・質疑応答

10. 利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により朝日町民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

朝日町では、利用者等で委員を構成する「朝日町町民バス等運営委員会」を開催（令和4年2月16日）し、施策の反映につなげている。

11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

表5のとおり

12. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要

【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

- (1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

該当なし
(2) 交通手段の検討状況
該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1115(所 属) 朝日町役場(氏 名) 皆川 佳穂(電 話) 0237-67-2112(e-mail) chiikishinkou@town.yamagata-asahi.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
朝日町	朝日町	(1) 朝日町・山形市間直行バス(朝便)	太郎 公民 館	山辺町	北山 形駅	往 38.9 km 復 km	295日	147.5回			路線定期	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統 寒河江駅前(松川・左沢) ・宮宿線と朝日町役場前で 接続	③
	朝日町	(2) 朝日町・山形市間直行バス(夜便)	山交 バス本 社前	山辺町	太郎 公民 館	往 km 復 38.5km	246日	369回			路線定期	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統 寒河江駅前(松川・左沢) ・宮宿線と朝日町役場前で 接続	③
	朝日町	(3) 朝日町デマンド型タクシー		朝日町 区域内		往 km 復 km	246日	7872回			区域	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統 寒河江駅前(松川・左沢) ・宮宿線と朝日町役場前で 接続	③
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
朝日町	朝日町	(1) 朝日町・山形市間直行バス(朝便)	太郎 公民 館	山辺町	北山 形駅	往 38.9 km 復 km	295日	147.5回			路線定期	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統 寒河江駅前(松川・左沢) ・宮宿線と朝日町役場前で 接続	③
	朝日町	(2) 朝日町・山形市間直行バス(夜便)	山交 バス本 社前	山辺町	太郎 公民 館	往 km 復 38.5km	244日	366回			路線定期	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統 寒河江駅前(松川・左沢) ・宮宿線と朝日町役場前で 接続	③
	朝日町	(3) 朝日町デマンド型タクシー		朝日町 区域内		往 km 復 km	244日	7808回			区域	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統 寒河江駅前(松川・左沢) ・宮宿線と朝日町役場前で 接続	③
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
朝日町	朝日町	(1) 朝日町・山形市間直行バス(朝便)	太郎 公民 館	山辺町	北山 形駅	往 38.9 km 復 km	294日	147回			路線定期	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統 寒河江駅前(松川・左沢) ・宮宿線と朝日町役場前で 接続	③
	朝日町	(2) 朝日町・山形市間直行バス(夜便)	山交 バス本 社前	山辺町	太郎 公民 館	往 km 復 38.5km	244日	366回			路線定期	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統 寒河江駅前(松川・左沢) ・宮宿線と朝日町役場前で 接続	③
	朝日町	(3) 朝日町デマンド型タクシー		朝日町 区域内		往 km 復 km	244日	7808回			区域	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統 寒河江駅前(松川・左沢) ・宮宿線と朝日町役場前で 接続	③
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

朝便 往路経路図③



● :バス停

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
大江町	大江町	(1) 大江町営バス柳川線	柳川温泉	左沢駅	テルメ 柏陵	往20.6km 復20.4km	362日	2,294.5回			路線定期	①	補助対象地域間幹線 系統寒河江・宮宿線 と左沢駅で接続	③
	大江町	(2) 大江町乗り合いタクシー		西エリア 中エリア 東エリア		往 km 復 km	362日	2,172回			区域	①	補助対象地域間幹線 系統寒河江・宮宿線 と左沢駅で接続	③
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
大江町	大江町	(1) 大江町営バス柳川線	柳川温泉	左沢駅	テルメ 柏陵	往20.6km 復20.4km	362日	2,294.5回			路線定期	①	補助対象地域間幹線 系統寒河江・宮宿線 と左沢駅で接続	③
	大江町	(2) 大江町乗り合いタクシー		西エリア 中エリア 東エリア		往 km 復 km	362日	2,172回			区域	①	補助対象地域間幹線 系統寒河江・宮宿線 と左沢駅で接続	③
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
大江町	大江町	(1) 大江町営バス柳川線	柳川温泉	左沢駅	テルメ 柏陵	往20.6km 復20.4km	362日	2,294.5回			路線定期	①	補助対象地域間幹線 系統寒河江・宮宿線 と左沢駅で接続	③
	大江町	(2) 大江町乗り合いタクシー		西エリア 中エリア 東エリア		往 km 復 km	362日	2,172回			区域	①	補助対象地域間幹線 系統寒河江・宮宿線 と左沢駅で接続	③
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細 (変更)

市町村名： 最上町

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

- 山形県地域公共交通計画<施策・事業3-2-1>地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
 - ・地域公共交通会議等における、町内交通ネットワークの課題に関する年1回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善(最上町)
 - ・最上町外に影響する公共交通の検討・協議、及び地域別部会への提案・協議(最上町)
- 山形県地域公共交通計画<施策・事業1-1-1><1-2-1>によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。(最上町、事業者)
 - ・GTFS-JP(GTFS-RT)の作成・提供(最上町)
- 山形県地域公共交通計画の<施策・事業3-1-1>に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。(最上町)
 - ・地域公共交通計画の<施策・事業2-1-1>によって導入される交通系ICカードについて、市民や来訪者への普及啓発(最上町)
 - ・本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入の検討(最上町)
- その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。
 - ・町内全域デマンド交通に対し、住民への周知・利用案内のチラシなどを作成し全戸配布。利用率の向上を目指す。(最上町)
 - ・デマンド交通の利用状況を調査・検討を行い、より効率的な運用を検討する(最上町)

2. 運行システムの概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付

3. 運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

○山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標2の最上町相当分の達成

- ・県全体目標値（目標年度 R7 年度末）

RESASの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人

- ・最上町目標値（目標年度 R7 年度末）

県外 406 人 県内 1,531 人

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標3の最上町相当分の達成

- ・県全体目標値（目標年度 R7 年度末）

市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人

- ・最上町の目標値（目標年度 R7 年度末）

1.3 回／人（直近年度の実績 5,238 人）

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標4の最上町相当分の達成

- ・県全体目標値（目標年度 R7 年度末）

市町村の移動サービスに対する負担額

地域鉄道：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円）

路線バス：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）

コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）

デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）

タクシー：1 億円（直近年度の実績 3,000 千円）

- ・最上町目標値（目標年度 R7 年度末）※令和 3 年 8 月より町内全域デマンド化予定

（当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況地を記載）

デマンド交通：20,000 千円（直近年度の実績 18,860 千円（デマンド分）、
1,843 千円（定時定路分））

○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

デマンド最上町区域（国庫補助対象路線）の年間利用者数：8,000 人以上

（直近年度の実績 4,239 人（デマンド分）、999 人（定時定路分））

デマンド最上町区域の収支率：6%以上（直近年度の実績 5.1%）

デマンド最上町区域への最上町負担額 18,800 千円

（直近年度の実績 17,896 千円（デマンド分）、1,655 千円（定時定路分））

○事業の効果

- ・上記路線を維持することにより、最上町内全域の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

- ・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新の RESAS の数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、最上町公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって、最上町バス事業デマンド型交通に係る運行費用約 20,000 千円については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を町で負担している。

また、「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する最上町の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係)

5. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
予約制乗合バス前森・黒沢エリア、月楯・萱場エリアを交互運行しているバス車両については、平成 20 年に購入した普通自動車（8 人乗り）を予約制乗合バスとして使用しており、耐用年数を大幅に上回る 8 年を経過しているほか、利用者数の増加により乗車定員乗車し、利用を制限しなければならない状況となっていることから、安心安全な輸送を確保するために小型車両を 1 台購入する必要がある。
6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
<p>○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標 3 の最上町相当分の達成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県全体目標値（目標年度 R7 年度末） 市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人 ・最上町の目標値（目標年度 R7 年度末） 1.3 回／人（直近年度の実績 5,238 人） <p>○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標 4 の最上町相当分の達成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県全体目標値（目標年度 R7 年度末） 市町村の移動サービスに対する負担額 地域鉄道：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円） 路線バス：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円） コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円） デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円） タクシー：1 億円（直近年度の実績 3,000 千円） ・最上町目標値（目標年度 R7 年度末）※令和 3 年 8 月より町内全域デマンド化予定 （当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況地を記載） デマンド交通：20,000 千円（直近年度の実績 18,860 千円（デマンド分）、 1,843 千円（定時定路分）） <p>○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> 予約制乗合バス（前森・黒沢エリア、月・楯萱場エリア）の年間利用者数：2,000 人以上 （直近年度の実績 866 人） 予約制乗合バス（前森・黒沢エリア、月・楯萱場エリア）の収支率：4.2% （直近年度の実績 1.6%） 予約制乗合バス（前森・黒沢エリア、月楯・萱場エリアへの最上町負担額 6,700 千円 （直近年度の実績 6,907 千円）
(2) 事業の効果
<p>予約制乗合バス（前森・黒沢エリア、月楯・萱場エリア）を維持することにより、前森集落・黒沢集落・月楯集落・萱場集落の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。</p> <p>購入予定の車両で、前森・黒沢エリア、月楯・萱場エリアを交互運行することにより、利用者増加による乗車定員の心配をせずに、安心安全な運行形態を構築する。</p>
7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6」を作成し添付

8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る予約制乗合バス（前森・黒沢エリア、月楯・萱場エリア）について、車両の取得に係る費用総額 5,650 千円のうち、補助金額については、最上町で国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。

○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論

○山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会）

<令和3年度>

- ・令和3年6月28日（第1回）：国庫補助要綱改正を踏まえた地域公共交通計画の修正についての議論
- ・令和3年8月25日（第2回）：地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画認定申請の提出等についての議論
- ・令和4年1月31日（第3回）：令和3年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論
- ・令和4年3月24日（第4回）：令和4年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の手続き等について

<令和4年度>

- ・令和4年6月27日（第1回）：地域公共交通計画の修正等についての議論
- ・令和4年9月21日（第2回）：地域間幹線系統の協議運賃についての議論（書面協議）
（日付けは書面協議成立時）
- ・令和5年1月27日（第3回）：令和4年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論
- ・令和5年3月30日（第4回）：山形県地域公共交通計画の変更について（書面協議）
（日付けは書面協議成立時）

○山形県地域公共交通活性化協議会（地域別部会）

<令和3年度>

山形県地域公共交通活性化協議会最上地域別部会

- ・令和4年2月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業詳細の変更

<令和4年度>

山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（最上）

- ・令和5年2月27日（書面協議）：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の
（日付けは書面協議成立時） 詳細の変更

○最上町地域公共交通会議

<令和3年度>

- ・令和3年6月17日（第1回）：定時定路線型バスから予約制乗合バスへの変更についての議論 等
- ・令和4年2月（書面協議）：予約制乗合バスエリア分割運行及び運行時刻変更 等

○その他公共交通関連会合・住民説明会等

- ・予約制乗合バスの新たなエリア運行に伴う住民説明会及び、デマンドバス試乗会

○山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会

- ・令和3年4月20日：補助要綱の改正とそれに伴う県計画の修正の説明・質疑応答

10. 利用者等の意見の反映状況
<p>山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により最上町民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。</p> <p>わが町では、バスの運行について住民からの声や利用状況等を調査・検討し、特に利用の多い高齢者に対し通院や買い物への移動の支援を行い、健康で安心して生活できる環境づくりを行っている。</p>
11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付</p>
12. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要
【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】
(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等
(2) 交通手段の検討状況

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 山形県最上郡最上町大字向町 644

(所 属) 最上町役場 総務企画課 財務行革推進室

(氏 名) 佐藤 輝彦

(電 話) 0233-43-2111

(e-mail) gyokaku@town.mogami.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
最上町	最上町	(1) 東エリア (赤倉塚田方面)		最上町		往 km 復 km	244日	972回			区域運行	②(1)	JR最上駅で接続	③
	最上町	(2) 東エリア (満沢方面)		最上町		往 km 復 km	244日	488回			区域運行	②(1)	JR最上駅で接続	③
	最上町	(3) 前森・黒沢エリア 月楯・萱場エリア		最上町		往 km 復 km	244日	732回			区域運行	②(1)	JR最上駅で接続	③
	最上町	(4) 西エリア		最上町		往 km 復 km	244日	972回			区域運行	②(1)	JR最上駅で接続	③
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
最上町	最上町	(1) 東エリア (赤倉塚田方面)		最上町		往 km 復 km	244日	972回			区域運行	②(1)	JR最上駅で接続	③
	最上町	(2) 東エリア (満沢方面)		最上町		往 km 復 km	244日	488回			区域運行	②(1)	JR最上駅で接続	③
	最上町	(3) 前森・黒沢エリア 月楯・萱場エリア		最上町		往 km 復 km	244日	732回			区域運行	②(1)	JR最上駅で接続	③
	最上町	(4) 西エリア		最上町		往 km 復 km	244日	972回			区域運行	②(1)	JR最上駅で接続	③
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
最上町	最上町	(1) 東エリア (赤倉塚田方面)		最上町		往 km 復 km	244日	972回			区域運行	②(1)	JR最上駅で接続	③
	最上町	(2) 東エリア (満沢方面)		最上町		往 km 復 km	244日	488回			区域運行	②(1)	JR最上駅で接続	③
	最上町	(3) 前森・黒沢エリア 月楯・萱場エリア		最上町		往 km 復 km	244日	732回			区域運行	②(1)	JR最上駅で接続	③
	最上町	(4) 西エリア		最上町		往 km 復 km	244日	972回			区域運行	②(1)	JR最上駅で接続	③
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細（変更）

市町村名： 白鷹町

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

○山形県地域公共交通計画<施策・事業3-2-1>地域内交通ネットワークについて、町内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。

- ・地域公共交通会議おける、町内交通ネットワークの課題に関する年1回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（白鷹町）

○山形県地域公共交通計画<施策・事業1-1-1><1-2-1>によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。（白鷹町）

- ・GTFS-JP（GTFS-RT）の作成・提供（白鷹町）

○山形県地域公共交通計画の<施策・事業3-1-1>に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（白鷹町）

- ・地域公共交通計画の<施策・事業2-1-1>によって導入される交通系ICカードについて、町民や来訪者への普及啓発（事業者、白鷹町）
- ・本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入の検討（白鷹町、町内事業者）

○その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。

2. 運行システムの概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付

3. 運行システムの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

○山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標2の白鷹町相当分の達成

- ・県全体目標値（目標年度R7）

RESASの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人

- ・白鷹町目標値（目標年度R7）

県外 300 人、県内 1,800 人

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標3の白鷹町相当分の達成

- ・県全体目標値（目標年度R7）

市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人

- ・白鷹町の目標値（目標年度R7）

0.40 回／人（直近年度の実績 5,833 人）

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標4の白鷹町相当分の達成

- ・県全体目標値（目標年度R7）

市町村の移動サービスに対する負担額

地域鉄道：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円）

路線バス：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）

コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）

デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）

タクシー：1 億円（直近年度の実績 3,000 千円）

- ・白鷹町目標値（目標年度R7）

（当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況地を記載）

地域鉄道：13,440 千円（直近年度の実績 24,042 千円）

デマンド交通：8,400 千円（直近年度の実績 12,578 千円）

○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

全町線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：6,000 人以上（直近年度の実績 5,833 人）

全町線の収支率：20%以上（直近年度の実績 20%）

全町線への白鷹町負担額 10,000 千円（直近年度の実績 10,168 千円）

公立置賜病院線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：200 人以上（直近年度の実績 171 人）

公立置賜病院線の収支率：11%以上（直近年度の実績 11%）

公立置賜病院線への白鷹町負担額 4,582 千円（直近年度の実績 1,537 千円）

○事業の効果

- ・上記路線を維持することにより、町内の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

- ・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のRESASの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、白鷹町公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る路線について、その運行に係る費用総額 18,255 千円のうち、白鷹町から運行事業者への委託金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

また、上記路線への白鷹町の補助金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する白鷹町の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第21条第1号～第4号関係)

5. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論
○ 山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会） <令和3年度> ・令和3年6月28日（第1回）：国庫補助要綱改正を踏まえた地域公共交通計画の修正についての議論 ・令和3年8月25日（第2回）：地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画認定申請の提出等についての議論 ・令和4年1月31日（第3回）：令和3年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論 ・令和4年3月24日（第4回）：令和4年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の手続き等について <令和4年度> ・令和4年6月27日（第1回）：地域公共交通計画の修正等についての議論 ・令和4年9月21日（第2回）：地域間幹線系統の協議運賃についての議論（書面協議）（日付けは書面協議成立時） ・令和5年1月27日（第3回）：令和4年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論 ・令和5年3月 日（第4回）：山形県地域公共交通計画の変更について（書面協議）（日付けは書面協議成立時）

＜令和3年度＞

山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（置賜）

- ・令和4年2月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業詳細の変更

○ 白鷹町地域公共交通会議

＜令和3年度＞

・令和4年2月22日：地域交通の利便性向上に向けたデマンド交通町外延伸便に関する議論

＜令和4年度＞

・令和5年1月25日：地域交通の利便性向上に向けたデマンド交通町外延伸便及び自家用有償旅客運送に関する議論

○ その他公共交通関連会合・住民説明会等

○ 山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会

・令和3年4月20日：補助要綱の改正とそれに伴う県計画の修正の説明・質疑応答

10. 利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により白鷹町民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

本町では、白鷹町地域公共交通会議の開催により意見を収集している。

11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付

12. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要

【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

（1）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

該当なし

（2）交通手段の検討状況

該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥甲 833

（所 属）企画政策課

（氏 名）金子 秀人

（電 話）0238-85-6123

（e-mail）kikaku@town.shirataka.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
白鷹町	(株)朝日観光タクシー (株)白鷹タクシー	(1) 白鷹町デマンドタクシー		全町		往 km 復 km	241日	1,687回		区域運行	①・②(1)	荒砥駅で山交バス(山形市役所(六角・荒砥)長井)及び山形鉄道フラワー長井線と接続	③
	(株)朝日観光タクシー (株)白鷹タクシー	(2) 公立置賜病院線	白鷹町立病院	ヤマザワ長井店	置賜公立病院	往 17.8km 復 17.8km	48日	96回		路線不定期運行	①・②(1)	白鷹町役場前で山交バス(山形市役所(六角・荒砥)長井)と接続	③
		(3)				往 km 復 km	日	回					
		(4)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
白鷹町	(株)朝日観光タクシー (株)白鷹タクシー	(1) 白鷹町デマンドタクシー		全町		往 km 復 km	241日	1,687回		区域運行	①・②(1)	荒砥駅で山交バス(山形市役所(六角・荒砥)長井)及び山形鉄道フラワー長井線と接続	③
	(株)朝日観光タクシー (株)白鷹タクシー	(2) 公立置賜病院線	白鷹町立病院	ヤマザワ長井店	置賜公立病院	往 17.8km 復 17.8km	48日	96回		路線不定期運行	①・②(1)	白鷹町役場前で山交バス(山形市役所(六角・荒砥)長井)と接続	③
		(3)				往 km 復 km	日	回					
		(4)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
白鷹町	(株)朝日観光タクシー (株)白鷹タクシー	(1) 白鷹町デマンドタクシー		全町		往 km 復 km	241日	1,687回		区域運行	①・②(1)	荒砥駅で山交バス(山形市役所(六角・荒砥)長井)及び山形鉄道フラワー長井線と接続	③
	(株)朝日観光タクシー (株)白鷹タクシー	(2) 公立置賜病院線	白鷹町立病院	ヤマザワ長井店	置賜公立病院	往 17.8km 復 17.8km	48日	96回		路線不定期運行	①・②(1)	白鷹町役場前で山交バス(山形市役所(六角・荒砥)長井)と接続	③
		(3)				往 km 復 km	日	回					
		(4)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
庄内町	庄内町	(1) 立谷沢余目線 (中村経由)	北月山荘	中村地区、 立川総合支 所	庄内町役場	往41.4km 復41.4km	155日	306.5回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(2) 立谷沢余目線 (鉢子経由)	北月山荘	鉢子地区、 立川総合支 所	庄内町役場	往43.1km 復43.1km	361日	637.5回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(3) 小出新田循環線	庄内町役場	小出新田地区	兼古商店前	循環 31.3km	147日	294回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(4) 小出新田循環線3便	庄内町役場	小出新田地区	古関(循環)	17.3km	147日	73.5回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(5) 家根合循環線	庄内町役場	家根合地区	森田内科	循環 34.4km	147日	294回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(6) 家根合循環線3便	庄内町役場	家根合地区	下朝丸	25.2km	147日	73.5回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(7) 狩川循環線	庄内町役場	立川総合支所	富樫接骨院	循環 32.3km	147日	294回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(8) 狩川循環線3便	庄内町役場	立川総合支所	近江新田	21.4km	147日	73.5回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(9) 平岡循環線	庄内町役場	平岡地区	松蔵商店前	循環 27.3km	147日	294回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(10) 平岡循環線3便	庄内町役場	平岡地区	跡	18.7km	147日	73.5回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(11) 中心市街地循環線	庄内町役場	庄内余目病院	庄内町役場	循環 8.9km	294日	2,352回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	有限会社立川タクシー	(12) 三ヶ沢狩川線	三ヶ沢	立川総合支所	狩川駅	往 7.3km 復 7.3km	247日	694回			路線不定期運行	②(1)	JR狩川駅に接続	③
	有限会社立川タクシー	(13) 出川原狩川線	旭町	立川総合支所	狩川駅	往 7.7km 復 7.7km	247日	476回			路線不定期運行	②(1)	JR狩川駅に接続	③
	余目タクシー有限会社	(14) 余目酒田線	余目駅	庄内余目病院	日本海総合病院	往 11.1km 復 11.1km	247日	1,482回			路線不定期運行	①・②(1)	日本海総合病院で補 助対象地域間幹線系	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
庄内町	庄内町	(1) 立谷沢余目線 (中村経由)	北月山荘	中村地区、 立川総合支 所	庄内町役場	往41.4km 復41.4km	155日	306.5回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(2) 立谷沢余目線 (鉢子経由)	北月山荘	鉢子地区、 立川総合支 所	庄内町役場	往43.1km 復43.1km	361日	637.5回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(3) 小出新田循環線	庄内町役場	小出新田地区	兼古商店前	循環 31.3km	147日	294回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(4) 小出新田循環線3便	庄内町役場	小出新田地区	古関(循環)	17.3km	147日	73.5回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(5) 家根合循環線	庄内町役場	家根合地区	森田内科	循環 34.4km	147日	294回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(6) 家根合循環線3便	庄内町役場	家根合地区	下朝丸	25.2km	147日	73.5回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(7) 狩川循環線	庄内町役場	立川総合支所	富樫接骨院	循環 32.3km	147日	294回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(8) 狩川循環線3便	庄内町役場	立川総合支所	近江新田	21.4km	147日	73.5回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(9) 平岡循環線	庄内町役場	平岡地区	松蔵商店前	循環 27.3km	147日	294回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(10) 平岡循環線3便	庄内町役場	平岡地区	跡	18.7km	147日	73.5回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(11) 中心市街地循環線	庄内町役場	庄内余目病院	庄内町役場	循環 8.9km	294日	2,352回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	有限会社立川タクシー	(12) 三ヶ沢狩川線	三ヶ沢	立川総合支所	狩川駅	往 7.3km 復 7.3km	247日	694回			路線不定期運行	②(1)	JR狩川駅に接続	③
	有限会社立川タクシー	(13) 出川原狩川線	旭町	立川総合支所	狩川駅	往 7.7km 復 7.7km	247日	476回			路線不定期運行	②(1)	JR狩川駅に接続	③
	余目タクシー有限会社	(14) 余目酒田線	余目駅	庄内余目病院	日本海総合病院	往 11.1km 復 11.1km	247日	1,482回			路線不定期運行	①・②(1)	日本海総合病院で補 助対象地域間幹線系	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
庄内町	庄内町	(1) 立谷沢余目線 (中村経由)	北月山荘	中村地区、 立川総合支所	庄内町役場	往41.4km 復41.4km	155日	306.5回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(2) 立谷沢余目線 (鉢子経由)	北月山荘	鉢子地区、 立川総合支所	庄内町役場	往43.1km 復43.1km	361日	637.5回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(3) 小出新田循環線	庄内町役場	小出新田地区	兼古商店前	循環 31.3km	147日	294回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(4) 小出新田循環線3便	庄内町役場	小出新田地区	古園(循環)	17.3km	147日	73.5回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(5) 家根合循環線	庄内町役場	家根合地区	森田内科	循環 34.4km	147日	294回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(6) 家根合循環線3便	庄内町役場	家根合地区	下朝丸	25.2km	147日	73.5回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(7) 狩川循環線	庄内町役場	立川総合支所	富樫接骨院	循環 32.3km	147日	294回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(8) 狩川循環線3便	庄内町役場	立川総合支所	近江新田	21.4km	147日	73.5回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(9) 平岡循環線	庄内町役場	平岡地区	松蔵商店前	循環 27.3km	147日	294回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(10) 平岡循環線3便	庄内町役場	平岡地区	跡	18.7km	147日	73.5回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(11) 中心市街地循環線	庄内町役場	庄内余目病院	庄内町役場	循環 8.9km	294日	2,352回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	有限会社立川タクシー	(12) 三ヶ沢狩川線	三ヶ沢	立川総合支所	狩川駅	往 7.3km 復 7.3km	247日	694回			路線不定期運行	②(1)	JR狩川駅に接続	③
	有限会社立川タクシー	(13) 出川原狩川線	旭町	立川総合支所	狩川駅	往 7.7km 復 7.7km	247日	476回			路線不定期運行	②(1)	JR狩川駅に接続	③
	余目タクシー有限会社	(14) 余目酒田線	余目駅	庄内余目病院	日本海総合病院	往 11.1km 復 11.1km	247日	1,482回			路線不定期運行	①・②(1)	日本海総合病院で補 助対象地域間幹線系	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。